

平成20年 第2回

# 南会津町議会定例会 会議録

南会津町議会

## 平成20年第2回南会津町議会定例会 第1日

### 議事日程（第1号）

平成20年6月13日（金曜）午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

日程第 4 報告第2号から議案第54号まで一括上程

（提案理由の説明）

日程第 5 後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙

日程第 6 請願・陳情の委員会付託

平成20年請願第1号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化  
を求める請願書

平成20年請願第2号 「非核日本宣言」を求める意見書の採択についての請  
願

平成20年請願第3号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書採択に  
関する請願書

平成20年請願第4号 住基ネットの見直しを求める請願書

平成20年請願第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出に関する  
請願

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

### 出席議員（22名）

|    |      |    |    |      |    |
|----|------|----|----|------|----|
| 1番 | 湯田哲  | 議員 | 2番 | 渡部俊夫 | 議員 |
| 3番 | 高野精一 | 議員 | 4番 | 馬場信作 | 議員 |
| 5番 | 山内政  | 議員 | 6番 | 渡部優  | 議員 |
| 7番 | 星光久  | 議員 | 8番 | 楠正次  | 議員 |

|       |         |    |       |         |    |
|-------|---------|----|-------|---------|----|
| 9 番   | 大 宅 宗 吉 | 議員 | 1 0 番 | 渡 部 忠 雄 | 議員 |
| 1 1 番 | 湯 田 秀 春 | 議員 | 1 2 番 | 星 登 志 一 | 議員 |
| 1 3 番 | 星 和 男   | 議員 | 1 4 番 | 平 野 昌 盛 | 議員 |
| 1 5 番 | 阿久津 梅 夫 | 議員 | 1 6 番 | 渡 部 東   | 議員 |
| 1 7 番 | 芳賀沼 順 一 | 議員 | 1 8 番 | 菅 家 幸 弘 | 議員 |
| 1 9 番 | 大 竹 幸 一 | 議員 | 2 0 番 | 児 山 寿 明 | 議員 |
| 2 1 番 | 五十嵐 司   | 議員 | 2 2 番 | 渡 部 康 吉 | 議員 |

欠席議員（なし）

#### 説明のための出席者

|         |               |         |                   |
|---------|---------------|---------|-------------------|
| 湯 田 芳 博 | 町 長           | 渡 辺 仁   | 副 町 長             |
| 横 山 恒 廣 | 教 育 長         | 五十嵐 竹 則 | 会 計 室 長           |
| 穴 戸 英 樹 | 直 轄 政 策 室 長   | 室 井 裕   | 総 務 課 長           |
| 星 光 幸   | 企 画 観 光 課 長   | 馬 場 増 男 | 税 務 課 長           |
| 長 沼 芳 樹 | 住 民 生 活 課 長   | 近 藤 甚 悦 | 健 康 福 祉 課 長       |
| 大 竹 政 義 | 建 設 課 長       | 星 安 晴   | 環 境 水 道 課 長       |
| 角 田 厚   | 農 林 課 長       | 渡 部 文 政 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 |
| 斎 藤 友 一 | 学 校 教 育 課 長   | 酒 井 直 伸 | 生 涯 学 習 課 長       |
| 星 廣 政   | 館 岩 総 合 支 所 長 | 横 山 孝 夫 | 伊 南 総 合 支 所 長     |
| 児 玉 忠 男 | 南 郷 総 合 支 所 長 |         |                   |

#### 事務局職員出席者

|         |         |         |             |
|---------|---------|---------|-------------|
| 渡 部 俊 夫 | 事 務 局 長 | 馬 場 秀 成 | 事 務 局 長 補 佐 |
|---------|---------|---------|-------------|

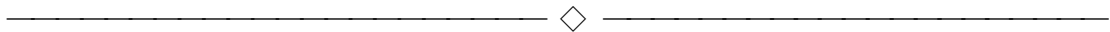
開会 午前 10 時 00 分

◎開会の宣告

○渡部康吉議長 おはようございます。本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は22名であります。

ただいまから平成20年第2回南会津町議会定例会を開会します。



◎表彰状の披露並びに伝達

○渡部康吉議長 会議に先立ちまして、表彰の披露並びに伝達を行います。

去る6月3日に行われました平成20年度福島県町村議会議長会定例総会の席上において、本町議会が優良町村議会として表彰されました。また、同席上において長年にわたる議員活動の功績が認められ、本町議会議員、私、渡部康吉が特別功労者として表彰を受けました。

これより表彰状の披露並びに伝達を行います。

初めに、町議会の表彰について、局長より披露いたさせます。

○渡部俊夫事務局長 それでは、私のほうから表彰をご披露させていただきます。

表彰状、南会津郡南会津町議会殿。貴議会は、地方自治の本旨に基づいて議会運営の改善に努め、もって郷土の発展と住民福祉を増進した功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成20年6月3日。福島県町村議会議長会会長、坂本紀一。

〔拍手〕

○渡部康吉議長 続きまして、特別功労表彰の伝達を行います。

私自身にかかわるものですので、伝達を五十嵐司副議長にお願いします。

○渡部俊夫事務局長 それでは、副議長、前にお進みください。

このたびの表彰は、町村議会議員として20年以上在職、特別功労者として表彰されました。

渡部康吉議員、前にお進みください。

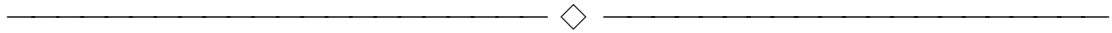
○五十嵐司副議長 表彰状、渡部康吉殿。あなたは、町村議会議員として20年の長きにわたり、地方自治の振興発展と住民福祉の向上に尽くされた功績は、まことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成20年6月3日。福島県町村議会議長会会長、坂本紀一。代読。

どうもおめでとうございます。

〔拍手〕

○渡部康吉議長 以上で、表彰状の披露並びに伝達を終わります。



#### ◎執行部紹介

○渡部康吉議長 次に、執行部より去る4月1日付で新副町長の選任及び定期人事異動に伴う職員について、紹介したい旨の申し出がなされておりますので、これを許可します。

副町長。

○渡辺 仁副町長 新年度に入りましての初めての議会でございますので、紹介をさせていただきますと思います。

初めに私ですが、4月1日付で副町長に選任をいただきました渡辺仁でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

〔拍手〕

○渡辺 仁副町長 続いて私から、4月1日付で人事異動のありました職員についてご紹介いたします。

議員の皆様から向かいまして右側前列からでございますが、会計管理者並びに会計室長の五十嵐竹則です。

〔拍手〕

○渡辺 仁副町長 次に、総務課長の室井裕です。

〔拍手〕

○渡辺 仁副町長 次に、税務課長の馬場増男です。

〔拍手〕

○渡辺 仁副町長 次に、住民生活課長の長沼芳樹です。

〔拍手〕

○渡辺 仁副町長 次に、農林課長の角田厚です。

〔拍手〕

○渡辺 仁副町長 次に、健康福祉課長、兼務しまして保健センター所長の近藤甚悦です。

〔拍 手〕

○渡辺 仁副町長 次に、企画観光課長の星光幸です。

〔拍 手〕

○渡辺 仁副町長 次に、学校教育課長の斎藤友一です。

〔拍 手〕

○渡辺 仁副町長 次に、舘岩総合支所長、兼務しまして舘岩会館長の星廣政です。

〔拍 手〕

○渡辺 仁副町長 次に、南郷総合支所長、兼務しまして南郷総合センター所長の児山忠男です。

〔拍 手〕

○渡辺 仁副町長 次に、建設課長の大竹政義です。

〔拍 手〕

○渡辺 仁副町長 最後に、参事兼環境水道課長の星安晴です。

〔拍 手〕

○渡辺 仁副町長 以上、ご紹介申し上げましたが、どうぞよろしくお願いいたします。

〔拍 手〕

○渡部康吉議長 私からは、議会事務局長の異動がありましたので紹介します。

議会事務局長の渡部俊夫です。

〔拍 手〕

————— ◇ —————

#### ◎開議の宣告

○渡部康吉議長 それでは、ただいまより本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

#### ◎議事日程の報告

○渡部康吉議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。

大変暑くなってきておりますので、上衣の脱衣を許可します。

---

◇

◎会議録署名議員の指名

○渡部康吉議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番、湯田哲君、21番、五十嵐司君を指名いたします。

---

◇

◎会期の決定

○渡部康吉議長 次に、日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、本日より6月20日までの8日間とし、明14日から17日までを休会として、お手元にご配付の審議予定表のとおりといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日より6月20日までの8日間とし、明14日から17日までを休会とすることに決しました。

---

◇

◎資料の訂正について

○渡部康吉議長 ここで、総務課長より発言したい旨の申し出がありますので、これを許可します。

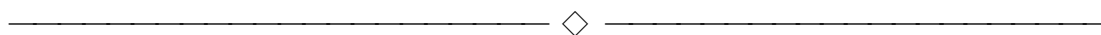
総務課長。

○室井 裕総務課長 事前に配付しております議案の附属資料の中で、条例改正等の説明書の一部に文字の誤りが発見されましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

訂正箇所につきましては、条例改正等の説明書の3ページでございます。上から4行目、「新築住宅に係る」というところの行でございますが、その後段、「税額から2分に1を」と

いうことで表記されておりますが、「2分の1を」ということで「に」を「の」に訂正をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○渡部康吉議長 ただいま総務課長説明のとおり、文言の訂正であります。それぞれ訂正方よろしくお願いいたします。ご了承願います。



#### ◎諸報告

○渡部康吉議長 次に、日程第3、諸報告を行います。

初めに、議長報告を行います。

平成20年第1回南会津町議会定例会以後の議会活動状況及び議員派遣の結果報告及び産業建設委員会並びに文教厚生委員会の所管事務調査報告書は、お手元にご配付のとおりであります。報告の詳細は、配付してあります文書によってご了承願います。

次に、去る4月21日に開催されました平成20年第1回田島下郷町衛生組合議会臨時会及び5月29日に開催された平成20年第1回南会津地方広域市町村圏組合議会臨時会に、関係議員が出席して審議した結果のその概要は、お手元にご配付のとおりであります。報告の詳細は配付の文書によってご了承願います。

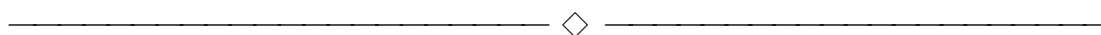
次に、平成20年5月までの例月出納検査の結果について、監査委員より報告書が提出されております。事務局に保管されておりますのでご了承願います。

議長からは以上であります。

次に、町長報告を行います。

平成20年第1回定例会以後の一般行政報告書は、お手元にご配付のとおりであります。報告の詳細は、配付してあります文書によってご了承願います。

以上で、諸報告を終わります。



#### ◎報告第2号から議案第54号まで一括上程、説明

○渡部康吉議長 次に、日程第4、報告第2号から議案第54号までを一括上程いたします。

提出者の町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○湯田芳博町長 平成20年第2回南会津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多忙のところご参集を賜り、まことにありがとうございます。

提案理由の説明を申し上げる前に、5月2日から3日にかけてミャンマーを襲った大型サイクロンによる大規模災害、さらには5月12日の中国・四川大地震により、多くの方々が犠牲になられております。犠牲になられた方々に哀悼の意を表するとともに、両地域の早期の復興を心より願うものであります。

それでは、今期定例会に提出をいたしました各議案の提案理由の説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜りまして、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

初めに、報告第2号 専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したため、同条第2項の規定により報告するものであります。

まず、専決第3号 和解についてであります。本件は平成20年2月21日、南会津町押戸地内において住民の方が除雪作業中、消火栓の内部配管部分を損傷させたものでありまして、過失割合を相手方100%として、修理費用5万3,000円の支払いを受けることで合意しましたので、和解について専決処分をしたものであります。

次に、専決第4号 損害賠償の額の決定並びに和解についてであります。本件は平成20年2月9日、南郷総合支所敷地内において除雪作業中、駐車してあった相手車両を衝突損傷させたものでありまして、過失割合を町100%として、相手方に賠償金15万668円を支払うことで合意しましたので、損害賠償の額の決定並びに和解について専決処分をしたものであります。

次に、専決第5号 損害賠償の額の決定並びに和解についてであります。本件は平成20年2月26日、田島中学校の入学説明会に来校していた保護者の駐車中の車両が、同校体育館の屋根からの落雪により損傷したものであり、過失割合を町が90%、相手方が10%とし、相手方に賠償金20万5,998円を支払うことで合意をいたしましたので、損害賠償の額の決定並びに和解について専決処分をしたものであります。

次に、議案第43号 専決処分についてご説明を申し上げます。

本件は、さきの3月議会定例会最終日に申し上げました平成19年度各会計の最終補正予算について、専決処分したものであります。

初めに、専決第6号 平成19年度南会津町一般会計補正予算（第7号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ862万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ128億5,132万6,000円としたものであります。その補正の主な内容は、各種財源や事務事業の確定及び実績見込み等によるものでありまして、歳入の主なものでは、特別交付税の確定に伴う地方交付税のほか、町税、地方譲与税等を追加する一方、事業の確定見込みにより国・県の支出金、基金繰入金、町債を減額したものであります。また、第17款寄附金と第20款諸収入の増減は、予算の組み替えが主な要因となっております。

一方、歳出につきましては各特別会計への繰出金の調整を初め、人件費や事務事業費の確定及び実績等により整理補正したものでありまして、財源調整を予備費で措置したものであります。さらには、繰越明許費の追加と地方債の変更は、それぞれ第2表繰越明許費補正、第3表地方債補正のとおりであります。

次に、専決第7号 平成19年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ5,560万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ23億2,387万5,000円としたものであります。歳入では国庫支出金、県支出金及び療養給付費交付金を追加し、一般会計繰入金等を減額したものでありまして、歳出では各種事務事業経費のほか保険給付費等を減額補正し、予備費で財源調整したものであります。

次に、専決第8号 平成19年度南会津町老人保健特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ2,131万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ22億5,313万円としたものであります。補正の内容は、実績見込みにより歳出の医療諸費を減額し、歳入では支払基金交付金等の交付額の確定に基づき補正するほか、一般会計繰入金で財源調整を図ったものであります。

次に、専決第9号 平成19年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1,378万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ14億5,459万1,000円としたものであります。歳入では、国庫支出金及び支払基金交付金等の額の確定に伴い補正するほか、歳出の補正額に対応して一般会計繰入金と基金繰入金を減額したものであります。一方、歳出では保険給付費及び事務経費の確定見込みにより減額補正となりました。

次に、専決第10号 平成19年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

についてであります。本補正予算は、歳入歳出それぞれ340万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億976万6,000円としたものであります。補正の内容は、歳出の施設管理費の減額を、歳入の一般会計繰入金の減額補正で措置したものであります。

次に、専決第11号 平成19年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ176万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,253万9,000円としたものであります。歳出では、新設改良費及び維持管理费用等の確定見込みにより、関連経費を減額補正するものでありまして、歳出の減額に対応して一般会計繰入金を減額補正したものであります。

次に、専決第12号 平成19年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ439万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,985万1,000円としたものであります。歳入は、手数料等の決算見込み額により減額及び追加補正したほか、歳出補正額に対応して繰入金を減額補正いたしました。一方、歳出の補正は一般管理費と維持管理費の減額補正であります。

以上、専決処分いたしました7件につきましてご説明を申し上げましたので、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第44号 政治倫理の確立のための南会津町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、郵便貯金法等が廃止となったことから、用語等の整理を行うものであります。

次に、議案第45号 南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、総合支援センターの開所に伴い、南郷総合センター及び伊南会館の管理嘱託員を非常勤特別職から臨時雇用職員へと変更したことから、廃止となる非常勤特別職について、所要の改正をするものであります。

次に、議案第46号 南会津町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が本年4月30日に公布されたことに伴い、町税条例の一部を改正するものであります。主な改正内容は、個人住民税では税源の偏在を是正する誘導策として、いわゆるふるさと納税に係る寄附金税制が所得控除方式から税額控除方式に改め

られたほか、証券税制の軽減税率の見直し、さらには納税等徴収事務の効率化を図る観点から、公的年金からの特別徴収制度が導入されたことによる改正であります。また、固定資産税では、住宅税制への拡充と新築住宅の軽減措置の適用期限が延長されたところであります。

次に、議案第47号 南会津町税特別措置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、略称であります但企業立地促進法に基づき、会津地域基本計画が国の同意を得られましたので、同法により設置した事業者の固定資産税の免除規定を追加するほか、農村地域工業等導入促進法関連の省令が一部改正されたことに伴い、特別工業等導入地区における固定資産税の課税免除期間を延長するものであります。

次に、議案第48号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、国民健康保険事業における医療費の動向や、後期高齢者医療制度の創設に伴う新たな後期高齢者支援金の総額見込みなど、総合的に勘案をして事業の安定運営に必要な税額を適正に賦課するため、国民健康保険税率の改正を行うものであります。

今回の税率改正内容は、ご配付の条例改正等の説明書のとおりであります但、医療制度の改正による後期高齢者支援金の保険者負担や、被保険者数の減少などによって、国民健康保険の財政基盤がかつてない厳しい状況になっております。また、合併協議の調整事項に基づきまして、本年度より均一課税に移行することといたしました。新町における速やかな一体性の確立と国民健康保険の健全で円滑な運営を確保するため、関係条例を改正するものでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、議案第49号 南会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、個人情報保護の観点から戸籍法の一部が改正され、戸籍の公開制度を見直し、戸籍の謄抄本等の交付請求できる範囲が制限されましたので、これに準じて条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第50号 南会津町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、平成17年度の税制改正により年金課税が見直されたことによって、保険料が大幅に上昇することがないように、平成18年度から2年間の激変緩和措置がとられてまいりましたが、これをさらに1年間延長するため、附則において改正するものであります。

次に、議案第51号 南会津町前沢曲家資料館条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、前沢交流館改修工事に伴い、当該施設を追加して所要の改正を行うもので、利用料金については館岩会館に準じて設定をいたしました。

次に、報告第3号 平成19年度南会津町繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

本報告は、地方自治法施行令の規定に基づき、繰越明許費に係る繰越計算書の報告をするもので、統合保育所建設事業等8件の事業について平成20年度に繰り越しをしたものであります。

次に、議案第52号 平成20年度南会津町一般会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1,267万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ119億7,067万2,000円とするものであります。主な内容は、年度開始後の国庫補助事業の追加内示や、新たな事業に伴う予算の計上等による補正であります。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

第14款国庫支出金は、田島地域のまちづくり交付金事業の追加配分で、450万円の追加計上であります。

第15款県支出金は、本年9月に開設予定の田島第二小学校区の放課後児童対策事業等の補助金74万5,000円を追加するものであります。

第17款寄附金は、特殊寄附40万円の計上でありまして、第18款繰入金は、総合支援センター館岩の施設改修費と地域助け合いモデル事業に充当するため、131万円をそれぞれの基金から繰り入れするものであります。

第20款諸収入は、雪害による町有施設の建物共済保険金収入や、内示があった長寿社会づくり事業交付金など、計571万7,000円の追加計上であります。

続いて、歳出について主な内容をご説明申し上げます。

第2款総務費は、南郷総合支所の庁舎管理経費の組み替え、総合支援センター館岩の改修工事費、集落集会施設修繕費補助金等で285万9,000円の追加であります。

第3款民生費は、田島第二小学校区で予定しております放課後児童対策事業や、地域助け合いモデル事業補助金の追加等を含めまして、446万5,000円を追加するものであります。

第7款商工費は、ウォーク&フェスティバル実行委員会補助金の追加と、雪害に遭った町有施設修繕工事で400万円の追加補正であります。

第8款土木費は、歳入で説明いたしましたまちづくり交付金事業及び河川修繕費を追加し、630万円の計上であります。

第10款教育費は、雪害による集会施設の修繕工事費のほか、社会教育費について補正し、合わせて119万6,000円を追加するものでありまして、本補正予算全体で不足する財源は、第14款予備費で調整を図るものであります。

以上、一般会計補正予算のご説明を申し上げます。

次に、議案第53号 平成20年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ3,309万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ23億3,509万4,000円とするものであります。補正の主な内容は、保険税の税率改正による税額の確定見込みと前年度決算見込みによる繰越金を補正するほか、現段階での歳入歳出見込みを補正するものであります。

歳入から補正の概要を申し上げます。

第1款国民健康保険税は、税率及び課税客体の決定に伴い、1億2,781万5,000円の減額となりました。

第2款国庫支出金は、療養給付費負担金の追加見込み等により、1,640万2,000円の追加計上となりましたが、第3款前期高齢者交付金は7,559万円の減額補正となりました。

第4款県支出金は、国庫支出金と同じ要因で592万8,000円を追加補正するものでありまして、第5款療養給付費交付金は、退職被保険者等に係る前期高齢者交付金及び後期高齢者支援金について、743万1,000円を減額するものであります。

第6款共同事業交付金は、高額医療費共同事業交付金と保険財政共同安定化事業交付金を合わせまして、7,680万1,000円を追加するものであります。

第8款繰入金は、国保基金から5,179万9,000円を繰り入れするものであり、第9款繰越金は、平成19年度の決算見込みにより9,300万円を追加補正するものであります。

次に、歳出の補正の概要をご説明申し上げます。

第3款後期高齢者支援金等は、国より被保険者1人当たりの後期高齢者支援金及び事務費拠出金単価が示されたことから、1,354万2,000円を追加補正するものであります。

第4款前期高齢者納付金等も同様に、1人平均の前期高齢者給付費額等に基づき算定をいたしました結果、112万7,000円を減額するものであります。

第5款老人保健拠出金及び第6款介護納付金は、過年度生産額を調整した本年度見込み額が

示されましたので、それぞれ2,222万4,000円、1,969万3,000円を減額補正するものであります。

第7款共同事業拠出金は、本年度の拠出見込み額により6,259万6,000円を追加補正するものであります。

次に、議案第54号 平成20年度南会津町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ522万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,584万4,000円とするものであります。

歳出からご説明いたしますと、第1款医療諸費は、高額医療費の98万円の追加でありまして、第2款諸支出金は、支払い基金に対する過年度精算返還金424万1,000円の計上であります。

歳入は、歳出に基づきまして医療諸費の追加補正分を、ルールに基づき第1款から第4款までの各歳入科目で補正するほか、過年度精算返還金は第1款支払基金交付金の過年度収入と第5款繰越金で追加補正するものでありまして、補正額は第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。

以上、本定例会に提案をいたしました議案12件、報告2件につきましてご説明を申し上げましたので、よろしくご審議を賜りご議決くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○渡部康吉議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。



#### ◎福島県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙

○渡部康吉議長 次に、日程第5、福島県後期高齢者医療広域連合議会の議員の補欠選挙を行います。

福島県後期高齢者医療広域連合は、本町を初め県内全市町村で組織し、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、被保険者の資格の管理、医療給付、保険料の賦課などに関する事務を処理している特別地方公共団体です。

今回の補欠選挙は、広域連合議会の議員の任期満了に伴って行われるものであります。この選挙は広域連合規約第8条の規定に基づき、すべての市町村議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになりますので、会議規則第33条規定に基づく選挙結果のうち、当選

人の報告及び当選人への告知は行いません。

そこでお諮りいたします。

選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告については会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決しました。

選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○渡部康吉議長 ただいまの出席議員は22名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に10番、渡部忠雄君、11番、湯田秀春君を指名します。

それでは、投票用紙を配りますが、念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○渡部康吉議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○渡部康吉議長 異状ありませんか。

〔「異状ありません」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

自席にて記載の上、議席番号の1番から順番に投票願います。

〔投票〕

○渡部康吉議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

直ちに開票を行います。

立会人の方は開票の立ち会いをお願いします。

〔開票、計算〕

○渡部康吉議長 選挙の結果を報告します。

投票総数22票、うち有効投票20票、無効投票 2 票です。

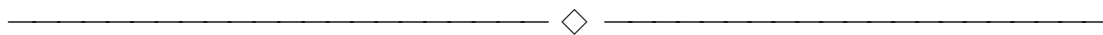
有効投票のうち

|       |       |
|-------|-------|
| 坂本 紀一 | 0 票   |
| 大和田 昭 | 1 票   |
| 鈴木 巖  | 1 1 票 |
| 斎藤 松夫 | 8 票   |

以上のとおりです。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕



#### ◎請願・陳情の委員会付託

○渡部康吉議長 次に、日程第 6、請願・陳情の委員会付託を行います。

去る 6 月 10 日までに請願 5 件を受理しております。常任委員会の付託に先立ちまして、請願書に係る紹介議員の趣旨弁明を求めます。

それでは、平成 20 年請願第 1 号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める請願について、紹介議員の趣旨弁明を求めます。

2 番、渡部俊夫君。

○2 番 渡部俊夫議員 ただいま議題となりました請願第 1 号の紹介議員の渡部俊夫であります。

国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める請願の趣旨弁明をいたしたいと思っております。なお、これは森林労連全国林野関連労働組合南会津分会執行委員長からの請願でございます。

〔請願趣旨〕

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となる中でグローバル化する森林の役割に対する要請が高まるなど、環境資源としての森林に対し強い期待が寄せられています。一方、林業を取り巻く厳しい状況の中で、森林経営は脆弱化し、その担い手である山村は崩壊の危機に立っています。

このような中、森林整備を推進していくためには、森林所有者の森林経営意欲を創出するための施策の推進はもとより、民間による整備が困難な水源林等公益森林の整備に対する公的機関の役割の強化、更には、過疎化・高齢化が進む中で、森林・林業の担い手である山村の再生に向けた積極的な取り組みが極めて重要となっています。

このような時期に、国有林野事業は、いわゆる「行政改革推進法（平成18年6月）」に基づき業務・組織の見直しが予定されており、また、旧（独）緑資源機構は「独立行政法人整理合理化計画（19年12月）」に基づき19年度末で解散し、水源林造成事業等は（独）森林総合研究所に継承させる措置が講ぜられたところです。

今後の林政の展開に当たっては、森林吸収源対策の推進はもとより、特に、国有林野事業等において、安全で安心できる国民の暮らしを守るために、重要な役割を果たす水源林等公益森林の整備、更には、地域林業・木材産業の振興を通じた山村の活性化に十全に寄与するため、下記事項の実現に向けてご尽力を賜りますよう要請致します。

〔請願内容〕

1 森林吸収源対策を着実に推進するため環境税等税制上の措置を含め安定的な財源を確保するとともに、林業・木材産業の振興施策の推進と森林所有者の負担軽減措置による林業経営意欲の創出

2 緑の雇用対策等森林・林業の担い手対策の拡充、施業の集約化、路網の整備等による効率的・安定的な木材の供給体制の確保、更には木材のバイオマス利用の促進等により間伐材を含む地域材の需要拡大対策の推進による地域林業・木材産業の振興

3 計画的に水源林造成事業を含めた公的森林整備を推進するための組織体制の確保及び施業放棄地等民間による森林整備が困難な地域における国の関与の下での森林整備制度の創設

4 国有林野事業については、国民共有の財産である国有林を適正に管理するとともに、公益的機能の一層の発揮を図るため、国による管理運営体制の堅持及びその管理運営を通じて地域における森林・林業担い手の育成と地域活性化への寄与

意見書提出先としましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、外務大臣、

経済産業大臣、環境大臣、農林水産大臣、林野庁長官。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○渡部康吉議長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終結いたします。

次に、平成20年請願第2号 「非核日本宣言」を求める意見書の採択についての請願について、平成20年請願第3号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書採択に関する請願書について、平成20年請願第4号 住基ネットの見直しを求める請願書について、以上3件について紹介議員の趣旨弁明を求めます。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 ただいま議題となりました3件につきまして、朗読をして説明させていただきます。

まず最初は、「非核日本宣言」を求める意見書の採択についての請願であります。

この請願者は、原子爆禁止会津若松市協議会代表、鈴木丑生さんからであります。住所は、会津若松市城東町16-1の会津地方労連内でございます。

#### 【請願趣旨】

核兵器のない世界を実現するために、いま国内外で大きな努力が求められています。

2000年5月、核不拡散条約（NPT）再検討会議において核保有5カ国政府は「自国の核兵器の完全廃絶」を「明確な約束」として受け入れ、世界は核兵器廃絶の希望をもって新たな世紀を迎えました。しかし、それ以後7年を経たいまも、「約束」実行の道筋はついていません。いまなお世界には膨大な核兵器が維持・配備され、核使用を示唆する発言さえくりかえされています。新世代の核兵器開発がおこなわれる一方、北朝鮮の核実験にみられるように拡散の危険も現実のものとなっています。

こうした状況を打開するために、日本政府にはヒロシマ・ナガサキを体験した国として、核兵器の廃絶の努力を世界によびかけ、促進する強い義務があります。

また、その努力を实らせるためには、みずからも証として「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」の非核三原則を遵守し、世界に範を示さなければなりません。

私たちは、日本政府が、「核兵器廃絶の提唱・促進」と「非核三原則の厳守」をあらためて国連総会や日本の国会など内外で宣言し、非核日本宣言として各国政府に通知し、核兵器のな

い世界のための共同の努力を呼びかけるよう求めています。

核兵器を廃絶し、戦争のない平和な社会を実現することは国民のすべての願いであり、人類共通の願いです。

以上の趣旨をご賢察いただき、非核日本宣言を求める国への意見書の提出をお願いいたします。

#### 【請願事項】

1、「非核日本宣言」を求める意見書を国に提出すること

2つ目は、保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書採択に関する請願書であります。

この請願者は、福島市御山字中屋敷96番地の福島県保険医協会理事長、酒井学さんでございます。

#### 【請願の趣旨】

歯や口腔を健康な状態に保つことが、全身の健康や介護・療養上の改善に大きな役割を果たすことが厚生労働省の厚生労働科学研究などで実証されています。また、国民医療費削減にも効果があることが「8020運動」によって実証されています。

そして多くの国民は、歯科医療について保険の利く範囲の拡大と自己負担の軽減を強く望んでいます。

しかし現実には、政府の歯科診療報酬政策によって、このような歯科医療の効用を生かしきるための歯周治療や義歯治療が保険では十分にできず、また保険のきく範囲の拡大を望む国民の要望にも応えられない状況に置かれています。今回の08年4月改定でも、歯科分野の基礎的技術評価が引き上げられたとはいえ、わずかな財源で十分な評価とはなっていません。新たに導入された先進・新規技術も高額な機器等の購入費にも見合わない低い評価でさらに矛盾を深めています。また、口腔単位の継続管理体系として新設された「歯科疾患管理料」では、安価な報酬で患者を長期に継続管理していくことを歯科医療機関に求めるものとなっています。

これらのことから、歯科医師だけでなく、歯科衛生士、歯科技工士の労働環境も一段と厳しくなり、各地の歯科衛生士や歯科技工士養成所で廃校、定員割れが起きているなど、将来の歯科医療確保さえ危ぶまれる状況に陥っています。

こうした状況を放置すれば、多くの国民の健康保持に支障をきたすだけでなく、国民医療費の節減にも逆行することになってしまいます。

以上の趣旨により貴議会において地方自治法第99条にもとづき国及び政府宛「保険でより良い歯科医療の実現を求める」意見書を採択されますよう強く要望します。

【請願項目】

「保険でより良い歯科医療が提供できるよう診療報酬の改善を求める」

以上であります。なお、これにつきましてはパンフレットが来ておりますので、後から事務局のほうに渡してありますので、審議の際によりしく参考をお願いいたします。

次は、住基ネットの見直しを求める請願書であります。

請願者は、住基ネット差止めを求める喜多方の会代表、山崎四朗さんです。住所は、喜多方市東桜ヶ丘2189番地でございます。

(請願の趣旨)

住基ネットが稼働して5年が経過しました。

このシステムはこれまで市町村が把握してきた住民を、国が住基コードによって直接把握し、一元的に国民を管理しようとするものです。また行政機関が行なっている膨大な行政事務にも住基コードを導入して、これによって検索すれば住民の個人情報を瞬時に入手できるシステムをつくりあげようとするものです。

国の機関による個人情報の管理がズサンであり、誤用や改ざん、プライバシーの侵害や不利益が国民におよぶことは、年金問題を見れば明らかなです。また蓄積された個人情報が流出すれば深刻なプライバシー侵害の事件が起りかねません。しかしながら国は、今年3月の最高裁判決を受けて、ますます住基ネット利用の事業を拡大しようとしています。各省庁間の事務は住基ネットを基礎に統一したネットワークシステムを通じて、どこの省庁の端末からでも、どこの省庁の保有するデータにでもアクセスして、情報を収集することが可能になります。また社会保障カードの導入は国民のプライバシー侵害に大きな危険をつくることになります。これらへの対応策なしに事業の拡大をはかることには国民の間に強い不安があります。

私たちは住基ネットの中止を求めています、それが実現する間も事業は継続し拡大していきますので必要な見直しはその都度行なっていかなければなりません。もともと市町村は住民から住民基本台帳を預かっており、適正に管理する責任があります。しかし、住基ネット利用事務の拡大が住民にとっては、本人の承諾なしに自分の個人情報がすべて把握され、管理され、利用されることの飛躍的拡大につながります。問題は、住民にとって自分の個人情報がいつどこでどのように使われているのかはまったく知らされていないということです。したがってその利用が適切なのかもわかりません。自己情報コントロール権が保障されるシステムになっていないのです。住民と市町村は、憲法第13条に基づく自己情報コントロール権の保障を求める権利があります。

このような観点に立って住基ネット事業に関しては、下記のような見直しを行ないますよう政府関係機関に意見書を提出していただきたいと思います。地方自治法第99条の規定にもとづきお願いいたします。

(請願事項)

1、住基ネットのすべての利用記録を本人に開示する制度をつくること。

2、年金や医療保険に住基コードを利用する社会保障カードの導入を中止すること。

以上でありますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

なお、その次の文書表、請願5号なのですが、紹介議員が私になっておりますが、これは光久議員でありますので、ひとつ訂正をよろしくお願いします。

○渡部康吉議長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 趣旨の説明は大変よくわかりましたが、2つだけ紹介議員ということでお伺いします。

第2号の「非核日本宣言」を求めるとありますが、日本は今あるように、広島と長崎に核爆弾を受けまして、憲法第9条では戦争放棄をしております。また、ここにもあるように非核三原則、核兵器をつくらず、持たず、持ち込ませずという宣言もしております。それなのにも、なおかつ非核日本宣言をしようというその理由はどこにあるのか、1点。

もう一つは住基ネットですね。住基ネットについて中止というような話ですが、この後ろから9行目にあるように、本人の承諾なしに自分の個人情報がすべて把握され、管理され、利用されることの飛躍的拡大につながると、こうありますが、私はこの住基ネットについては個人のすべてではないと。例えば住所、氏名、電話番号とか、ほとんど自分が、例えば懸賞とかそういうものに出すときに書いてやる程度のものではないのかなと。この住基ネットでとれるものはすべてではないと把握しているんですが、この辺のすべてになっているのかどうか、紹介議員にお伺いします。

2点お伺いします。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 最初の質問の非核三原則などについては、これは国会では明言したことがあるんですけれども、核兵器の廃絶については国会で明言したことはないというのが請願者の説明であります。しかし、国連の間では核兵器廃絶の決議の提案者でもあったことがあ

るということで、日本の国会の中でやってもらいたいと、こういう要望でありましたので、そこをひとつ。私もそのところを疑問に思ったんですよ。ですから、聞いてみましたら、そのような説明でありました。

それから、2つ目の個人情報がすべて把握されるという表現について、すべてというのはすべてと思わないということですが、その辺、何をもってすべてというんだか、ちょっとその辺微妙な問題でもありますけれども。住民基本台帳にあるような法律的な意味でのすべてというこれは表現ですから、例えば自分の本当のプライバシーとか、自分の例えば趣味とかそういうものは住民基本台帳なんかでも登録されていないわけですから、法律的な意味でそこに載っているすべてと、そういう解釈でこれはひとつよろしくお願ひしたいと思います。これは常識の範囲としてよろしくお願ひします。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終結いたします。

それでは、ここで請願第5号の請願文書表の訂正をお願ひしたいと思います。

紹介議員名、大竹幸一を星光久に訂正願ひしたいと思います。

それから、付託委員会を文教厚生委員会となっておりますが、総務委員会に訂正願ひます。

次に、平成20年請願第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出に関する請願について、紹介議員の趣旨弁明を求めます。

7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 どうも、おはようございます。

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について朗読いたしますので、よろしくお願ひします。

請願者については、住所、福島市荒町1の21、自治労福島県本部中央執行委員長、丹治則雄。それから、住所、南会津町田島字後原甲3531-1、氏名、自治労南会津町職員労働組合執行委員長、渡辺健二さんでございます。

#### 1. 請願の趣旨

地方分権の推進、少子・高齢化の進行、産業・雇用対策、地球規模や地域レベルの環境保全需要、災害・事故に対する安全対策など、地域の行政需要が増大しており、地方自治体が果たす役割はますます重要になっています。

一方、2008年度に創設された地方法人事業税の国税化と都市部の税収を活用した「地方再

生対策費」は格差是正策としては不十分であり、地方分権に逆行する措置です。さらに、過去の景気対策と地方交付税の大幅圧縮により自治体財政硬直化を招いた国の財政責任は極めて重いにもかかわらず、自治体財政健全化法のもとで地域・自治体に財政責任を押し付け、医療、福祉、環境、ライフラインなど住民生活に直結する公共サービスを削減することは容認できません。

このため、2009年度の予算は、深刻化する地域間格差の是正と公共サービスの充実にむけ、地方財政圧縮を進める政策の転換をはかり、地方税の充実強化、国が果たす財源保障に必要な財源を確保することが重要です。さらに、住民に身近なところで政策や税金の使途を決定し、地方分権の理念に沿った自治体運営を行うことができるよう、地方財政の充実・強化を求める必要があります。

つきましては、次の事項について地方自治法第99条の規定により、政府関係機関に対し意見書を提出していただけますようお願いいたします。

(1) 医療、福祉、環境、ライフラインなど地域の公共サービス水準の確保と地方分権推進にむけて、国・地方の税収配分5：5を実現する税源移譲、地方交付税機能の強化により地方財源の充実強化をはかること。

(2) 自治体間の財政力格差は、地方間の財政調整によることなく、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化により是正をはかること。

(3) 地方自治体の意見を十分に踏まえた対処を行うこと。

## 2. 意見書の提出先

内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣及び経済財政政策担当大臣

以上であります。よろしくお願いいたします。

○渡部康吉議長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終結いたします。

以上で、請願5件に係る紹介議員の趣旨弁明を終わります。

それでは、お手元に配付の請願文書表のとおり、請願5件を会議規則第92条第1項の規定により所管の常任委員会に付託いたしますので、審議方よろしくお願いいたします。

上衣の着衣をお願いします。

---

◇

◎散会の宣告

○渡部康吉議長 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は6月18日午前10時より開議し、一般質問を行います。

本日は大変ご苦労さまでした。

散会 午前11時22分

平成20年第2回南会津町議会定例会 第2日

議事日程 (第2号)

平成20年6月18日(水曜) 午前10時開議

日程第1 一般質問

- 1番 湯田 哲 議員
- 17番 芳賀沼 順一 議員
- 2番 渡部 俊夫 議員
- 18番 菅家 幸弘 議員
- 12番 星 登志一 議員
- 11番 湯田 秀春 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (21名)

- |              |               |
|--------------|---------------|
| 1番 湯田 哲 議員   | 2番 渡部 俊夫 議員   |
| 3番 高野 精一 議員  | 4番 馬場 信作 議員   |
| 5番 山内 政 議員   | 6番 渡部 優 議員    |
| 7番 星 光久 議員   | 9番 大宅 宗吉 議員   |
| 10番 渡部 忠雄 議員 | 11番 湯田 秀春 議員  |
| 12番 星 登志一 議員 | 13番 星 和男 議員   |
| 14番 平野 昌盛 議員 | 15番 阿久津 梅夫 議員 |
| 16番 渡部 東 議員  | 17番 芳賀沼 順一 議員 |
| 18番 菅家 幸弘 議員 | 19番 大竹 幸一 議員  |
| 20番 児山 寿明 議員 | 21番 五十嵐 司 議員  |
| 22番 渡部 康吉 議員 |               |

欠席議員 (1名)

8 番 楠 正 次 議員

説明のための出席者

|         |               |         |               |
|---------|---------------|---------|---------------|
| 湯 田 芳 博 | 町 長           | 渡 辺 仁   | 副 町 長         |
| 横 山 恒 廣 | 教 育 長         | 五十嵐 竹 則 | 会 計 室 長       |
| 穴 戸 英 樹 | 直 轄 政 策 室 長   | 室 井 裕   | 総 務 課 長       |
| 星 光 幸   | 企 画 観 光 課 長   | 馬 場 増 男 | 税 務 課 長       |
| 長 沼 芳 樹 | 住 民 生 活 課 長   | 近 藤 甚 悦 | 健 康 福 祉 課 長   |
| 大 竹 政 義 | 建 設 課 長       | 星 安 晴   | 環 境 水 道 課 長   |
| 角 田 厚   | 農 林 課 長       | 渡 部 文 政 | 農 業 委 員 会 長   |
| 斎 藤 友 一 | 学 校 教 育 課 長   | 酒 井 直 伸 | 生 涯 学 習 課 長   |
| 星 廣 政   | 館 岩 総 合 支 所 長 | 横 山 孝 夫 | 伊 南 総 合 支 所 長 |
| 児 山 忠 男 | 南 郷 総 合 支 所 長 |         |               |

事務局職員出席者

|         |         |         |             |
|---------|---------|---------|-------------|
| 渡 部 俊 夫 | 事 務 局 長 | 馬 場 秀 成 | 事 務 局 長 補 佐 |
|---------|---------|---------|-------------|

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○渡部康吉議長 おはようございます。

本日は、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は21名であります。都合により欠席届のあった議員は、8番、楠正次君です。

直ちに本日の会議を開きます。

-----◇-----

◎議事日程の報告

○渡部康吉議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。

-----◇-----

◎一般質問

○渡部康吉議長 日程第1、一般質問を行います。

順序に従いまして、順次発言を許します。

なお、質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書きの規定により、質問の回数が3回を超えることを許可し、同規則第56条の規定により、その発言時間を60分に制限することいたしますので、その趣旨は簡潔、明確に質問されるよう、ご協力方よろしくお願い申し上げます。

大変暑くなるようですので、上衣の脱衣を許可します。

-----◇-----

◇ 湯 田 哲 議員

○渡部康吉議長 それでは、1番、湯田哲君の登壇を許します。

湯田哲君。

○1 番 湯田 哲議員 おはようございます。

私からの質問は、1、防災行政無線についてです。

今回の広報みなみあいづの中に、丁寧に詳細に示されていましたが、前後しますけれども、質問させていただきます。

田島地区において、5月26日から各地区に取りつけられた野外スピーカーから、朝、昼、夕と美しいメロディーが流れるようになりました。

今回の岩手・宮城内陸地震も、あの直後、防災の広域消防のほうから、隣県協定に基づきサイレンを鳴らして出動するというような放送もありました。ますます重要になります。その意味で、この質問をさせていただきます。

戸別受信機の取り付けについては、順次設置が行われ、秋にはすべての運用が開始されます。これで西部地域、東部地域関係なく、すべての町民に同じ情報を瞬時にして流すことが可能になります。既に西部地区においては、長年にわたって運用され、災害時の情報はもちろん、地区の行事の案内など、住民に密着した情報が放送されています。情報の無線システムへの移行により、回覧板の各戸配布の労力削減、印刷物の減少による町の経費削減なども期待されています。

秋の全面的運用を前に、具体的な運用計画がなされているのか、情報サービスや放送内容を含め伺います。防災行政無線についての効果・期待・役割について、どのように考えているか、町長の考えを伺います。

2 番目におきましては、文化・芸術についてです。

御蔵入交流館、南会津町文化センターでは、ことしも次々と劇、映画、コンサート、講演会、発表会など充実した内容が計画され、多くの感動のイベントが計画され、期待しています。南会津町の文化・芸術を、御蔵入交流館が中心となってリードして、重要な役割を果たしていることは間違いありません。

しかし、その文化・芸術を見に行きたくても、交通手段がないとか、健康的理由や高齢で遠出が難しい方など多くいるのも事実です。

合併前には各地にあった館岩会館、伊南会館、南郷総合センターなどが、その文化・芸術の重要な役割を果たしてきました。これからは交流館とともに、それらのセンター4つの連携による開催企画・計画なども必要ではないかと考えます。コンサートや講演会などによっては、開催する場所を4つの会場ごとに開催するとか、各地区の人々に文化・芸術を味わい、発信し、楽しんでもらう工夫も必要ではないかと思うが、それらの会館、館岩会館、伊南会館、南郷総

合センターの現在の活用状況を含め、教育長の考えを伺います。

3 番目といたしましては、生涯学習参加のシステム化についてです。

かつて旧田島町において、生涯学習として一人でも多くの参加者をふやすために、各種講座、体操教室、健康教室なども含めてですが、伝統行事への参加なども含め、受講するたびに小さなカードに判を押すことによって、ある回数に達すると博士とか、あるいは表彰されるとかいった方法がありました。この判を押すということにより参加の証明とすることを、磁気カードによる参加状況を管理するシステムができると考えるが、教育長の考えを伺います。

以上です。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 1 番、湯田哲議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、防災行政無線に関してのおたさがございました。

5 月 26 日より運用を開始いたしました田島地域の防災行政無線は、火災や台風などの発生時の情報伝達体制を確保し、住民の安全を守ることを目的として整備された無線通信システムでございます。

具体的な運用計画につきましては、平常時は日常生活における時報と機器の点検も兼ねましたチャイム放送や、住民の生活にかかわる町からの行政情報、及び学校・保育所などからの行事のお知らせをするほか、各集落にある集会場に設置いたしました放送装置を屋外拡声機として、集落内での各種連絡等に利用することもできます。

今後、この設備を有効活用することにより、地域住民の利便性の向上が図られるとともに、災害発生時における瞬時の対応によって、災害から生命・財産を守り、被害を最小限度に抑えることができるなど、安全・安心なまちづくりに果たす役割は大変大きいものがある、このように考えているところであります。

以上、町長に求められました答弁とさせていただきますが、具体的事項につきましては、担当課長に答弁させますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 私からは、芸術・文化に関してお答えをいたします。

御蔵入交流館と舘岩会館、伊南会館、南郷総合センターの連携による開催企画と 3 施設の活用状況はとのおたかしであります。本町の芸術・文化事業は、御蔵入交流館を中心に活動を展開している状況にあります。

しかし、住民の方の中には、これらの町が企画する各種事業等に対し、みずからの学習のた

め自主的に参加されている方、関心があっても参加できない方、関心がない方と、その意欲や関心はさまざまであります。

生涯学習の推進には、特に関心があっても参加できない方や、関心がない方に気づきの場を提供することや、参加できる環境づくりを、どのように進めていくかが重要であります。

町といたしましては、文化ホールを拠点とした事業はもちろんですが、文化ホールから地域に出向いて、より多くの方に芸術・文化に触れていただく機会を提供することは、文化施策の上でも重要なことと考え、自主事業として出張コンサートや講演等のアウトリーチ事業を進めております。これにより、地域の利便性の向上、学校教育との連携、行政への理解や視聴者の拡大などが図られるとともに、地域とのつながりにより地域から認知され、必要とされる文化ホールを目指しております。

現在、子供たちに本物の芸術を伝えるため、各小・中学校や子育て中のお母さんたちのためのコンサート・公演など、館岩会館や伊南会館等を活用して実施しております。また、地域住民に対しても、芸術・文化を身近に感じてもらうために、酒蔵や仏閣でのコンサート・公演なども実施してきたところであります。さらに、今年度の新規事業として、各地域で映画の上映を計画しているところであります。今後も各地域へのアウトリーチ事業を継続して展開していく考えですので、ご理解をお願いします。

次に、生涯学習参加のシステム化に関してでございますが、磁気カードによる参加状況管理システムができないかとのおたただしですが、旧田島町では田島ふれあい学園の学習成果向上のための手法として、単位を認定し、それを称号として、多彩な取り組みが行われておりました。

この事業は、年間の生涯学習への取り組みの成果に対して、それぞれに学位をつけて称賛したものであり、合併の時点でその役割を終了したところであります。

議員おただしの磁気カードシステムによる参加状況を管理していく方法であります。生涯学習への参加意欲に対する情報を収集し、そのデータを分析した上で、新しい学習テーマの導入や希望する学習テーマの拡充への立案に結びつけていく手法であると理解しております。

町といたしましては、生涯学習関連事業に対し、多くの住民に参加していただける機運を高めるため、新たな事業展開の必要性が求められていることから、課題解決のためのさまざまな情報の収集や提供も必要であります。参加したことによるメリット面も重要であると感じております。

今後、町の企画した各種事業へ参加したことにより、ポイントが取得できるような仕組みづくりと、そのポイントが地域づくりに活用できるようなシステムの構築に向け、磁気カード導

入にも含めて、関係団体との協議を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

以上、具体的事項につきましては、担当課長に答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○渡部康吉議長 1 番、湯田哲君。

○1 番 湯田 哲議員 1 番について、再問いたします。

今まで南郷地区、舘岩地区、伊南地区、それぞれで広報無線をやっていました。それでやっていることは、多分そのまま移行するので、マニュアルづくりとかなんかは必要ないような、そのままの感じを僕は受けていましたので、この質問をしたんですが、ぜひ住民に密着した、きめの細かい、例えば近くの住民の方は、スピーカーから音が出るようになってうるさいとかと、いろいろな問題をこれから解決していくと思いますけれども、僕たちみたいに若い人たちはインターネットとか情報源を活用しやすい状況にいますと思いますが、ひとり暮らしの方、高齢者がふえる中において、無線が果たす役割は、本当に心のよりどころ、町では何をしているかもわからないので、広報見たらわかりますよとか、回覧版見ていたらわかるんじゃないというのではなくて、その週の行事、あの中にも行事の案内とかをすると書いてありましたけれども、南郷地区なんかに行くと、きょう町の地区の集まりがありますので、ぜひお集まりくださいとかと優しいアナウンスが流れますけれども、ぜひそういう高齢者に、どうしても文字が見えない人もいらっしゃいますので、そういう意味できめ細かい、聞きたくない人もいるかもしれませんが、あの戸別受信機、デジタルなので、選別的に放送できるという中身の内容を聞きましたので、ぜひそういう細かい案内が聞きたいお年寄りや、若い人がいたら、聞きたくなかったら、多分選別できると思いますので、そういう中でぜひ細かい、毎週やっていいよとかという人には、そういう形で、ぜひもっと細かい情報を提供していただきたいと思います。

町長の考えを伺います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

ただいま議員がお話しいただいたように、私のところに、はがき、あるいは電話等で、今回の防災行政無線の設置について、たくさんの感謝の言葉が寄せられています。その中身を見ますと、どちらかというと、お年寄りの方が多い状況であります。そんな中で、これまで文字の情報伝達というのが主であったんですが、いわゆる回覧板等の文字と音と両方になったことによって、一体感といいますか、住民として認知されるといいですか、そういう気持ちがわいてきました、こういうはがきのメッセージが届いておりました。

したがいまして、おただしのようなきめの細かい、住民に密着した放送の体制を、今後とっていききたいと思います。

ただ、一つだけ、今この放送を設置するに当たって、内部で十分協議してきた中に、それではだれが、いつやるのか、ここのところが大変、定数削減の中で、職員の方々が非常に日常煩雑に動いておりますので、ここの体制をどういうふうこれから整理していくかということが、一つ問題としてあります。当面それぞれ各課の中で対応するということにしたり、あるいは2階の放送室に近いところで担当者を決めていこう、そういう協議もしているところでもありますので、しっかりとおただしの内容に対応できるような、そんな有効活用を図っていききたい、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 ぜひよろしくお願いいたします。

それに関して、今お便りの中で、一体感、住民として気配りされている、多分、南会津町民としての意識が何となく確認できるみたいなことのお便りがあったと思うんですが、本当に情報が入って、町ではこんなことをしているというのを見ている人はいいいんですけれども、繰り返すようなんですけれども、ぜひそういう人たちのためにも、そういうきめ細かいサービスをお願いしたいと思います。

そこで、もう一つなんですが、あの中にFM受信機、FMも同じ周波数帯なので、普通のFM東京、NHKとかも受信できるようになっていますけれども、ミニFM局がローカルでときどき話題になったりしますけれども、広報無線の中で、先ほどみたいに選択的に放送できるはずですので、ぜひお便りとか川柳とかという、これも何か子供じみているかもしれませんが、本当にそこから住民が出した意見とかなんかが読み出される時間、毎日やっていると、多分中にはうるさいとか、そんなことまですることないと言う住民もいらっしゃるかもしれませんが、ぜひ水曜日のお昼過ぎ、12時半からは町民の川柳発表何とかの何とかとかいろいろ、僕はそういう人間ではないんですが、そういう町民からの何かを出す部分とか、例えばイベントで譲りますとか欲しいとか、ありますよね、そういう何とかイベント的な、そういうものを、やるとはなっていますけれども、ぜひそういう意味で、そういうものを含めて、今までにないもの、せっかく一声で、一つのスピーカーから全体に流すということが出来ますので、何も中央のほうの放送局ばかりではなくて、このローカルの中で、その中から、ああだれだれさんのお便りだ、聞いてみようかというような形でいけば、広報的な意味では、僕はすごい役割をすると思います。そして選択できるというのが、すごく今回重要ですので、聞きたくない

人は聞かないようにできますので、ぜひそういう意味で、そこまで入ったものをよろしく願いたいと思います。それはお願いというか、やるというふうになっていますけれども、きめ細かいサービスをよろしく願います。

この広報無線について、もう一つなんですが、朝日新聞の中で、16日でしたでしょうか、緊急地震速報の部分が、システムの中で広報で検討しているという名前の中に、南会津町が一番先に挙がっていました。つまりこの広報無線と連動して作動するような形だと思うんですが、その辺の考え的な部分は具体的に進んでいるんでしょうか、伺います。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長 答えいたします。

いわゆる全国瞬時警報システムの関係だと思いますが、J-A L E R Tと申しますけれども、これについては、警報が発令してから、旧田島地区、それから南郷、伊南、舘岩に着く時間というものを今若干計算をしておりますが、西部地区に行く際には、かなりの時間が今の状態ではかかるというような調査結果が出ておりますので、これらについては、10月の正式稼働までに、できるだけその装置が可能になるように、工事については検討してまいりたいということでございます。

○渡部康吉議長 1 番、湯田哲君。

○1 番 湯田 哲議員 今のことなんですけれども、個人ではもちろん入れることはないですけれども、スーパーとか大きな会社なんかは、もうかなり入れているところが多いそうです。今言った中継をするので、南郷地区まで行くのには時間がかかるので、今回県内につくのには、16秒でその予報が働いて、各スーパーなんかで避難誘導させられたという結論が出ていました。直下型では本当に全く無効ですけれども、あと16秒後にやってくるということが、それも非常訓練が必要なんですけれども、パニックになって道路に飛び出して、ひかれてしまったなんていう方もいらっしゃいますから、そういう意味では、そういう部分も、地震予報システムが放送から流れるかもしれない、今時間差と言いましたけれども、伊南地区なら伊南地区、4 地区にそれぞれ中継の本元がありますから、それぞれにシステムを置けば、向こうとここも多分2、3秒の差はあると思いますけれども、中継のここだけ入れなくても、4 地区にそれぞれ入れれば、そのまま地震速報的な部分、16秒後に地震が来ますとか、40秒とか、それでもかなりでかいのだと、1 分も前から予報するそうですから、そういう意味では、かなり重要なシステムだし、この無線が充実して完成しますので、そういう意味では、すぐくもうそのまま、一つのシステムはかなり高額なものですけれども、このシステムに連動することは、もう既に検討中だとい

うことなので、ぜひそういう意味で、4地区にそれぞれ入れるとか、時間差的な問題があるなら、そういうような対策で、ぜひお願いしたいなと思いますが、考えをお願いいたします。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長 お答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたが、発生してからの時間の問題だと思います。例えば今回の岩手・宮城内陸地震においては、旧田島町の人がテレビ速報を見て、10秒後に来たということで、その対応ができたという事実はございます。

ただ、先ほど申しましたように、防災行政無線の全国瞬時警報システムについては、西部地区については、現在、正直申しまして、かなりの秒数がかかるという調査が出ております。ですから、かかる時間をできるだけ短縮できるような形で、再度、今回工事が完了するまでに進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 1番の防災行政無線については、そのような住民に密着した、きめの細かいサービスまで含めて、今の緊急地震速報に関しても、ぜひ早目の実現をお願いします。

2番の文化・芸術についての再問をさせていただきます。

これについては、なぜこういう質問をしたかということ、相乗りで来れば来れるじゃないかといろいろあるんですけれども、本当に行くと立派な、それぞれ舘岩会館もそうですし、伊南会館も立派ですし、南郷総合センターもみんな立派なんですけれども、各地区でイベントはやって、カラオケ会とかなんかで使われているということは、もちろん聞いていましたけれども、ぜひそういう弱者というか、どうしても興味があっても行かない人には、そういう意味でいろいろな、先ほどアウトリーチ事業というような言葉、格好いい言葉ですけれども、そういう言葉で、多分そこに出向いてやることを言っているんだと思いますが、そういうきめの細かい、文化・芸術を一人でも多くの町民に感動を味わっていただけるような政策で、ぜひいつてほしいです。中には行きたくても、南会津町の文化センターに行ったことがないなんて自慢する人もいるぐらい、多分来ていない人もいます。ですから、そういう気持ちがある方は、多分地区の、各支所の方は、あの方は今高齢になって、ちょっと足が悪いけれども、いつも昔来ていたねという人が、もしいるんだったら、そういう人の足になる人がだれか必要なんですけれども、じゃ声かけて、今回の映画会、これはあの方は多分見るだろうというのは、多分、地区の役場職員の方はわかりますよね。今まで文化的な活動と一緒にしてきた方が高齢になっていたりしますからね。だから、そういう意味では、そういう人たちに声をかけて、マ

イクロバスなり、あるいはまだ元気な人で、車をお持ちの方に声をかけて、仲人的にやってあげないと、どうしても連れていったりするといろいろ問題があったりすることはありますけれども、ぜひそういうものも含めて、アウトリーチ事業とか、あるいは足のない方には、ぜひ文化センターのほうの本当にすばらしい800席の、都会の真ん中にあってもおかしくない、すごく自慢できる文化センターがありますので、そういう意味では、その事業をしていただきたいなと思います。これに関しては、いろいろなコンサートも、ことしも相変わらず企画されますし、職員の方も交流館実行委員会の方々ですか、本当に感謝する次第であります。これについては、よろしいです。

3番目の生涯学習の参加のシステム化についてです。

僕がこの質問をしたときですが、このときにはなぜそういう質問をしたかということ、この中で文化の意識に気づかせるためにとか、あるいはポイントをためて何かいいことがあって、その部分をカウントして称号ですか、何か与えたりするというような話だったんですけれども、実は予算の話も出て、僕は断られるかと思いました。つまりそのシステムをやるのには、これこれしかじかのお金がかかるので、今検討中ですが、難しいですというような答弁を受けるといったんです。

僕が実はこの質問をした理由としては、これ図書利用カードなんです。実は振り返って、僕ちょっときょう開いてみたら、これバーコードでした。磁気カードではなかったですね。バーコードだと個人でも管理ができるぐらい、印刷もできますし、これ安くできますね。磁気カードよりうんと安いんですけれども、この図書カードというのを使って、全くそのまま移行できるということを、僕はここで提案したかったんです。

どういうことかということ、一つの演劇を見る、一つの映画を見る、一つのエアロビ体操をする、一つの健康体操に参加する、メタボ対策の講習会に出ました、これが1冊の本という考えなんです。つまり受付でバーコードで、だれだれさんが来ますね。それで本を借りたという形です。その段階でその人はベンチャーズのコンサートを見に行きましたということが、その人の個人カードではなく、データベースに残ります。ただ、その人の図書館カードのそのままを、これはこういうタイトルになっていますけれども、図書も借りられます、今言った住民参加の生涯学習の参加システムにも使えます。全く使えますから。この場合だとバーコードリーダーですから。レジでやっていますね、あれと、ここネットワークを既に組んでいますので、支所が絡んでもできますから、そういう意味では、そのままだれだれさんの出欠というのは、本を1冊借りた形、もしもっと心配だったら、途中で帰ってしまうような人もいるらしいのだった

ら、帰りで返却というような形で、ちゃんと1時間、2時間、勉強会に参加しましたなんていう、そこまですることはないと思いますが、それも結局できるわけですね。

だから、そういう意味で、図書館カードそのもののシステムが、もう既に完成していますから、今言った生涯学習、かつて判こを押していたものよりも、僕はなぜここでシステム化を、今風だからとかという部分ではないんです。それが自分の中で、この人はベンチャーズも見にきているし、「人間になりたかった猫」という劇も見にきているというのが、その人のプライドとして、リストとして残りますので、利益として。この人は文化センターにこんなに貢献して、この3年間にわたって50回も来ているなんていう人も、それが一瞬にしてわかるわけですね。個人情報とかいろいろ問題あると言いますけれども、その人にとってはプライドというか、一つの、僕は50回と言ったけれども、それは口頭だけではなくて、これでかざすと中に出ますね。その人はここに、こんなお金の話をして申しわけありませんけれども、コンサートのチケットに僕は18万円お金を出したよ、でも僕は、もうそれ以上の感動がありましたということで、これはとにかくすごく重要なシステムだと僕は思いますが、その辺の実現性も目の前だと思うんですが、教育長の考えを伺います。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 それでは、お答えいたします。

今おっしゃったこと、本当にそのとおりであると思います。残すことも非常に大切だと思います。

それで、今考えておりますことは、そういったものを含めまして、何にするかということは、まだはっきり決まっておられませんけれども、そういうものを含めまして、最終的に点数化されたものが、いろいろなことで本人に返っていくような何か、例えば何点集めると何百円返りますというような形、それを最終的には、できれば税を負担するところ、そういったところまで使えるような、そういったようなことまで考えていきたいなというふうに今のところ、内々のうちに考えております。そんなことで、今、議員さんがおっしゃったこと、おただしになったことも含めまして、これから考えてまいりたいと思うところでございますので、ご理解ください。

以上です。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 今、点数でポイントということがありましたけれども、それで固定資産税が半分になりますよなんていうこと、そんなことは言っていないと思うんですが、そうで

なくても、僕はそっちのほうよりも、その人がやっぱりプライドだったり、自分がこれくらい社会に興味があり、町の文化に興味があり、文化のためにこうやっていろいろ考えている。僕はこれは上の２番のほうの文化・芸術とありましたけれども、この部分に絡んできて、それが健康の、今回、集団健診がありましたね、あれなんかも含めて、この部分で、金ではないです、それによって、この人は健康にどれぐらい関心があって、足がこれからだんだん高齢化して弱くなっていくんだけど、そこも健康の、例えば健康センターで、伊南の、文教厚生委員で所管事務調査に行ったときに、そこの女性の方が、谷口先生、整形外科の福島医大の先生ですが、その指導の中で、動く前にこういう運動をするとということで、僕たちもやりましたけれども、こういう運動をすると潤滑油がひざに回って、すり減りが減って、後々その一日がよくなるんだよとかというようなことを言って、本当に関心するぐらい、ああなるほどというようなことを聞かされました。それぐらいだけでも、そういう部分で、健康の講座なんかも含めて、ぜひ参加して、この人は５回出ていて、結果的にそれが医療費とかと。これ僕は無理に持っていっていると思いません。そういう管理まで含めて、町民の中で、僕は健康講座に出ている。そして僕は５回出なかったけれども、３回欠席したけれども、今では足が痛くなくなったとか、そういうポイントよりも、そっちのほうの健康も含めての、出欠すべてですからね。昔のあれだと、昔のさんやさまとか地方行事の部分までも判この対象にしていたぐらいですね、前回、旧田島町では。つまり文化のためですから、そういう祭り事にも出たらば、それも判この一つになっていたぐらい範囲が広がったです。

でも、このシステム自体は、町で主催する会議にしてもイベントにしても、あるいはフォーラムにしても、いろいろな講演会にしても、すべてを含んでいますので、その人がどんなものに興味があつてと先ほど教育長のほうから話がありました。町民がどんなことに興味があつて、どんなふうに参加しているというのが、これでデータ収集もできますということを言いましたが、本当にそれによって、映画というふうに、あるいは劇団四季のあれにこんなに興味があるんだということも、名前を公表しなくても、データ管理はすごく重要だと思いますので、これをぜひ早目に、できない話ではないし、何度も繰り返しますが、システムがありますので、これを使って、本当に安価なものですので、できると思いますので、よろしく実行をお願いしたいと思いますが、この参加システムについて、町長の考えを伺います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほど教育長のほうから、仮に今後の検討課題の一つに納税という話もありましたので、私

のほうで関係する部分ですから、実はお答えをと思っておりましたが、健康のお話もございました。私たちは、とりあえずといいますか、暮らしの領域を分けて、それぞれ行政なり地域の役割といいますか、そういうものをこれまでやってきました。それは非常に便宜的に、効率のいい、あるいはまた一部に負担をかけない、こういうことで大変効果はあったと思うんですね。

でも、今、議員が言うように、一見関係ないようなことも、実はじっくり考えてみると、大いに相対関係にあって、つながりがあって、関係しているというところがわかるんですね。

したがいまして、無理に健康とつなげているというふうに私も思っていないで、そういう生きがいとか喜びとか、あるいは何か気づくことによって得られる満足感と。こういったものが、やはり精神的な健康を促す、こういうことにも十分つながりますので、健康のみならず、先ほど教育長も言ったように、ありとあらゆる町のかかわりと若干つなげながら検討していきたい。そんな中で当面できそうなこと、あるいは今はちょっと難しいのではないかと、こういう整理ができると思いますので、その整理を一つ一つ丁寧に具体的に進めながら、この問題について積極的に取り組みをさせていただきたい、こんなふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 1 番、湯田哲君。

○1 番 湯田 哲議員 そうですね。では、よろしくお願いします。

それで、もう一つここで、これに関連しているんですが、これは小学生でも既につくっていますね。図書館カードはつくっています。その人が30歳になったときに、その人が100本映画を見て、50本の劇を見ています。それ全部残っていますね。その人が自分の痕跡の中で、4年生のときに見た劇団四季の劇を思い出す一つのきっかけだったり。僕は映画は何回も見ないとわからないと思う主義なので、本当は1回ではなくて、フィードバックというか、終わった段階で、それを見た人たちがもう1回、1週間か1カ月後に集まって何か語ろうかい、ベンチャー見た人たちはどうかわかりませんが、そういうものをしていくことで、感動を何倍かにしていくというのが、僕の考えなんです。

だから、そういう意味で、このシステムを、何度もこのシステム、システムと言いますが、本当にしつこいかもしれませんが、これをすることで、長きにわたって、その人が歩んできた文化の部分も振り返えられるし、こんなの忘れちゃったなということもあるかもしれない。でも、もう一度、おまえも同じのを見ているんだなとかというのができたり、そういう意味では、すごくその情報というのが、それ自身、データとして僕は生きていくと思います。今言った何かのポイントで戻るといいうのもあるかもしれませんが。

ぜひこのシステムが実行されて、僕は本は読まないけれども、マラソン大会に出て何秒が出た、体力検査が秋にも、これ入りますからね。足で走る能力、おれは図書館には足を運ばないけれども、グラウンドには行くぜという人間がいれば、これで参加になります。もちろんなるはずなんです。なるためにやっているわけですね。

そういう意味で、このシステムをそういうふうにやっていきますと、その人が、もう一つ僕は、これで最後になりますけれども、今回の後期高齢がありました。それで僕はこんなことをよく言うんです。自分で一生懸命、30代、40代から健康の維持で、病院に行かないことを一生懸命している人がいて、自分に投資していて、ある年になったら同じように、みんな同じ痛み分けだから、お金を募集しますよというような考えに今回なっています。その人と、もしそれに関係なく、たばこを吸って好きなように生きている人間と、その2人は多分違うと思うんですよ。そういう意味で、この部分で、その人が一生懸命ジョギングしたり歩いたり、自分の健康に投資しているのは、ここで残りますね。健康体操やマラソンをしている。60歳まで僕はずっと歩いているし、何かしていますよ。その努力がその中で認められて、本当なら90歳まで病院に行かない人間も誕生する。なのにその部分で、これは一つの証明だと僕は思います。それが生かされるとか。だからそういう意味では、拡大解釈しているかもしれませんが、ぜひこのシステムを町民全員が持っていて、だれかいいことがあって、今言った減税になるから、ではおれも持ってみるかみたいにもなるかもしれません。先ほど教育長が言いました。気づき、気づかせて、劇っておもしろい、映画っておもしろいことを、一回も行ったことがない人を無理やり連れていく友達がいる、ああもうおれも病みつきになって、行きたいなということになるかもしれません。

だからそういう意味で、このカード、安くできますし、本当に図書館カードとなっていますが、図書及び生涯学習カードでもいいですから、ぜひあなたの人生のポイントとして、どうでしょうとかなんかの部分で、これはすごく効果があるものだと僕は思います。そしてすぐ効果が出ると思います。もう一度、では考えをお願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

私が常々思っていることは、ある一定のシステムをつくり上げることは、大変重要だというふうに思っております。しかし一方で、システムと並行して、意識づけといいますか、意欲づけといいますか、これらもやっぱりしていかなければなりません。

したがって、議員おただしのように、システム化する上でも、やはり先ほど教育長の答

弁にもありましたが、参加できない方々、あるいは参加をなかなかしていただけない方々、このところにも十分、これからどのような配慮をすれば、そういう方々が参加できるのか、あるいは自分の履歴をつくる上で、自分の生活が偏っていないのか、あるいはもう少しバランスのとれた人生を味わうといえますか、経験をしていくといえますか、そういうことをするための仕組み、あるいは気づき、こういったこともあわせて、ご提案のあったシステムの中で、前向きに真剣に検討させていただきたい、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 1 番、湯田哲君。

○1 番 湯田 哲議員 これで終わりますが、今、町長が言われました自分が偏っているのではないか、自分は本しか読んでいなくて、歩くことはやめているのではないか、あるいは頭のほうの知性にちょっと不安で、図書館に一回も行ったことがないから行ってみようかという、その気づきの部分を言いました。本当に大切なことだと僕は思います。

だから、そういう意味では僕たち町民は、生きていて何かいいことに、その年に、毎日でなくていいと思うんですよ。月に 1 本いい映画、その年に見たいいい映画が、僕は最大のいい出来事だったという人も中にはいます。そういう意味では、そういう企画を教育委員会のほうでしていますし、現在もう進行中なので、僕はそれについて、あえて何度も言って本当に申しわけありませんが、そういう意味では既に町は動いていると思いますので、そういう部分で町民が、今回の広報無線で自分が何かひとりぼっちな部分に声が流れることで、自分が意識されている、そういう部分で、これは広報無線のことで、広報無線のことに戻ってしまって申しわけないですが、だからそういう意味では、そういう一人一人の部分が安心するような、あるいはいいことがあったというような感想を 1 年に 5 回、2 回でも、ぜひ一人でも多い町民に与えてほしいと思います。

終わります。

○渡部康吉議長 以上で、1 番、湯田哲君の一般質問を終わります。

————— ◇ —————

◇ 芳賀沼 順 一 議員

○渡部康吉議長 次に、17番、芳賀沼順一君の登壇を許します。

17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 初めて拍手をもらって、どっち向いて、どうやっていいのか今わからなくなっていますが、2番目ということで、いつも一番最後のころなんです、きょうは町内の区長会の人たちがたくさん来ていますので、非常に緊張しています。汗をかきながらやりますので、上がって間違えたところは、ご容赦願います。

では、早速一般質問をいたします。

質問の前に、14日朝の岩手・宮城内陸地震で被災された方々、それから中国四川省の大地震、ミャンマーのサイクロンの被災者に、心からお見舞いを申し上げます。私も5月25日に、ヨークの前で中国四川省の大地震とミャンマーサイクロンの方々への義援金の募金運動をいたしましたが、災害というのはいつ来るかわからないと、つくづく今回の岩手・宮城の地震では感じました。女房の災害もいつ来るかわからないんですが、まず最初に災害について。

小・中学校の耐震補強計画。

先日の衆議院で、議員立法ではございますが、改正地震防災対策特別措置法という長いものが可決されて、11日には参議院も通りました。これは公立の小・中学校の耐震補強工事、これが今まで国庫の補助率は2分の1だったんですが、今回はここから3分の2に引き上げるという、こういうものです。

中国では、地震のときに幾つもの学校が崩壊しました。何百人もの学生、多くの学童が犠牲になっています。まさか私たちのこの南会津町の学校は大丈夫だと、こうは思いますけれども、学校や体育館というのは、一朝有事の際には避難所としても各地では利用されています。一番安全につくってあるというのが、学校、体育館だと思います。これについて、いつ起こるかわからない災害については、早急に対策をするべきだと思います。四川省地震やミャンマーのサイクロンを対岸の火事だと、私たちは気の毒だと思いつつも、そういう一面があったのではないかなと、こう自分自身思います。14日の宮城の地震のように、思っている間もなく、つい隣であるわけです。

そこで、南会津町の小・中学校の耐震診断状況、あるいは補強事業の計画というものはどうなっているのか伺います。

2つ目に、納税組合について伺います。

納税組合というのは、納税貯蓄組合と正確には言うんでしょうけれども、町民が無理なく納税ができるためと、町税の未納者を出さないためと。もっと意味はあるかもしれませんが、大きく言うと、この両面があるのではないかと思います。長年続いているこの組合制度、これが町村合併後の19年度よりも、ことし20年度、この組合加入数が約560世帯も減っていると。56

世帯の間違いではないかと、こう思うぐらいなんですが、加入者が減るということは、もしかして未納者がふえるのではないかな、こう心配いたします。

そこで、もしかしてことし20年から、組合に対する補助金の出し方、金額に対する割合で出していたものを、組合員数で出すことになったと、こういうふうに聞きます。この補助金の出し方が変わったことで、組合にお金が行かないので、ふろ入りに行かれないということばかりではないでしょうが、減った原因ではないかなと、そればかりではないんでしょうけれども、そう思いますので、その原因はいろいろあると思いますが、町長はこの納税組合を必要としていないのかと。この補助制度は、自治体ごとに町で決められると、こういう補助制度ですので、将来はこの補助をきれいになくして、組合もなくしてもいいのか、町長の考えを伺います。

次に、公共交通についてですが、町長の一般行政報告の中で、委託路線、または支援などを行っている9路線のうち、南郷地域巡回バス、長野乗り合いタクシー、田島地域巡回乗り合いタクシーの一部については、利用者が非常に少ないため、本年4月からの運行を中止したと、こうあります。

町長は町長になって、いろいろな新しい事業を今やっています。町長がよく言われますが、必ず効果を検証してと、こういう話をされます。どんな事業でも効果を検証して見直しをするということは、当然のことだ、大切なことだ、これは私たちも思います。

しかし、利用者が少ないという理由で中止をしたままでは、今の国の道路財源と同じで、利用者の少ない道路は要らないと、田舎の道路づくりを途中でやめるのと、私は一緒ではないかと、こう思うんです。

南会津地方というのは、広大な地域で、今、高齢化も非常に進んでいます。南会津町も、もう30%を超えていくようになっています。高齢者のみの世帯も非常に多く、和泉田地域などでは、買い物は村でできるけれども、医者は遠いので医者にも行けない、こんな声も聞こえてきます。

昨年11月1日に、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、こういう法律が施行されました。これによって我が町が、ことしの4月22日には再生総合事業費の補助金の交付が決定した、こういう報告もあります。早い対応だったのかなと。早い対応だということで喜んではおりますが、交通弱者が一日も早く利用できる体制が組めることを望みます。

そこで、この補助金の交付が決定したということで、今後、協議会で検討していくということですが、今後の連携計画について、町長はいつごろまでに、このバスは南郷はこことか、ほかのやめたところはこことか、ことし、あるいは来年、いつごろまでにこれを策定する計画な

のか、町長の考えを伺います。

次に、4つ目に、びわのかげ北側の広場にレンタルトイレということで、田島地域のびわのかげ運動公園は、朝早くから夜まで毎日のように利用されています。ソフト、あるいは野球、サッカーなどいろいろなことに使われていますが、中でも北側の広場は、多くの高齢者たちがグラウンドゴルフを楽しんでいます。ほとんどが65歳以上で、80歳を超えた方も参加しています。

ある人に話を聞きますと、要介護にならないように、健康で元気な毎日を送りたいと。人との交流、それで健康づくりを楽しみにしている、こう話している顔が印象的でした。しかし、トイレが遠くて、特に女性の方が困っている。

高齢者医療費が毎年増大して、長寿医療保険制度をつくらなければ、国保財政がパンクすると、こういう現在、健康を維持して医療費を削減することも、町長の政策の一つだったはずで。1年で1億円、こうかかるものを、1人1万円の医療費を削減しようではないかと町長が話したことも覚えています。高齢者が健康を維持し、元気で長生きして、安心してグラウンドゴルフが楽しめるように、広場を利用する期間だけでも、レンタルのトイレの設置はできないか伺います。

最後、5つ目に、駅前イベント広場の利用についてですが、16年12月議会でも質問しました。そのときには、郵便局側の利用の場所の駐車場を広げていただきました。しかし、私の本意は、東側の部分を、利用しない期間は観光バスの駐車場に開放するべきだと、こういう質問をしたわけです。

今回も同じ提案をしますが、いまだに開放されないでいます。土曜や日曜、あるいは連休のときには、何台もの観光バスが駅前の道路に停車して、お客様のトイレ待ちをしています。急いでトイレに行ってくださいと。トイレに行ったらすぐ帰るわけです。駐車に困りますから。駐車場があれば、観光客はゆっくりと買い物や食事もできる、また定期バスや駅に来る車やタクシーの邪魔にもならない。一石二鳥だと考えます。例えば単純計算で、春4月から11月の紅葉の時期まで約8カ月、土曜日と日曜日だけでも、1カ月は4週ですから8日間あります。8日掛ける8カ月で64日、1日3台この期間にバスが来るとして、30人乗せて来たとしても、90人が64日来るわけです。そうしますと、連休、あるいはほかの休みもありますので、1日3台、あるいは35人ならば100人としても、64日で6,400人、この半分の3,200人が、お土産と食事で2,000円を使ったとしても、640万円の売り上げがあるわけです。

今、町長のつくった観光公社の売り上げ増にも私はなると思います。赤字だなんだのと言っ

ていなくても、ほとんど駅の売店で、あるいは駅にも食堂があるわけですから、この売り上げ増になるはずです。そうでないと、6,400人のトイレ、だっとくんで、浄化槽で処理すると、それだけです。1人100円ずつトイレ代をもらっているのなら別だが、そうではないと思いますので、この辺をよく考えて、下郷の大内宿では、100万人は来ると、こう言っているんですが、この往復のどちらかが南会津町を通ります。1時間だけでもこの町に滞在させる、このことを考えていけば、わざわざ人を呼ばなくても、下郷の大内宿の客にちょいちょいととまってもらえば、非常に町の活性化になると思います。町長の考えを伺います。

以上、5点質問いたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 17番、芳賀沼順一議員のご質問にお答えをいたします。

具体的な答弁に入ります前に、確認をしておきたいと思いますが、4点目の件、レンタルトイレにつきましては、教育委員会所管ということで、議員もご了解いただいたということです。教育長のほうから答弁をさせていただきます。

それでは、初めに2点目の納税貯蓄組合に関する組合加入者数の減少は、組合補助金の出し方が変わったことが原因ではないのかと、こういうおただしと、納税組合を必要としていないのかというおただしがございました。

納税貯蓄組合につきましては、一定の地域を単位として、組合員の納税資金の貯蓄及び租税の容易かつ確実な納付に資するために組織されたと、こういうふうに認識をしております。このため町といたしましては、納税貯蓄組合補助金について、合併協議において、厳しい財政状況や各種事務事業の見直しにより、段階的に納付率を廃止するなどの改正を行いましたが、納税貯蓄組合法の規定に基づき交付しているところでございます。組合加入者数の減少は、こうした改正によるものではなく、組合員の納税額に対する個人情報やプライバシー保護への意識の向上に伴って、口座振替制度への移行がふえたことや、組合員の高齢化による脱会などが主な要因ではないか、このように認識しているところでございます。

しかしながら、納税貯蓄組合は、本町の貴重な財源であります町税の収納及び納期内納付にご尽力をいただいております。大変重要な組織との認識には変わりはありません。今後も円滑な納付組織として維持・存続されるよう連携してまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、3点目、公共交通に関してのおただしがございました。

町におきましては、交通の空白地帯の解消のため、平成19年度は9路線を運行してまいりま

したが、利用が非常に少ない地域につきましては、本年4月から一部区間の運行を中止しております。特に南郷地域の巡回バスの運行中止につきましては、ほかにかわる公共交通機関がないこともあり、医療機関に通院する高齢者等から存続が望まれ、その後、地域住民による自主的取り組みとして、南郷地域の公共交通を考える会が設立されました。現在、地域全体で公共交通を支えていく仕組みづくりが検討されている、このように認識をしております。

このような地域力を導入した公共交通の取り組みの中で、本年2月26日に設置いたしました国、県、町、交通事業者、地域住民等で構成いたします南会津町地域公共交通会議では、国の補助を受けて、高齢者の移動手段・方法や住民の公共交通の利用実態等について調査を行い、その結果をもとに、本年12月を目途に、地域公共交通相互連携計画を策定する予定であります。

次に、5点目、イベント広場の利用に関してのおたかしであります。今年4月に一部の大型観光バスの駐車場として利用いたしましたが、広場そのものの構造上の問題、さらには進入路となる歩道に無散水の融雪装置が埋設してある状況などがございます。ご承知のとおり観光バスの駐車場としての利用は、現在のところしておりません。

対応策といたしましては、観光バスの待機場所として、祇園会館駐車場を利用することも一つの方法と考えられます。今後は観光客の方々の利便と地元物産の販売につながる仕組みを考えながら、イベント広場の活用計画を含めた駅周辺の全体構想を、観光公社と関係機関、地域住民を対象として協議を進めながら、財政面もあわせて考えながら検討してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、町長に求められました答弁とさせていただきますが、具体的事項につきましては、担当課長に答弁させますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 私からは、小・中学校の耐震補強計画及びびわのかげ北側広場のレンタルトイレ設置に関してお答えいたします。

初めに、耐震診断実施状況と耐震化計画についてのおたかしであります。町立小・中学校15校のうち、耐震診断実施の対象となる、昭和56年以前に建築された棟数の割合は61.1%であります。そのうち耐震診断を実施した棟数の割合は、小学校が42.9%、中学校はすべての建物で実施されておらず、全体では耐震診断実施率は27.3%になっております。

町では、本年度から耐震改修促進計画の策定作業を進めておりますが、計画の中では優先的に耐震化を図るべき建築物として、多数の者が利用する学校などの施設が挙げられております。国では、地方財政措置を含めた学校の耐震化加速策を進めようとしていると聞いておりますが、

教育委員会では、学校施設の耐震診断を町の耐震改修促進計画の中において優先的に実施し、耐震改修を促進してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、4点目、びわのかげ北側広場にレンタルトイレの設置をとのおたかしであります、河川区域内に新たにレンタルトイレを設置するには、河川法第24条及び第26条の規定により、土地の占用、工作物の新築など河川管理者の許可が必要になりますが、隣接した場所に公衆トイレ等が設置してある場合は、規制されることになっております。

お話にありました芝生公園には、中央部から上流に歩いて3分程度の河川敷上部に公衆トイレが設置してあることから、許可が得られませんので、ご不便でも既設の公衆トイレを使用させていただくことでご理解をお願いいたします。

以上、具体的事項につきましては、担当課長から答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 それでは、町長の分から再質問をいたします。

納税組合についてですが、町長は大事な組合であるということで、減った原因もほかにあるということですが、この20年度、前の方式の割合で出していた分と、今回の出し方ですか、世帯で出しているという、この補助金の額の違い、どのぐらい差があるのか、もしわかれればお聞きしたい。

○渡部康吉議長 税務課長。

○馬場増男税務課長 お答えいたします。

今ほどのおたかしの件でありますけれども、まず補助金であります、算出の仕方でちょっと整理はしてございませぬが、ちょっとサンプル的に、実は前の納付率があった時点と、それからそれが20年度はなくなるわけですが、なくなった場合の補助金について、世帯数を例えば10世帯の組合で仮に比較してみますと、そこに国保世帯数も7世帯程度入っているというふうな見方で比較いたしますと、納付割合でいった場合に、補助金が3万1,000円程度、組合に対して支給されるような計算になりますが、今回改正しまして、納付率をゼロにいたしまして、事務所の使用料、あるいは事務費、それから1件当たりの納付件数で補助金を積算する方法でいきますと、世帯数10件ですと大体2万7,000円程度になって、若干下がることになります。

ただ、世帯数が大きい組合、20世帯以上とか大きい組合になりますと、確かにご指摘がありましたとおり、納付割合で交付をしていた平成17年度ベースで見ますと、35世帯ですと32万

1,500円という補助金の数字になりますが、これが今回の改正の率でいきますと、試算ですが、12万4,500円というような数字になりまして、かなり大きな減額になるというふうな形でつかんではございます。

以上でございます。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 この数字、確かな数字というか、これは額とか世帯によって違いますので、大まかに17年と20年を見ますと、32万円から12万4,500円と。確かに税金が今いろいろ足りないのはわかりますが、その中で未納件数ですね、17年当時、32万円のころには、経済状況もちろん違いますが、17年、あるいは19年、このときの未納件数はどのぐらいだったのか、もしわかれれば、わからなければいいです。それを聞いておきますと、今度、ことしから下がった20年、このときに未納件数がどうなるのかということも、我々は検証してみたいと思いますので。もしわからなければ、後からで結構ですから。件数でいいです。

○渡部康吉議長 税務課長。

○馬場増男税務課長 お答えいたします。

ちょっと未納件数のつかみは、手元で整理をしてございませんので、後ほどお答えいたしたいと思います。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 では、町長にお伺いしますが、もしもこれが原因ではないと、私もこれだけが原因ではないとは思うんです、わかるんですね。でも、もしもこれから未納件数があって、20年度の未納件数が、今の経済状況はもちろんありますので、この額と同じように例えば減ったとしたらば、そのときには、ではこの補助率をもう一度考えてみようかと、そういう考えはございますか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

結論から申し上げますと、これまでの合併協議等の経緯を考えますと、そういう状況が仮に確認されたとしても、今すぐ見直しをするということは、私としては考えておりません。

それで、確かにこれまでいろいろな補助制度がそれぞれ4地域にありました。その中でしっかりと役割を果たしてきたんだろうと思います。しかし、確かに一方で、そういう補助金が削減されるということになると、そこにはやはり想定外の動きといいますか、私たちが心配する結果があらわれることも考えられます。

しかしながら、こういう経済事情、あるいは財政事情の中で、お互いにそこは理解をしていただいて、とにかく将来の私たちの子供や孫に、そういう負荷をかけないと、こういうこともやはり大事な政策の一つでありますので、ここのところは、両方立てていきながら、若い人たちが納税組合をなぜ抜けるんだろうと。若い人たちが多いんですが、それは納税組合の組合員をされている方々が、いろいろな話をお茶飲み話にされて困るんだと、こういう具体的な意見も届いています。そういう意見も大事にしながら、さりとて、やはり口座振替とかなんかの手続もできない、あるいは面倒と思う方々もおりますので、これはできれば両立をしていきながらやっていきたい。口座振替をやる側に、むしろ優遇措置を与えてほしいと、こういう方々からのご意見もありますので、そこは慎重に、今後、実態を見きわめながら対応させていただきたいと、こう思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 わかりました。この組合以外にも、前納制度でも、前納の補助パーセントはかなり落としていますよね。100分の0.5から0.25、今度は0.1でしたっけ。この辺の部分も、もちろん前納したから、早く納めてもらえれば町でも利用ができるということなものですから、その辺も今後見ながら、私も検証していきたいと、こう思いますので、よろしくをお願いします。

時間がなくなってきますので、次に移ります。

公共交通についてですが、先ほど何点か答弁をいただきました。特に南郷地域という話もありましたが、私は見直しというのは当然だと思っていますので、今後、12月までに計画ができるということなので、それを待ちたいと思います。

ただ、この中で、例えば和泉田集落とか南郷地域で考えているということなんですが、例えば民間でこの輸送業務をやりたい、あるいは個人、そういう者があれば、委託する考えはあるか伺います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

結論を申し上げます、あります。というのは、乗車数が少ないから廃止をするというのは、断腸の思いです。たとえ1人であろうと2人であろうとしたい。しかし、そこに地域の実態をわきまえた人たちの意見が欲しい。これは例えばダイヤ、走らせる時刻ですね、これの検討もきちっとしなければならない。あるいは国道さえ走れば、それで公共交通機関が事足りるのか。そうではない。そうであれば、南郷地域の中には、温泉施設もある、あるいは医療機関もある、

あるいはもっと言えば、只見とどうつながるのか、あるいは田島のほうの医療機関とどうつながるのか。こういうことを、とにかく意見出しをしましょうということですので、その意見出しの中で、特に民間等がそういう意欲があれば、その段階で受けとめて、具体的な検討に入りたい、こう思っております。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 民間を受け入れる考えがあるということで、安心しました。

そこで、私も何人かの人から、個人も、あるいは会社からも、新聞に、あそこの売り上げは250万円であったと。そんなあったのか。私も新聞で見て知ったんですが、そうであるならば、今まで町としては、約500万円の補助を出していたわけですから、それを150万円でもいいから、250万円に150万円で400万円だと。ちょっと小さいバスがあるから、それならばやりたいという人が何人かいるんですよ。ただ、恐らく手続は難しいと思うんですね。個人とか、青ナンバーを取って二種を持っていればいいという問題ではございませんので、そういう申請や、あるいは手続、かなり難しいと思いますけれども、不可能ではないと。当然、自治体も関与してくれば、できるのではないかなと思いますので、もしそういう人がいたら、申請・手続に町は協力いたしますか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほど私、冒頭に答弁をいたしました9路線というお話をしましたが、その中の路線の実態は、タクシーバス、いわゆるジャンボタクシーと言われるタクシーバスが走る。そのときも彼らはもう既に営業は持っておりますから、営業手続のお手伝いは、さほどしなくてもいいんですが、その最終的な認可がおりるまでの手続は、すべてサポートしておりますので、当然、ご指摘のような希望者がいれば、町としてはサポートすることはやぶさかではありませんし、その中でも先ほど申し上げたように、どこをどういうふうに回るのか、あるいはどの時間帯が最もふさわしいのか、これらについても、しっかりと協議をしていきたい、こう思っております。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 わかりました。そのようにお願いします。

イベント広場の利用なんです、中にいろいろな水路とかホースもあるということなんです、あの部分を例えば丈夫なカラー舗装かなんかに直せば、そのときの工事で、私は十分バスには対応できると。そのかわりバスは、あの道路でお客をおろしてから入ってくださいよというような、大雪のときには、あそこにローダーが入っているわけですから。ということを考え

ると、私は十分可能ではないかと。まして祇園会館にとめたのでは、かなり距離もある。そういうことも考えいる。そしてあそこで何年か前に、駅前とあの広場には、場所によって1センチから5センチぐらいの段差がありますね、あの段差で、今でも私、転んでいるわけです。前にはあそこに黄色いテープを張ってもらって、段差がわかるようにしますよということでやってもらいましたが、それでもなおかつ、今まだ転んでいる人がいるわけですね、暗いときには。そこをカラー舗装にすることによって、その段差も多少斜めにして、スロープをつけて、その危険性も、これはとれると。特にあそこに今は観光公社という、一般の人たちが、何度か行っている、パンフレットをもらいに行ったり、あるいは旅行の相談に、行くかどうか、何だからわかりませんが、寄っている人、結構年配者がおります。ご婦人の団体、何人かとか。私自身もう高齢者と言われる年になりましたので、夜歩いていますと、こんな1センチぐらいのところで引っかかって転んだことがあるんですよ。やっぱりあの人たちが、暗くなくても、あの段差は非常に危険です。あの段差をスロープで直しながら、あそこをカラー舗装にすれば、バスも入れると。

時間があるようなので、もう一つですが、一緒にあそこにある、この人たちの中にも使われた方がいらっしゃるかもしれませんが、あのモニュメント、私は最初、公衆便所かなと思ったんですが、中にはトイレがなかったので、電話ボックスかと思ったら電話もないと。私はあのモニュメントも、壊せとは言いませんが、丁寧に片づけていただいて、そしてあそこを広くすれば、もっともっと利用価値が出るのではないかと、こう思います、町長、2点お願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

この件につきましては、以前にも議員から質問を受けて、それなりの対応を進めてまいりました、

先ほど答えたような理由が、これまで改修に踏み切れなかった理由であります、もう一つ考えられることは、そういう不安材料をなくすということを早急に実施する一方で、やはり総合的にあの周辺をどうするかという問題を、駅周辺の区画整理事業でやっているんですね。そうしますと、そのときにいろいろな意見がありましたが、その経緯でああいう形に決まったということです、これはやはり事情が変わってきていることは間違いないんですが、それまでにお骨折りをしていただいた委員の皆さんや地域住民の方々の合意を、やはりつくっていかねばならない。そのためには、先ほど申し上げたように祇園会館等のバイパス、あちらの

ほうのバイパスが開通したときに、こちらの中央商店街のほうで、人通りが非常に少なくなるのではないかと。そこで駅の北口地域をどういうふう整備していったらいいだろうと。それと時期を相見ながら検討していこうと、こういう一つの案も出ています。

しかし一方で、段差の問題については、やはり危険は待ってけませんので、これについては早く解消していかなければならない。それからモニュメントについても、実は早く片づけてほしいと、こういう意見が届いております。しかしながら、モニュメントも、これをつくり上げた人たちが現段階でまだおりますし、その方々に話を聞きますと、やはりこういう目的でやったので、そのことについてもしっかりと、状況が変わった、あるいは駅周辺の利用の効果といたしますか、これをもう少し具体的に示しながらご理解をいただくと、こういうプロセスをやはりたどっていく必要があるのではないかなと、こう思っております。

いずれにいたしましても、私個人的には、議員おただしのように、やはりあの地域については、大型バスが列車との乗り継ぎの関係で入っています。そういう関係もございますので、ぜひ地元にも少しでも多くのお金が落ちるような、そんな場所に何とかしていきたい、こう思っておりますので、前向きに検討させていただきたいと思います。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 前向きに検討していただくことを期待しまして、次に移ります。

教育長に、小・中学校の補強はかなり、1校当たり200万円ぐらい、診断だけでもかかるということを聞いていますので、難しいとは思いますが、国が決めたこのチャンスに、一日も早くやっていただきたい。時間も時間ですので、そのことももっと聞きたいんですけども、それよりもレンタルトイレについてお聞きいたします。

教育長は、河川法によって、河川管理者の許可、これが得られないと、こういう答えをしたんですが、本当に県に聞いてきたんですか、伺います。

○渡部康吉議長 生涯学習課長。

○酒井直伸生涯学習課長 お答えいたします。

河川法の縛りの件につきましては、私が県に赴いて伺ってきたところでございます。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 私も心配ですので、名刺を出せばわかりますが、行って調べてきました。書類も、ちゃんと法律も読むことができました。その中には、建物いろいろの中にトイレも入っていました。自治体、あるいはそれなりの団体の申し込みがあれば、個人ではだめだけれども、可能ですとはっきりと聞いてきました。本当に聞いてきたんですか。

○渡部康吉議長 生涯学習課長。

○酒井直伸生涯学習課長 お答えいたします。

河川法の縛りで、近くに、近くというのがどのぐらいの距離かは判断できませんが、比較的近くに公衆トイレが設置、類似施設が設置してある場合は、制限がかかることもございますというふうに伺ってまいりました。

以上でございます。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 確かにそれはあると思います。間違いとか何かではなくて、町長がよく言われるように、できない理由を探してはだめだよというのが、今の町長が町長になったときの姿勢だと私は思います。いろいろ聞いていますと、できない理由、今の課長の話ばかりではないですよ、私たちはできない理由を聞くのに質問しているわけではございませんので、お金がないからできないとか、こういう答えかなと私は思ったんですよ。そうしましたら、河川法ということですので、これならば私もちょっとクリアできるかなと。まして県では、レンタルトイレで季節的なものであるならば、私は恐らく4月から11月ですよと、それで聞いてきました。それならばなお可能性がありますと。それで管理はと、ここまで聞かれました。いや管理は自治体なり、あるいはゲートボールの団体で恐らくするようになると思いますという話をしましたら、ではなおいいんじゃないかなと、そんな話もありましたので。ただ、絶対できるという話は聞きませんが、もしも可能であれば、予算的にはどうですか。予算も言いますか。

○渡部康吉議長 生涯学習課長。

○酒井直伸生涯学習課長 お答えいたします。

予算の面ですが、レンタル料、あるいはし尿処理に係る経費負担も当然出てくると思います。そのほかにも、レンタルトイレを設置した場合、手洗い水の確保など、衛生面の問題も出てまいりますので、教育長答弁のとおり、歩いて3分程度の距離に、衛生的な既存の水洗トイレがございますので、そちらをご利用いただくことでご理解を願いたいと思います。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 歩いて3分というのは、あの北側の広場のはじから歩いて3分というのは、だれの基準で3分ですか。

○渡部康吉議長 生涯学習課長。

○酒井直伸生涯学習課長 お答えいたします。

芝公園の中央から歩いて3分程度です。実際私が、ゆっくりした時間で歩いて計測した時間

でございます。

以上でございます。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 別に課長をいじめるつもりも何もありませんので、これは話です。やっぱり私もうちのおふくろとかなりゆっくり歩きます。それでも私の方が速い。80歳過ぎた高齢者の方と歩くのは、我々がかなりゆっくり歩いても、それでも速いです。そして、あそこをこの間ずっと歩きました、私も。トイレまで。ここで言うのには、それぞれ調べて、病院のトイレまでも歩きました。あのスロープを歩きながら、もしの場合は河川だめならば、あの上の段に置いてもいいんじゃないかなという思いもでございます。

そんなことで歩きながらいろんなところを見ました。県にも行きました。レンタルトイレ屋に行ってトイレの値段も聞きました。くみ取り料も聞きました。それから8ヵ月間であれば、長期であるからレンタル屋さんも、それならば安くしますよと、見積もりで。緊急1ヵ月よりも。そういう話まで聞いてきましたが、非常に、河川だからだめだ、3分近くにあるからだめだ。それこそだめの理由だけ言ってるだけであって、できそうな理由は一つもないんですか。

○渡部康吉議長 生涯学習課長。

○酒井直伸生涯学習課長 答えいたします。

ただいまの時点では、そういうふうな考えでございますが、なおさらに検討はさせていただきますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 課長にはできるとは言えないから、それはあれですか、じゃあひとつ困っている状況というものを考えれば、町長の言う、あそこでやることによって一人一人が楽しく健康を維持していく、特に高齢者が多いということは、私はそういうことを検討するのが、優しい心だと、こう思います。いろんなところに活性化の予算も町長は出されていますが、毎日のように何十人もやっている。あの場でトイレまで80歳の女の人が。昔は畑でも田んぼでも、ぱっとうまくしてやっていましたが、今はあんなもんぺやあれはですので、これからは本当に女性の方が安心してできる。特にやってる方は掃除は自分たちでやりますよと、こう言っているんですよ。そこまで言われてね、やっぱり多少考えていただくのがいいんじゃないか。最後に町長のお考えを伺います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

先ほどから話を聞いておりましたが、どこに基準を置くかということが、もう一回やっぱり根本に戻るべきではないかなというふうに思うんですね。つまり私たちは、生理的な現象を起こした場合にどのくらいの頻度あるいは我慢、それぞれ違う。特に年齢を重ねた人については違うんですね。ですから、こここのところの配慮はやっぱりしなければならない。

ただ、しかし河川法云々とか距離の問題とか時間の問題ではなくて、あそこの全体の利用を考えなければならないと思うんですね。というのは、ドクターヘリが運行されました。そのときに、よりヘリポートは病院の近くの方がいいんですね。そういうものとあわせてあそこの河川敷と河川敷を上がった段差のところとつなげて、どう活用していくか。その中で、より活用しやすい、あるいは利便性の高いものを、これから考えていくべきだ、こんなふうに思っておりますので、このことについても教育委員会の方と十分協議を進めていきたいと思っております。

○渡部康吉議長 以上で、17番、芳賀沼順一君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。昼食休憩にいたします。

休憩 午前 11 時 37 分

再開 午後 1 時 00 分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

————— ◇ —————

#### ◎発言の申し出

○渡部康吉議長 ここで税務課長より発言したい旨の申し出がされておりますので、これを許可します。

税務課長。

○馬場増男税務課長 午前中の一般質問で、登壇2番、17番議員さんより再質問のありました納税貯蓄組合の減少に伴う未納件数についてのおただしについてであります。17年度、あるいは19年度の未納件数はとのご質問でございましたが、組合脱退者に関する納税状況につきましては、できる限り口座振替を勧めております。ただし、自主納税もあり、具体的な未納件数

の把握はできておりません。町税全体の未納件数について、お答えをいたします。

17年度は、合併前なので、南会津町としての集計はされておきませんので、大変申しわけございませんが、ご理解をいただきたいと思います。18年度の未納件数は、1,596件でございます。それから19年度につきましては、5月末の出納閉鎖を受けて、現在、集計の作業中でありましますので、今現在数字が出ておりませんので、この件につきましても、ご了承いただきたいと思います。

以上でございます。

○渡部康吉議長 ただいま説明のとおりでございますので、ご了承願います。

————— ◇ —————

◇ 渡 部 俊 夫 議 員

○渡部康吉議長 次に、2番、渡部俊夫君の登壇を許します。

2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 渡部俊夫であります。

第1のテーマであるごみ処理広域化についてお伺いいたします。

本年2月18日の南会津町議会全員協議会の場で、ごみ処理広域化について説明がありました。その後、町当局からの公式見解は出されておきませんが、聞き及ぶところによれば、3月末にごみ処理広域化会津ブロック検討会において、南会津地区を代表して、検討会副会長でもある小沼只見町長から、南会津地区としては、「今回は広域化にはくみしない。お先にどうぞ」の旨の表明がなされた。それが検討会の中で了解されたというふうにお聞きしております。

このように今回、全会津を一本化して、新しい設備に更新するという今回のタイミングには、くみしなかったわけですが、この次の次というのは、恐らく15年か20年先以降になると思われます。その時点で、もしかしたら会津広域化に仲間入りという状況が来るかもしれませんけれども、当面、今回とった措置、留保させていただくという我が町のとったスタンスで、よかったのではないかと私は思っております。

喜多方市は、起債の関係やその他の理由で、平成30年までにすべての部門が順次合流をしていくという予定でいりましたが、これも当面どうなるかわかりません。ブロック検討委員会事務局としては、喜多方市からの回答待ちという状態に、この前、私がお邪魔したときは、なっておりました。

この種の設備は、計画から稼働開始まで、少なくとも10年近くは要します。最低10年スパンで検討しなければならないというものです。現在は大丈夫だから、この先も安泰というわけにはいきません。いつ故障するかもわかりません。故障してからの対応では、もう絶対に間に合いませんし、これは許されないことです。

それで、県の広域化計画がある限りにおいては、会津ブロック検討委員会は解散ではなくて、休眠状態に入ると思われます。こうした状況を受けて、これまでの協議経過及び我が町としての今後のごみ処理体制について、どうお考えなのか伺います。

さらには、どこの市町村を見ても、一部事務組合である広域行政組合の一事業部門として、消防及び環境衛生事業を扱っています。南会津地方として、ごみ関係に関しても早急に南会津地方広域市町村圏組合に統合し、事務局を一つにして、その上に立って当面の南会津地方全体のごみ及びし尿処理対策について、長期計画を検討すべきだなというふうに思います。当然、これは我が町のみで即断できる問題ではないんですけれども、今後の一部事務組合の組織のあり方として、やはり急ぐ課題ではないのかと。我が町としての考えをお聞きしておきます。

第2のテーマに移ります。

職員のメンタルヘルス対策について質問します。

労働安全衛生法等の一部を改正する法律が、平成18年4月1日から施行になりました。ご存じのように今日的な情勢を反映して、メンタル面にも注目がされております。さらに昨年、平成19年3月には、労働安全衛生法に基づき、労働者の精神的な健康の保持増進のために、事業者が講ずるべき措置を、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」という形でまとめています。

指針は、職場に存在するストレス要因は、労働者自身の力だけでは取り除くことができないものであるとして、本人の努力、いわゆるセルフケアに加えて、現場の管理監督者が職場環境等の改善や労働者に対する相談・対応を行うラインによるケア、あるいは産業医等の専門家によるケアなどの必要性を指摘しております。いたずらに本人の責任や適性に帰するのではなく、職場環境の改善や専門的な支援などを組み合わせることによって、職場全体、ここで言えば役場全体で、予防や再発防止に取り組むべきというのが、メンタルヘルスに対する国の基本的な考え方なわけです。

こうした国の指針を踏まえ、我が町においても、職員健康衛生管理規程を設けて、衛生委員会を積極的に開催しているようですが、その取り組み状況と今後の課題は何か、お聞かせ願いたいと思います。

私たちが日々の生活の中で、心身ともに健康な状態を維持していくことは、本人や家族、同僚が生き生きとし、充実した日常生活を営むという重要な意味があります。それだけでなく、役所や企業にとっても、使用者の責任、配慮義務の観点だけでなく、メンタルヘルスの状態を向上させることは、職場全体のモラルや生産性向上、よりよい企画立案にも、重要な役割を果たすことが認識されつつあるのが昨今の状況です。

そうした観点から、労働安全衛生法には事業主の責任を明確にし、とりわけ労働者のメンタルヘルスケアにおける責任及び役割が、一層明らかにされています。ストレス及びメンタルヘルスに関する正しい知識を持つことが、予防対策としては第一番目であります。そのために、職員に啓発・教育の機会を設けることや、メンタルヘルスの情報提供を行い、長時間残業、仕事上の問題点の把握、コミュニケーションのスキルアップ等々が、先ほど申しましたように、まず第一次予防として考えられますが、そこでお尋ねいたします。

南会津町としては、職員の過重働労やメンタル面での現状を、どのように把握されているのか。時間外勤務、すなわち職場での居残り状況や職員の仕事上でのプレッシャーや、なれない地域での対地域住民とのあつれき等々を、いかほどに把握しているおつもりなのか。また、それらによって心身に不調を来している者がいるのか、その把握状況と我が町の対策について伺います。

以上で、演壇からの質問を終わります。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 2番、渡部俊夫議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、ごみ処理広域化に関する1点目、これまでの協議経過と今後のごみ処理体制についておたがしがございました。

会津方部を一つとしたごみ処理計画につきましては、平成12年度より当時の全会津28市町村が参画をし、広域化に向けた検討を進めておりました。この間、会津若松市が事務局となり、基礎データの収集や広域処理システムの検討を進め、昨年度からは会津3方部よりそれぞれ職員を派遣し、循環型社会形成推進地域計画の策定に着手をしたところであります。

しかしながら、地域計画がより具体化するにつれまして、構成市町村間での経費負担割合について調整がつかず、南会津方部としては、事務局案に合意点を見出すことができず、本計画に対し、現状においては参画していく体制が整っていない旨を、検討会の会長であります会津若松市長に正式にお伝えをしたところでございます。

今後は、こうした経過を踏まえながら、将来的なつながりも視野に入れつつ、喜多方・会津

方部の地域計画を見守り、南会津4町村を対象といたしました地域計画を策定する必要がある、このように考えております。

次に、2点目、環境衛生事業を南会津地方広域市町村圏組合に統合し、長期的なごみ処理対策を検討すべきではないかというおたがしでございますが、南会津郡内の廃棄物処理の現状は、3町で2つの衛生組合を運営し、1村は単独で処理を行っております。特に今回のように南会津郡内の広域的な検討を必要とする際には、4町村の意向を十分に反映する必要があることから、検討組織としては、広域市町村圏組合を核とした推進体制をとって進める必要がある、このように考えております。

なお、一部事務組合の統合に関しましては、各組合にはそれぞれの組合議会や正副管理者会等の決定組織がございます。さらには住民の意向もございますので、関係者の意見を最大限に尊重しつつ、南会津郡にふさわしい組織のあり方を、今後検討していくこととなりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、職員のメンタルヘルス対策に関して1点目、その取り組み状況と今後の課題についておたがしございました。

今日において、メンタルヘルス対策は、職場が抱える大きな課題の一つであり、心の病は決して特殊な病気ではなく、だれでもかかり得る病気であるというふうに認識しているところであります。

昨年度開催いたしました衛生委員会では、南会津保健福祉事務所より保健技師をお招きし、専門的な立場からのご意見を参考にしながら、メンタルヘルス対策について協議を進めてまいりました。

また、衛生委員会においては、市町村職員共済組合にて開催しております電話による悩み事相談の紹介や、職場における衛生管理者などへの相談の呼びかけを行っているほか、メンタルヘルス講習会等への職員の積極的な参加を呼びかけております。

悩みを抱える職員が相談できずにいるという状況が生じないように、職員へのメンタルヘルスに関する教育を実施し、心の病に対する職員の正しい知識と理解を深め、悩みを抱える職員が相談しやすい環境をつくり出していきたいと考えております。

次に、2点目、南会津町となって以降、職員のメンタル面での現状をどのように把握し、我が町としての対応策は何かというおたがしございましたが、職員のメンタル面での現状について、当町においても心の病による休暇取得者がいることから、管理職である幹部等職員に対しては、日ごろより部下職員の心のサインを見逃すことのないよう、注意を喚起しているところ

ろでございます。

また、町のメンタルヘルス対策といたしましては、厚生労働省が策定いたしました労働者の心の健康の保持増進のための指針にある4つのケアを、継続的かつ計画的に行うことができるよう、衛生委員会、各所属部署、衛生管理者及び衛生推進者、さらには外部専門機関について、それぞれの位置づけを明確にした組織体制を確立し、メンタルヘルス対策を推進するための教育研修や情報提供、職場環境の把握と改善、職員のメンタル面の不調への気づきと対応、職場復帰における支援等について、現在、鋭意取り組んでいるところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長に答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 会津広域化から今回については、今回という言葉を使うのが妥当かどうか分かりませんが、現状においては参画できないと。なおかつ、今、町長の答弁にもありましたように、将来のつながりを視野に入れながらという文言もありましたけれども、一言で言うかどうかという文言を使うのが適当なのかなというふうに私は思うんですが、「離脱」という言葉を使っているのか、あるいは一応離脱ではない、「留保」だということもあるかと思うんですが、その辺の文言は、一言で言うかどうかというスタンスにしたらよろしいかと思いますので、もう一度お聞きします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

あえて一言では言えないので、先ほどの答弁になっているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 なかなか苦しい立場もあるのかなというふうに理解はしているわけですが、1つは福島県内、7つの生活圏がございます。つまり南会津郡が独立した生活圏を維持することの重要性は、ますます拡大していると思うんですね。地域の再生にとって、この生活圏こそが我が南会津町に、あるいは南会津郡にとっても、県の出先機関、その他もろもろのことを考え合わせても、最後の命綱であるというふうに私は考えています。南会津郡がごみ処理やし尿処理を郡として一本化するというのも、ある意味では広域化ではないのかと。そういう意味では、オール会津だけが、一本化することだけが広域化ではないというふうに私は思う

んですが、この7つの生活圏についての町長の認識を、ひとつお聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

ただいま7つの生活圏のお考えをお示しいただきました。私個人的には、全く議員と同じスタンスであります。そしてこのことについては、南会津郡内の各首長の首長会議といいますか、広域で言えば管理者会と、こういうことになりますが、そこでも共通の認識としてとらえております。

そんなわけですので、私はこの7つの生活圏が今後も福島県の政策を展開・運営していく中では、必ず守り、持続していくものだ、というふうに認識しております。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 その認識については、理解をいたしました。

実は喜多方市も、人口減少、これが歯どめがかからず、合併時と比較しても約2,000人減少しているわけです。大分古い話になりますけれども、県が7つの医療圏構想を出したときに、現在の県立南会津病院が誕生する直前だったと記憶していますが、私も署名行動をしたりして、医療圏を確保するために奮闘しました。あのとき喜多方市は、独立した医療圏とは多分なかったのではないかなと思うんですが、その結果どうなったかといいますと、喜多方はその後、保健所はなくなる、病院はなくなる、法務局はなくなると。要するに公的機関が、一つ一つはがされていっているわけですね。あのときの分岐点が、やはりその後の県の政策に大きく影響しているんだなというふうに思います。だから、核となるものは、やはり絶対に置かなくてはならないと。何か喜多方市のその後の広域化に対しての意向について、何か情報は入っていますでしょうかね。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

ごみの広域化に関して、南会津方部のほうから一定の方向づけを、会長である会津若松市長に報告した後に、私のところに、これは事務局ではないんですが、事務局と関係する方々から、どうも喜多方と会津若松の折り合いが、なかなか今、一時ちょっと難しいようだと、こういう話は届いています。ただ、具体的にどこの点を言っているのか、このことについては何も触れていなかったの、私は特にそのことについて意見を申し上げることもなく、この後、事務局の推移を見守りたいと、そういうふうに実は思っていたところです。

以上です。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 喜多方市が、これごみじゃないですけども、消防本部の広域化について、どういう答弁をなされるのかというふうに、私、注目したものですから、過日6月10日、喜多方市議会を傍聴してきました。喜多方市長が、消防本部の広域統廃合に対して、南会津を除いた広域化はないと。あくまでも会津は一つという答弁をしておったようです。ごみ処理の広域化についても、喜多方市はこの間、本当に私も山都に行ってみましたが、ごみの減量化に取り組んで、当初予定した以上に減量化が進んでいる状況なんですね。だから施設の延命化を図って、もう一度仕切り直しをしたいという旨の答弁を、市長がされておるわけです。

今回の南会津郡の決定が、喜多方市の方針に大きなインパクトを与えたということについては、喜多方市の方も言うておりましたが、間違いありません。まさしくごみに関しても消防に関しても、基本的なスタンスは同じと。南会津が抜けるような広域化は考えられませんというのが、喜多方市のスタンスなんですね。

そういう中で、我が町を含む南会津郡としても、大変厳しい状況が予想されますが、振興局が置かれている意味合い、あるいは先ほど町長も述べられたような7つの生活圏の意味合い、これらも考えて、ひとつごみの広域化についても、振興局単位で一つの広域エリアなんだというふうに、現在の線引きを見直すよう、県や関係機関に働きかけるということについては、町長、いかがですかね。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほどの答弁でも申し上げましたが、今回の会津全域のごみの広域化というものが、図らずもなかなかまとめ上げることができなかったという実態がありますから、それでは先ほど議員がおただしのように、南会津郡内を一つのエリアとしての広域化を図っていこうということで、振興局の指導も仰ぎながら、各町村の担当課長、あるいは担当係長との会合を進めて、今、地域計画をつくっていこうという動きになっております。

当面、その事務を進めていく中では、体制づくり、それから負担金の問題、これらが残っていますが、そこまでにいく間、当面の間は南会津町が、ある意味では事務局の役割を果たしていこうと、あるいは果たしていったほしいと、こういう要望がある、そんな状況が現段階でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 そうしますと、私が求めているような方向で、いわば南会津郡を一つ

の単位としたごみ処理体制について、関係機関と今現在検討しているというふうに理解してよろしいですか。

実際やっぱりそうあるべきだというふうに思いますね。それで過日も桧枝岐の環境センターに行ってきたわけですが、収集日は月・水・金、週3日間だけね。それで火曜日はメンテナンスと。それで炉の運転は、毎週木曜日だけというような状況で、これ建設してから15年たっていますから、もう施設もぼろぼろ、本当にメンテナンスにかかる費用、大変なものだというふうに聞いてきました。

それで、南会津地方が組織再編するとなると、やっぱり問題になるのが、一つは桧枝岐の問題ですよ。それから東部と西部に働く職員の労働条件の問題があるわけですが、早急に市町村圏組合に統合する方向で検討を願いたいなというふうに、改めて申し上げておきたいと思います。

それから、最終処分場の問題があるわけですが、実は会津若松市の最終処分場、これ磐梯町にある沼平第2処分場で埋め立て処分を行っています。それでこれも平成27年か28年には、もういっぱいになるという状況なんですけど、これらについても、この間、17市町村でもって検討をしてきたわけですが、今になれば、白紙の状態から検討という状況ですね、若松を中心にね。しからば当面、南会津町はどうなるのかというふうになれば、平成18年4月に策定された福島県廃棄物処理計画というものがあるわけですが、この中で明確に、自分の区域内でのごみは、自分のところで処理しなさいよという、いわば自区域内処理、通常は自区内処理、自区内処理というふうに言っているんですけども、述べています。

それで、今後これから、先ほど言ったような状態を受けて、今度、福島県側から見れば、これからは、実態的にはそうはいかなくなるのかなというふうに思うんですが、その辺はいかがでしょうか。担当課長のほうがいいのか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

ただいま議員がおただしのように、これは言ってみれば国の計画を受けて、県がそういう計画を策定したんですが、とにかく今、田島下郷町衛生組合ですと、山形のほうに最終処分をお願いしている。いわゆる民間にお願いをしているという実態がございますが、これらについては順次そういうものをなくしていこうと。自地域内で完結しろと、こういうふうに法的な指導も受けておりますので、それが今後、私たちにとっての大きな課題に多分なってくる。そんなわけで、最終処分をどうするかということの問題が1つあります。

私たちは、ご存じのように源流地域、それぞれ桧枝岐にしても只見にしても南会津町にしても、源流地域でありますので、やはり今の安定型の最終処分場の建設については、いかなものかと、こういうことでずっと来ておりますので、将来へつながりを持っていうふうに申し上げたのは、若松方部のほうで、最終処分については協定等を結べないのかと、こういう提案を実は私のほうから只見の町長さんをお願いをして、副会長である只見の町長さんに、その旨を会長のほうに伝えていただいた。現段階では会長からの返事は、大変難しいと、こういうお話でしたので、最終処分についての議論も今後していかなければならない。しかしながら、はっきりだめだという答えではないので、今後さらに会津地域のほうと今後の地域計画の策定の中で、連絡を図っていきたい、こういう状況でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 ただいま町長から、はっきりだめだとは言っていないということなんですが、若松はこれから熔融炉をつくると思うんですね。熔融炉をくぐった灰では、湿度が25%、そして生で出した焼却灰については、湿度が40%と。そういう関係で、南会津町から出る灰と熔融炉をくぐった後の灰では、これは一緒くたにできないという問題があるんですね。そういう意味では、ちょっとそれも難しいかなというふうに考えています。

ですから、この広域化の計画がなくなれば、山形県や米沢市としても許可を与えるというふうにはならないと思うんですね。年度更新で、さらに引き続きお願いしますよなんて言ってみても、では新しい情勢下になって、南会津の計画はどうなっているんですかと聞かれば、もう許可を与えるわけにはいきませんから。そういう意味では、若松にお願いするというものではなくて、やはり南会津郡は南会津郡のスタンスで、最終処分場をどうしていかなければならないのかということについては、考えざるを得ないのかなというのが、正直、私の今のスタンスであります。

しかしながら、私もこの間、あちらこちらの環境センターを視察してきまして、一番新しい情報だと思うんですけども、もう国の方針がころころ変わっているんですね、ごみ行政に関しても。当初1日300トンの焼却設備なんて言っていたんですが、最近になって離島や山間地においては100トン未満でもいいよとか、あるいは特殊な立地条件のところは、最終処分場をつくらなくてもいいよと。国は15年以上もたせるものをつくるのであれば、最終処分場をつくらなくてもいいよというようなところまで、規制緩和と言ったらいいかどうか、緩んできているんですね。そういう意味では、これからの情報収集が大切だなと思うんですが、安達広域圏

は溶融炉をつくりました。つくったばかり。稼働時間が少ないということで、先月４月に会計検査院から指摘されたんですね。偶数月の、それこそ１週間ないし２週間しか使っていないんだよね。それだけごみが集まらないということなんですよ。だから、ごみの分量が少ないことが初めからわかっているけど、溶融炉をつくらないと、国としては補助金を出さないとか交付金を出さないとかという国のおかしなメニューなんですね。

だから、そういう意味では、この前、田村広域にも行った際に、会計検査院、やっぱり現在の一律的なごみ行政の進め方については矛盾があるので、会計検査院としても環境庁に物申さなければいけないなというふうなことを田村で言っていました。

こういうふうに国の方針が常に動揺して変わっていますから、そういう意味では、場合によっては最終処分場を他県に委託オーケーということも可能になるかもしれませんし、必ずしも町長が言ったように、川の源流だから何とかというのではなくて、環境水道課長も行って、わかっていると思うんですが、循環型の最終処分場なんですね。だから河川に水は流さないという方式も今できているわけですね。だから、そういう意味では情報収集が非常に大切だと思うので、その辺はあえてお願いをしておきますが、長期計画なるもの、先ほど言いましたけれども、住民の代表もひとつ検討会に入れて作成する必要があると思いますが、その辺はどうでしょうかね。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

住民の方々に入ってもらおうというのは、ある一定の方向性を出した段階で当然入っていただくといえますか、意見をいただくということになると思います。それまでの間は、やはり役場の職員を含めて、さまざまな分野の専門的な方々から情報をいただきながら構築すると、こういうことになるんだろうと思うんです。

それで、田村地方のお話がありましたが、田村地方でも西部と東部では、ごみ処理の内容も違うんですね。つまり溶融炉を建設するから、溶融炉一本でいくということではなくて、溶融炉のごみ処理もあるし、従来型のこれまでのごみ処理も併用してやっていくということなんですね。

ですから、国の補助金の制度のおただしもございましたが、私は情報収集はもちろんしなければなりませんが、これまでも言ってきたように、私たちが暮らしを続けていく中で、私たちの地方でなければわかり得ない現場の声というのを、やはり県を通し、国にしっかりと提案をするということだと思うんですね。

ですから、先ほど言ったように溶融炉が若松にできれば、いわゆる生ごみと溶融炉を通したものの最終処分は違うんだよと。違いますね、それは。だけれども、だから選択肢がないですよということではなくて、あくまでも私たちが、この地域に同じ時代に生きる仲間として思案をめぐらせば、さまざまな方法が私は選択肢として出てくるんだろうと、こういうふうに思っております。

したがいまして、住民や議会の皆さんや大勢の方々の心配をできるだけ吸収し、ある一定の方向性を導き出して、今後のごみ処理問題については取り組んでいくと、こういう姿勢でありますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 了解しました。

それで、次のテーマに移りますが、衛生委員会ですね、これは何回行うとかという目標なり、あるいは回数なんかは決めているんでしょうかね。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

南会津職員安全管理規則ということで規則を定めておりまして、その中で基本的には衛生委員会につきましては、年3回を目標として開催するということになっております。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 先ほどちらっと町長答弁で触れられたんですが、衛生委員会では、この年平均3回の中で、どのようなことが主に話し合われているんですか。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

内容につきましては、毎年それぞれ職場で抱えている健康障害の防止措置、それからその年のそれぞれ生活習慣病の予防のための健康診断の計画ですとか、それから定期健康診断の計画等について、この委員会のほうで話し合いを持ちながら、さらに検証しながら、年3回の委員会ということにしているところでございます。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 先ほどの私の質問の中でも、特に管理者、監督者の役割といいですか、重要性を述べたわけですが、先ほど町長答弁で職員の研修を積極的に参加させているという答弁があったわけですが、管理監督者への教育については、どうなっているのか、またこれからどのようななされるおつもりなのかお伺いしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

組織というのは、議員もおわかりだと思いますが、それぞれの立場立場の役割といいますか、使命といいますか、ございます。それぞれの束ね役として、管理者が配属されておりますけれども、その方々がどのようにそこに従事する仲間の職員を見るか、見てあげるかということだと思っんですね。ここのところは、保健師さんが健康的な領域の中でチェックをし、指導するというほかに、やはり一緒に仕事をする職員の課題といいますか、価値観といいますか、これらをきちっと把握することがまず大事だろうと。そこで、管理者としてどうあるべきかという自己啓発を、ずっとここ進めてまいりました。つまり簡単に申し上げますと、事象・現象だけに目を向けるのではなくて、なぜそういう事象・現象が発生したかというところ、つまり本質をしっかりと見きわめるようにしましょうと。こういうことを繰り返し繰り返し幹部会議、あるいは直接町長室に来ていただいて、繰り返し話をしています。

したがって、少しずつではありますが、管理者として、職員の業務内容の状況を丁寧に見分けてあげることができるようになっていて、こういうふうに理解しております。

今後についても、さらに保健師さんと管理職の会合といいますか、接触の機会も設けて、さらにそういう器量を高めていきたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 それなりに努力はされているということで、了としたいと思いますが、実は財団法人社会経済生産性本部メンタルヘルス研究所というところがありまして、初めて昨年7月に、全国1,874の自治体のみを対象にしたアンケート結果が出されているわけです。これによりますと、約半数近くの自治体で、この3年間に47.7%の自治体で心の病が増加していると。年齢別に見ると30代が最も多いと。その次に40代が多いと。それで今後も心の病が増加すると考えられている自治体は42%、その中で最近3年間も増加傾向にあったという自治体は、実に62.5%。9割以上の自治体で、1人当たりの仕事量がかなりふえているというふうな結果が出ています。

それで、とりわけ合併した市町村の数値が高いようであります。平成18年、我が南会津町も合併して、はや2年2カ月経過したわけですが、当然にして峠を越えた配転や、なれない地域や職場への配転がありました。4つの地域をまたぐ人事異動だけに、その後の職場環境の変化、相互の人間関係の希薄化傾向も指摘されているわけですが、この間、ちょっと職員の思いを拾

い集めてきましたので、ぜひ耳を傾けていただきたいと思います。

9つほどなんですが、メール1本で県や関連上部団体から3日後の締め切りの報告物を求められると。本庁の担当者は当然にして各支所へオーダーを出すわけですが、3つの支所から集約を待って県に報告するというような形になるのかなと思いますが、支所は支所なりに精いっぱいやっているんだけど、なかなか忙しくて予定どおりに上がってこない。締め切りは迫ってくる。もう気持ちがいらいらするという状況です。

あるいは2つ目に、パソコンに弱いと。1回や2回までは若い人に聞くことができて、3回目になると、やっぱりちゅうちょしてしまうと。これ意識せずともストレスがたまってくると。

あるいは3点目、年次休暇はぎりぎり、仕事に合わせて休むしかない。結果として、取得可能な休暇のうち3割も休めばいいほうだと。

4点目、国の方針が、さっきもこれと同じですね、ころころ変わる。新しい施策も十分な準備もないままにおろされてくると。それに対する対応が容易でないと。どこの町村も、何をどう準備してよいか戸惑いがある中で、上部に聞いても明確な回答がないことも多いと。そうした対応に追われていらいらすると。

多忙化の中で、課内はもとより職場全体として、コミュニケーションがなくなっているように思うと。時折お互いに大丈夫かと声をかけるんだけど、周りを気をつけて見ようと思うんだが、自分自身のほうが忙しくて、なかなか目が行き届かないと。

あるいは、精神的に疲れたときに、確かに一日二日休養をとればいいんだなということはわかるんだけど、休んだら地域住民との約束、あるいは隣にいる仲間に、その分負担がかかるんじゃないかということも思うと、なかなか休めないのが実態だと。

仕事のやり方を見直す必要があるということは、指摘されるまでもなくわかるんだけど、これもやはり多少のゆとりがないと、なかなか考えられないと。

それで、メンタルヘルスについては、いつだれがなってもおかしくない。特殊なものではないんだよと。それで不安になったら、即相談できる人がいる、そこが大事だと思う。そういう意味では、職場の人間関係、お互いの助け合い、サポートし合う、気配りと信頼関係が大事だと。

最後になりますが、近くに精神科医がいるといいと思うと。それとて即利用するかとなれば、やはり人目をはばかって、なかなか行けない。普通の風邪を引いてしまった、頭痛い、熱が出たなんていうのと同じように行けるような雰囲気職場環境づくりが大事なのではないかと

というような声もいただきました。こうした声は、ふだんから職場内で交わされていると思いますが、改めてこうした声というか、思いをお聞きして、町長、これどう思いますか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

結論から言いますと、合併をいたしまして、補充率が35%という一つの枠がございます。こんな中で、合併をしますと調整事業というのが結構ありまして、3年間以内に調整をしましうとか、そういう約束事がありますので、実は合併したからといって、職員を毎年同じように補充率を35%にできるかという、できない部分があるんですね。でも、ここのところは一応合併協議での約束ですから、その約束のたがを簡単には外せない。それでは実態を見きわめながら、じゃあ今回は38%になるかもしれない、あるいは40%を超えるかもしれないということで、職員の採用を進めていきました。しかし一方で、国や県からの定数管理については、これもまた足かせとしてあります。そんな中でどう調整をしていくかということで、さまざまな議論、あるいは検討した結果、総合支援センターをつくりましょうということで、総合支援センターをつくらせていただいて、今後、この総合支援センターの中で、どれだけ業務のアウトソーシングができるか、そういうことを検証していく中で、これらの仕事の過重な分は、少しずつ緩和をしていきたい、こういうふうに思っています。

それから、いろいろパソコンとかがなかなかできないとか、あるいはメール等で報告がすぐに求められると。これらについては、ファクスが入った時点で、特に上位機関が下部組織について報告を求めてくるというのが多くなったんですね。そんな中で、やはり県は国から恐らく求められるんだと思うんですね。それで行きつくところ、国のほうで制度が変わったり、あるいは新しいデータを拾いながら制度をつくるということには、どうしてもやはり現場の情報、あるいはデータが必要だと。こうなってくると、その繰り返しなんですね。

ですから、今のあり方が私は必ずしもいいとは思っておりませんが、そういうときに300人いる職員で、お互いに仲間としてかばい合っていこうという話をしているんですが、これは得意、不得意もありますし、あるいは性格、こつこつとやるタイプと、あるいはみんなとつながって交流を深めながらやるというタイプといろいろありますから、これは言葉どおりになかなかいかない。

したがって、そういうのを、先ほど言ったように、特に管理職がきちっと丁寧に見てあげていましょうということをしております。そして私も、最高責任者、最終責任者として、そういうお休みをとった職員の方々は、できるだけ病院、あるいは自宅のほうに出向いて、本

人と、あるいは家族と話をしながら、ゆっくり休んでほしいと。あるいはそういう状況はいろいろな原因があるのかもしれませんが、今休めというシグナルだから、それはいろいろなことを考えないで、そうしましょうと。あるいは年休についても、実は1人の人が休んでいると、みんな何とかしてカバーするんですね。確かに負担はかかりますよ。だからそう思わないで、休みたいと思ったら休みましょうということで、総務課を通して年休の取得率を上げるように、このようなことも申し上げております。

ですから、この問題については、各課を越えて、全庁挙げてしっかりと、この町の職員であってよかった、あるいはあの人がこの町の職員で、頑張ってくれてよかったと住民から言われるような、そんな仕事ぶりを今後大いに作り上げたい、こう思っております。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 副町長にひとつお聞きしたいと思いますが、県のほうでもメンタルヘルス対策をされていると思いますが、どのような施策をとっているか、参考までにお聞かせ願いたいと思います。

○渡部康吉議長 副町長。

○渡辺 仁副町長 答えいたします。

県におきましても、先ほどからの答弁の中にもありますように、やはり職場、あるいは家庭の悩みなど、その原因はさまざまありますが、精神疾患による長期の病気休暇取得者数、これは年々増加傾向にあるというふうに聞いております。さらに、なかなかこの病気につきましては、表面に出てきづらいというところがあるものですから、潜在的に通院治療を受けている方の数も相当いるというふうに聞いております。

こうした状況から、昨年10月の県の人事院勧告の中で、このメンタルヘルス対策につきましては、なお一層の推進に取り組む必要があるというような勧告がなされたところであります。これを受けまして、県のほうにおきましては、これは町と同様ですが、その対策としましては、まず職員、特に管理職に対しまして、病気に関する正しい知識を持っていただくために、メンタルヘルス講座を実施しております。これは先ほどからのお話にありますように、精神疾患は心の風邪ということで、決して特別な病気ではないと。だれもがかかり得る病気であるというようなこと、それから事例検討を通じまして、日ごろ職員への目配り、気配りが必要であるというような意識啓発を行っているところであります。

それから、職員自身でございますが、庁内のイントラネット、つまりパソコン上で、自分でセルフチェックができるようなシートがございまして、そういったものを利用したりしまして、

自分のストレス度のチェックをしております。

こういったことで、自分の今の状況を客観的に把握することによりまして、早期に相談、あるいは医療機関への受診行動、そういったものにつながるような取り組みを行っております。

その相談体制としましては、健康管理、それから保健師による定期の健康相談はもちろんです。専門の精神科医師、それから臨床心理士といった方に委託をしまして、相談の実施を行っており、さらには庁内では他の職員の目がありまして、なかなかその相談に行きにくいという声もありますので、県内の各方部の外部の医療機関に契約をいたしまして、そこでの相談もできるような体制をとっております。

こうした予防と早期発見、早期対応というものに努めておりまして、なお休んでいる職員に對しましても、試行勤務制度といいまして、短時間勤務で徐々に体をならしていった、早期の復職を図るというようなことも行っております。

いずれにしても、精神疾患は長期の疾患になりやすい、あるいは再発しやすいというようなところがございますので、職場にとっても貴重な人材の損失であると同時に、家族にとりましても、大きな影響を与えるということになりますので、町といたしましても、こうした県の取り組みを参考にしながら取り組んでいきたいと思っております。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 では、引き続き副町長にお尋ねしますが、時間がないので、簡潔にお願いしたいんですが、一般的に言って、家庭に置きかえた場合、父親に息子が仮にこっぴどくしかられたとしますね。そうしますと、母親はそっと陰に回ってフォローすると。これはよくあることです。母親までが父親と一緒にになってしかることよりは、温かいまなざしで息子を見守る、あるいは息子の味方になって、父親に物申すことだってあるわけですね。これを役場に置きかえれば、副町長はまさに職員にとって母親のような存在でありたいと思うんです。仮に職員と一たん合意ができたとか、あるいは職員の立場がわかった、理解したと、そのようなときに、たとえ町長とは意がそぐわなくても、職員の立場に立って町長に物申す、そんなケース・バイ・ケースがあってもよろしいのではないかと思うんですが、どうですか、副町長。

○渡部康吉議長 副町長。

○渡辺 仁副町長 お答えします。

私、町長を補佐する立場ではありますが、なお町長と、それから職員の皆さんをつなぐパイプ役としての役割も当然ございますので、そういった事案につきましては、適時、町長と相談

をしながら、職員の皆さんの意見も反映されるような形で取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解を願いたいと思います。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

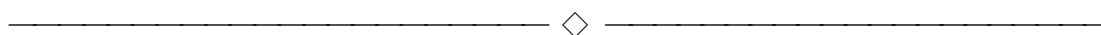
○2番 渡部俊夫議員 それを聞いて、私も少しは安心しました。しっかりとひとつお役目をお願いしたいと思います。

最後になります。質問というよりも締めくくりたいんですけれども、先ほどの全国自治体のアンケート結果を述べましたが、こう絞めくくっています。

心の病の増加傾向を抑えていくためには、今後の自治体行政のあり方をどういう方向で地域住民とともに作り上げていくかということが、そのビジョンを全員でしっかり共有していくということが非常に大事であると。一人一人の働きがい、焦点を当てた活力ある風土づくりを、いかに進めていくかということが、喫緊の課題であるというふうにアンケートの結果は締めくくっています。

最後に、副町長、南会津に来たばかりで、よくわからない点もあるかもしれませんが、とりわけ我が町は副町長がキーパーソンなんです。先ほど言いましたように、副町長がどれだけ職員との信頼関係を築くか、一人一人の働きがい、焦点を当てた風土づくりを意識するか、ここにメンタルヘルス対策の重要なポイントがあるというふうに私は思います。そのところをしっかりとやっていただくことを求めて、私の質問を終わります。

○渡部康吉議長 以上で、2番、渡部俊夫君の一般質問を終わります。



#### ◇ 菅 家 幸 弘 議員

○渡部康吉議長 次に、18番、菅家幸弘君の登壇を許します。

18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 午後の時間になりまして、ちょっと眠くなる時間になったかなと思いますけれども、一生懸命頑張りたいと思います。傍聴の方も大変多いものですから、私、大変上がっております。一生懸命頑張っていきたいと思います。

前段で、このたび岩手・宮城内陸地震によりまして、大きな被害がありまして、お亡くなりになりました人たちに、心からご冥福をお祈りいたします。また、一日も早く復興されますようお祈りいたしたいと思います。私たちも南会津町に住んでおりますが、このような状況がい

つ起こるかということもわかりません。私の地域も旧館岩の湯ノ花温泉でございます。湯ノ花温泉も火山地帯に住んでおりますから、いつ何どきそういう状況になるかわかりませんが、これから防災、震災に対しても、一生懸命頑張っていきたいなと思っております。

それでは、議席番号18番、菅家幸弘、2点ほど通告しておりました質問に対して、お願いしたいと思います。

まず、国道352号線の改良についてであります。

国道352号線の中山地内のトンネルを含む改良工事については、国の市町村合併支援道路整備事業により、公共施設の拠点連絡、救急医療、広域交流の重点路線として、町の建設計画にも掲載されており、田島・館岩間は40分もかかり、冬期は1時間近くの時間を要しております。特に救急など、安心な生活確保のために、早急な整備促進が望まれるところであります。10年計画の事業が予定されており、基礎調査が既に始まっていると思いますが、その他の区間改良工事も含め、次の点について質問いたします。

①中山区間の現在の調査の状況と今後の整備計画、事業費はどのようなになっているのかお伺いいたします。

②トンネルの基本ルート等が決定しているのか。

③国・県に対する要望は、どのようなになっているのかお伺いいたします。

④松戸原・福渡間の改良計画は住民説明等があったが、その後の改良計画はどのようなになっているのかお伺いいたします。

⑤たのせ地区・耻風区間はカーブが多く、交通事故や雪崩もあり、早急な改良が必要であります。改良計画はおありになるかどうかお伺いいたします。

⑥町としては、どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

次に、町並みの整備についてであります。

本年度中に国道289号線甲子道路の開通も予定されており、尾瀬が単独の国立公園となったことなどで、交通量の増大が予想されますが、単に通過点にならないよう、日本三大祇園の地や尾瀬への街道として、歴史と伝統と自然景観を生かした町並み整備を望みますが、町の景観、環境政策について、次の点について伺います。

①田島地区のバイパス通りについて、町並み整備として事業計画されていますが、本年度の具体的な整備計画について、どのように整備されるのかお伺いいたします。

②南会津警察署がバイパスの一角に建設される予定はどこまで進んでいるのか。祇園の町並みづくりの観点から、町は建設についてどのように考えておられるか、改めてお聞きしたいと

思います。

③バイパス通りは、公共施設、住宅、その他の建物が建ち並んできましたが、祇園の神社通りがある中、祇園の町並みづくりをしていく考えはないのか。景観条例、景観協定などによる町並みの規制は考えておられるのかお伺いいたします。

④その他の区域でも、連続する町並み景観の重要性から、合併してからの統一的な景観の整備が必要と思いますが、積極的に景観政策を進めるべきではないか、お伺いいたします。

⑤新築住宅の外壁は、現在サイディングが主流となっておりますが、地球環境の保全を考え、循環できる自然資源の木を使用することが望まれると思います。町の地域経済活性化対策奨励金による木材の補助により板壁の家が増加していますが、まだまだハウスメーカーのプレハブ住宅等が多いように感じられます。景観、環境の両面から、地域経済活性化対策奨励金の対象条件を緩和し、多くの町民が利用できるよう、改正していく考えはないかどうかお伺いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 18番、菅家幸弘議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、国道352号線の改良に関する1点目、中山区間の調査の状況と今後の整備計画、また事業費のおただしがございました。

平成19年度に航空測量、トンネルを含めました道路概略設計、地質調査等が実施されております。今年度においては、住民説明会を行い、それ以降、平成28年度の事業完了を目指し、設計、用地の補償、工事の着工への準備が進められている、このように聞いております。

また、全体事業費につきましては、ご存じかと思いますが、平成19年度から平成28年度までの10年間で約46億円でございます。

次に、2点目、トンネルの基本ルート等が決定しているかとおただしであります。平成19年度に実施されました測量、調査、設計を踏まえ、現在、県において検討中と聞いております。

次に、3点目、国・県に対する要望についておただしがございました。国道352号線改良工事促進期成同盟会というものがございまして、これらを通しまして、昨年10月22日に国・県及び地元選出の国会議員へ早期の着工について要望活動を実施したところでありまして、今年度についても引き続き要望を展開してまいりたい、このように考えております。

次に、4点目、松戸原・福渡間の改良計画についておただしがございましたが、県において

合併前に地区説明会を3回実施しております。本年度におきましては、5月にこの区間における狹隘部等の危険箇所について、現地調査が実施されたところでありますが、県の厳しい財政状況から、道路改良に関しましては、早急な整備は現在のところ困難であると、このように聞いておるところであります。

次に、5点目、たのせ地区から耻風区間の改良計画に関して、おたがございました。南会津建設事務所においては、平成19年度にたのせ地区・耻風区間について、航空写真撮影や現地調査により危険箇所の状況を把握しておりますが、早急な事業化については、現在のところ困難であると、このように聞いております。

また、平成18年1月に発生いたしました穴原地内の雪崩対応についてであります。南会津農林事務所が雪崩予防林造成事業により、平成21年度、事業完了を目指して現在実施しているところでございます。

次に、6点目、町としての取り組みに関してのおたがございましたが、国道352号線につきましては、首都圏との広域交流が期待され、地域活性化を図る重要な路線として位置づけをされていることから、県と協力をし、重点事業として、引き続き本道路の整備促進に向け努力してまいりたい、このように考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、町並み整備に関する1点目、田島地区のバイパス道路についてのおたがございました。現在、国道289号バイパス沿線を観光交流拠点とした、まちづくり交付金事業を進めているところであります。具体的には、御蔵入交流館第2駐車場を中心とした公共トイレ、地場産品展示販売施設、駐車場整備等を計画しており、今年度におきましては、建物の実施設計や駐車場の造成等の実施を予定しております。

次に、2点目、南会津警察署建設に関するおたがございました。本年度中に設計に着手する、このような報告を受けているところであります。南会津警察署につきましては、地域の安全・安心を守るという機能を十分に果たす施設であることが、まず優先されと考えますが、田島祇園祭という地域資源を生かしたまちづくりという面でも、非常に重要な地点であることは認識をしているところであります。現在まで都市計画の大坪地区計画及び景観形成の両面から協議をしてまいりましたが、地域の安全・安心とまちづくりを両立させるためには、地域住民との十分な合意形成が必要と考えますので、町といたしましては、福島県警に対して、住民との合意形成のあり方について助言してまいりたい、このように考えております。

次に、3点目、バイパス通りの祇園の町並みづくりに関してのおたがございましたが、昨年12月の第4回議会定例会の一般質問でお答えをいたしましたとおり、現在、景観条例及び

景観計画の策定作業を行っているところであります。これらの策定に当たり、会津田島祇園祭は町を代表する大切な地域資源であり、町並み景観づくりにおいても重要な要素の一つである、このように考えているところであります。

しかしながら、町並み景観の整備を行うためには、先ほども申し上げましたように住民との十分な議論と合意形成が必要であり、一朝一夕にできるものではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、４点目のその他の地域の町並み景観整備についておたがしでしたが、南会津町らしい景観づくりを推進するためには、中心地域だけではなくて、他の地域についても十分な検討を加えることは当然必要である、このように認識をしております。合併をしまして一つの町になりましたが、各地域、集落それぞれに特色があり、地域の歴史や文化、行事等のありようが、景観としてあらわれているものとも考えておりますので、統一的でありながらも、それぞれの個性が生かせるような町並み景観づくりを今後考えていきたい、このように思っております。

次に、５点目、景観、環境の両面から、地域経済活性化対策奨励金の対象条件を緩和し、多くの町民が利用できるよう改正する考えはないか、こういうおたがしですが、本制度は木材の地産地消の推進はもちろん、奨励金の支給によって地域住宅計画に基づく良好な住宅環境の整備を図るとともに、地元建築業協会及び商店街の活性化を図ることを目的として実施しております。この目的に沿って、景観・町並み整備がより一層推進されるよう、昨年度におきましては、建築面積の見直しや対象条件の緩和を行ったところであります。この制度改正により、利用しやすくなったこともあり、支給実績は平成18年度の３件から、平成19年度には12件に増加いたしました。このため対象要件などにつきましては、当面、現行制度を維持し、なおこれまでの事業効果の検証を行いながら、良好な住宅環境を整備する上での新たな課題への対応を図ってまいりたい、このように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長に答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 今、352号線の中山地内の改良について、町長より答弁をいただきました。それに際しまして、道路財源等々の国の情勢が揺れまして、なかなかその事業に踏み出していないことは、いろいろな観点から見るとわかると思うんですけども、46億円という金額が出されているわけでございます。それにおいて、中山トンネル内の拡幅を含めて、現道

を拡幅するトンネルは幅が狭く、内部で観光バスが交差通行することもあるので、新たな1車線分のトンネルを、現行トンネルに対して隣接して設けるという県のほうの方針が新聞に出ておりますが、この考えで進めていく状況でよろしいんですかね。今の現状。

○渡部康吉議長 建設課長。

○大竹政義建設課長 お答えを申し上げます。

先ほど町長がご答弁申し上げましたとおり、昨年の現地調査測量等々を踏まえ、現在、県において検討中であります。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 あのトンネルの検討もあるということで書いております。例えば課長の答弁のとおり、わかることはありますが、一応10年間でその仕事を完了するというような内容になっておるんですけれども、中山区間の田島側の急勾配の箇所がありますが、トンネルから出まして約200メートルぐらい直線で進みますと左カーブで、そして右カーブでトンネルをおりていくんですけれども、1月1日に、風雪でもあったんですけれども、大変な玉突き事故が発生しまして、トンネル側から番屋側に230何台という車が往来できなくなりまして、滝原区間からも当然、双方からの通行どめということになりまして、1月1日の夕方には大変な状況に陥ったという状況になっております。そういう状況で、スキーに来られる方も、初めて来られた方もかなりいるんじゃないかなという気がするんですけれども、やはりこんなに怖い道路を往来してスキーに行くのでは、もう二度と来ないなんていう意見もございましたものですから、やはり中山トンネルの改良に際しまして、何としても予算範囲内でやられるように何とか、早坂の交差点が無散水の消雪になりましたら、一件も事故がなくなると。やっぱりああいうすばらしい手本がございますから、何としてもやはり中山トンネルの上りと下りは、もうどうしても事故の多発路線でございます。それを何とかやっぱり変えていかなければならないと私は思いますが、融雪の計画があるのかどうか、ひとつ伺いいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

議員がおただしのように、この国道352号については、県の合併推進債というお金を使って実施いたします。したがって、10年間ですべての工事を完了させるということでございますので、私たちが当初要望を持っていた、もう少しああいいう狭隘な場所、あるいは急なカーブ、あるいは傾斜等を解消するためのトンネルというのが、実はなかなか実現できなかったというのが現状としてあります。そんな中で、46億円という総額事業費をいかに有効に効率よく使っ

ていくかということが、私どもに求められる課題だと思うんですね。

今ありましたように、とにかく来られた方、通行した方が事故を起こすことのないように、これはもう最低の条件になってきます。そこで当面、そういう危険箇所を優先に県の推進債を使っていくわけではありますが、この平成20年度では、一応概算であります、1億円の予算がついたと、このように聞いております。そんな中でどこを最初にやるのかというのは、今後、県のほうとの調整が必要だと思いますが、説明を聞きながら、ご意見をいただいたことについて、現場の声として県の工事の進捗につなげていきたい、役に立たせていきたい、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 ただいまの町長さんの意見のとおり、私もそうと思いますが、銀龍橋がございまして、非常に急カーブが多くて、あの銀龍橋を館岩側に上がってきますと、左側に退避所が2カ所ある。あの2カ所が、チェーン脱着場としてつくったわけか何のわけかわかりませんが、あそこへ設けられた広い敷地があるんですけれども、あの敷地が今現在ほとんど何か機能されていないような気がするんですけれども、あの2カ所をやはり段差を取り除いて、あの7メートルか8メートルぐらいの幅で、中山トンネルまで延長していく考えで持っていっていいのではないかと。私はいつも中山峠を通っている一人でございますから、いつも眺めて通るんですけれども、非常に急峻でカーブが強くて、どうにも怖い状況でございますから、そういうところもひとつ提案していきたいと思います。

次に、松戸原・福渡間について、ただいま2回から3回の説明会が開催されたと聞いておりますが、この説明会も旧館岩村の合併前から、やはり拡幅しなければならない尾瀬への道であるということで、非常に住民からも狭い状況が出されておったわけでございますが、やはりその説明会だけに頼る状況に陥っておりますから、住民の心配されるのは、これからどうなるのか、拡幅できるのか、今現状のままでいくのか、そういうような話を聞いておりますものですから、この場で再度、その状況において、これから説明をされながら、時間はかかるでしょうけれども、やっていかれるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほど私、答弁をさせていただきましたが、現地調査を実施しておりますので、現地調査を実施するということは、前提として工事をする、意思としてはこういうことだと思うんですね。ただ、いつどういう事業費をもって工事に入るかという、この次のステップに入れないで

いるんだろうと思うので、ここのところは、南会津全体の道路工事の優先度といいますか、これらをやっぱり配慮していかなければならないんだろうと思います。特に田代山の登山口の道路が非常に狭隘です。退避場も十分でない、あるいは案内看板についても問題があると、こういうことですので、かなりの客が入ってきておりますから、これらのところを優先されるのではないだろうかと、こういう話も入ってきておりますので、そこは現場の状況をより詳しく担当のほうで把握をしていただいて、県のほうにしっかりとその状況を伝えていきたいと、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 次に、たのせ・耻風区間の道路状況でございますが、昨年もやはりバイクのツーリングの方ですか、ちょうど耻風の手前の急カーブで10台のツーリングの人たちの7台目の人が川に転落されて、その状況で即死されたという状況で、私もその30分前後にそこを通りかかった状況にあったものですから、何でとまっているのかなと、そう考えたときに、そのときにやはり事故があったということだったものですから、やはり非常にたのせ・耻風区間の事故と、あと雪崩の状況がやはり、この冬、女の人が、湯ノ花の湯花里苑に働きに来ている女の人たちが、若い女の子ですけれども、雪崩に遭って車に埋まったと。そういう状況もありますから、早急にそういう雪崩対策の整備などもしていただけるかどうか、よろしく願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

雪崩対策につきましては、先ほど申し上げましたように、来年度完成するような運びで今工事を進めておりますので、ご理解いただきたいと思いますが、たのせ・耻風区間につきましては、先ほどお話のあった国道352号とあわせて、大変事故が多い、あるいはすれ違いができない、こういう状況ですので、実は私もこのことについては、県の財政等もありますが、やまなみ泊覧会の社会実験として、いわゆる二次交通、いわゆるバスの交通を考えていく場合に、どうしても弊害になります。やまなみ泊覧会は来年度実施する予定で今準備をしておりますが、やまなみ泊覧会は終着点ではありません。ここが出発点ですので、それらを機会ととらえて、このことについても県あるいは国への要望については、強力に進めていきたい、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 352号線に対しては、最後に、よりよい計画的な公共事業と安全・

安心な道路整備のために、国・県と連携して事業展開を、町として積極的に推し進めていただきたいと思います。

次に、町並みの整備についてでございますが、私も非常に景観にこだわる人間でございます。それはなぜかという、すぐ隣町にあります下郷の大内宿というのは、いつか日の目を見ることを信じ、かたくなに景観条例を守り抜いてきたからこそ、今やっと90万から100万という観光客の集客を得るという状況になっております。それもまた一つの歴史がありまして、大内宿というのは史実としては認められない高倉宮の伝説を信じ、半夏祭という祭りをかたくなに守ってきたという、こういう町並みの伝統を守り抜いてきたという背景があるわけでございます。

田島町には、800年という、いつでも800年と私は言っていてあれなんですけれども、800年という輝かしい歴史を持ちながら、祇園祭という祭りにもかかわらず、私はその歴史が余りにも生かされていないような気がいたします。神社の参道ですか、神の道であり、その参道もバイパスを横切るという新たなバイパスができるわけでございますが、そういう歴史的な町並みの保存の中におきまして、先ほど町長さんが御蔵入交流館と祇園会館の並ぶ通りに、駐車場整備をやるということの考えを言われたんですけれども、やはり祇園の町に対するこだわりというもの、町長さんにその考えがあるかどうか、ひとつ伺いいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

昨日も埼玉テレビから取材を受けまして、800年ずっと続く祇園祭についての話をさせていただきました。したがって、南会津町田島地域といえば、やはり祇園祭ということになりますので、それについての高い歴史的な評価をしていることは間違いありませんが、町並み景観として祇園祭のありようについて、今どうかと言われますと、これまでの祇園祭の運営経緯を見ますと、やはり祇園祭という一つの行事を支えてきた方々の気持ち、あるいはこれからの期待、これらについて、しっかりと情報収集をしながら対応していくべきものだろうと、こんなふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 本当に町長さんは祇園というものにこだわって、やはり行政の町という、田島町は昔からそう言われてきたと私は認識する考えでおりますが、観光に対しては、どうしても田島町というものは、余り深くいかないというか、考えていなかったというか、そういう認識があって、今までの経過で来たというような気がするんですけれども、やはりこれからは、福島県は道州制がいま一歩まだ進んでいませんが、これから将来、5年、10年後に道

州制でも入ってきますと、田島町に合庁がなくなります。出先機関も非常に厳しい状況になってくれば、会津一円の中において、田島町の南会津はどうか。一つのやはり特色を持った地域のまちづくりというのが、私はぜひ必要ではないかと思います。そのためには、今一番重要なときではないかと認識して私は質問しておりますけれども、やはりそのために289号線の甲子道路のバイパスの開通に伴って、神社通りというのは景観地域に、何としても風致地区としてつくっていく考えを持っていただきたいと思うんですけれども、そこはどうです。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

確かに行政の中核地域としての役割は、歴史的にも実績がきちっとありますから、そういう認識は、恐らく私のみならず、田島地域の住民の皆さんはお持ちだと思うんですね。しかし一方で、では観光をおろそかにしてきたかという、そうではなくて、観光への気持ちを、例えばどこにあらわしていくかということだったと思うんですね。私は祇園祭という一つの屋台歌舞伎ですね、これらに非常に思いを持ち、さらには七行器行列に大いなる気持ちを注いできたんだろうと思うんです。しかし、その行事が3日間で終わりますから、つまりその余韻を、どう波及効果としてつなげていくかと、ここのところが若干弱かったのではないかなと思います。

したがいまして、私は景観ももちろんさることながら大事であります、お祭りがどこから生まれて、どこに起因して、ここまで800年の伝統が続いたのか。やはり長沼城址というものがありますので、長沼氏がいますから、長沼氏が拠点としたお城、嶋山城ですね、これらとの連携をしながら、これまで大事にしてきた祇園祭というものを、さらに発展させていくべきだろうと、こんなふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 まさしく私もそう思います。南会津町は、自然、歴史、文化というものの、非常に多くのものをもっております。その中におきまして、景観10年、風景100年という言葉があります。そういう状況におきましても、やはり将来の南会津をつくっていくには、長い時間はかかるでしょうけれども、私はしっかりとしたビジョンを持ってやっていただければ、いいかなと思っております。

次に、屋外広告物の看板の状況であります、景観条例をつくった中において、4地域の統一した看板をつくることを計画される考えはあるかどうか、ひとつその辺。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 光幸企画観光課長 お答えいたします。

統一看板ということでございますが、現在、ご承知のように本年度、景観条例の制定に向けて、地域の景観まちづくり町民会議を開催しておりますので、その中で景観計画の策定も考えておりますので、具体的に議員おただしの点についても、十分検討してまいりたいと考えております。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 最近、広告物、私もよく目にすることは多いんですけども、やはり田島街道でも、無秩序に好きな色使いをした看板が目立つような気がします。旧館岩村の場合は、ある程度こげ茶という統一した色を使いながら、すべてどこの看板に対しても奨励をしてやってきたものですから、田島町の状況を見ますと、非常に無秩序な看板が、商店それぞれの特色を出した看板をつくっている状況が目に入りますものですから、やはりそういうものも、色を統一した、南会津一つの統一性というものを考えていただきたいと思うんですけども、町長、お聞きします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

統一という概念を、どういうふうにとらえるかというのがありますが、統一していいものと、あるいはある程度裁量があっていいものとが、私はあるんだろうと思うんです。今のように看板等についてのものについては、どちらかという統一しても、さほど問題はないのではないかなというような分類ができるかと思うんですが、それについても、私どもがいいというものと、ここの土地を新しく訪れた方がいいというものの認識が、また違うと思う。

したがいまして、これから、今まで南会津と親しく交流をしていただいた方々とも、この辺は十分協議をさせていただいて、今後少し時間をいただきながら、その問題に取り組んでいきたいと、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 なかなかそういう考えの違いということが起きると思うんですけども、やはり整った町、景観に対して、日本全国人々が集まるところは、必ず景観が整っている町に人は寄ってきます。そういうところに光が差すと思います。必ずやはり将来のまちづくりにおいては、一つのビジョンを持った地域になっていけば、私は一番いいまちづくりができるのではないかと思うんですけども、最後にこれをひとつお願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

いい町という提案がございましたが、いい町のまちづくりの一つには、当然そういう景観の問題があると思いますが、私は今いい町をつくるためには、やはりここで住んでいて経済的な不安を抱えない、あるいはさまざまな課題が身近な問題として出現するけれども、それについて真摯に行政が、あるいは地域の人たちが対応できると、こういうことが、いい町づくりのまず最優先事項だと思います。

したがって、景観についても、いい町づくりの一つの選択肢として、私の中でしっかりと受けとめさせていただきたいということで、ご理解いただきたいと思います。

〔「ありがとうございました」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 以上で、18番、菅家幸弘君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。3時に再開いたします。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 3時00分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

————— ◇ —————

◇ 星 登志一 議員

○渡部康吉議長 次に、12番、星登志一君の登壇を許します。

12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 議席番号12番、星登志一。

通告にしたがい、ただいまより一般質問を行います。

3点ほどございますが、まず1つは、ふるさと納税の周知についてをご質問いたします。

間もなく帰省の時期となりますが、私は前から、所得税の半分ぐらいは、高校まで育ててくれた地域に交付税として戻すべきではないかと、こんな主張を繰り返しておりましたが、今回のふるさと納税は、非常に過疎化に悩む我々にとっては、ささやかな第一歩かと、こんなふうに思います。

しかし、報道機関の情報では、賛同者はまだまだ少ないように思われますので、以下2点に

について、町の対応をご質問いたします。

まず、1 番目は、納税の手続とその優遇措置は。

2 番目に、町民にどのような周知活動をしているのか。

次、大きな問題の 2 点目、中・高一貫教育の成果についてお伺いいたします。

田島中学校・田島高校が中・高一貫教育となってから現在まで、どのような成果があったのか、また今後どのような事業を計画しているのかお伺いいたします。

3 つ目に、年金の相談内容と今後の対策についてお伺いいたします。

特に昨今、年金特別便が発送されてから、役場、あるいはステーションプラザの相談者が急増していると、こんなふうに聞いております。私も手元に幾つかの件数の相談の特別便を持っていますけれども、まだ早い、まだ返事をするなということ保留にしている段階であります。その相談者からの内容を聞くと、年配者は特別便の何を見て、どのように答えていいかわからないと、そういった相談がよくあります。

そこで、町の相談の内容、あるいは対応策について、2 点ほどお伺いいたします。

1 つ目は、前回の議会では、1 日当たりの相談件数は町窓口で10件、電話で5 件ほどあるのですが、3 月以降の相談件数及びその内容、あるいは内容の種別をどうしているか、またその対応策はどうなっているのか。

2 つ目に、町民の権利が失われている現在、国の仕事とはいえ、町として町民の権利を守る義務は非常に大きいと、私はこんなふうに思います。

そこで、特別対策室をつくるなど、本腰を入れて町民の権利を守る必要があると思いますが、町の対応はどうなっているか。

以上、大きな項目 3 点についてお伺いいたします。

なお、答弁の内容によりましては、自席より再度質問させていただきます。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 12 番、星登志一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、ふるさと納税の周知方法に関する 1 点目、納税の手続と優遇措置のおただしでございますが、まず手続につきましては、初めに本人が選択をする都道府県、または市区町村等に対して寄附をいたします。この際、寄附先から領収書が交付されますので、これにより税の申告をいたしますと、所得税及び住民税が一定額控除されるという流れとなっております。

また、税の優遇措置という面では、従来の所得控除方式から税額控除方式に改正され、寄附金税制が大幅に拡充されたところでございます。

次に、２点目、町民にどのような周知活動をしているかとのおたがしがございました。

現在、庁内関係各課で寄附金の充当事業や推進体制等について検討中でありまして、今月末を目標に内容を固めてまいりたい、このように考えております。

その周知活動であります、広報紙等で町民の方に制度の内容を理解していただいて、町外の町出身者に呼びかけていただくほか、町外在住者に対する情報発信がメインとなりますので、早急にホームページを立ち上げながら、各種イベントでのPRやふるさと会や、さらには交流実績のある団体等への働きかけなどを中心として、南会津町の情報を発信してまいりたい、このように考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

次に、年金の相談内容と今後の対策に関する１点目、相談件数と相談内容の種別及び対応策のおたがしがございました。

３月以降、５月末日までに町が受けた国民年金に関する相談件数は、窓口で約520件、電話で約200件となっております。そのうち年金特別便に関する相談が、窓口で約430件、電話では約60件で、その７割を占めております。そのほかは年金の受給に関する相談が約50件、保険料の納付に関する相談が約60件などとなっております。

相談への対応策であります、窓口や電話で対応できる相談には、その場で対応しておりますが、納付記録や厚生年金加入期間等に関しての相談など、町で対応できない内容につきましては、その都度、会津若松社会保険事務所に問い合わせをいたしまして解決をし、また内容が複雑な相談につきましては、会津若松社会保険事務所の相談窓口や会津田島ふれあいステーションプラザにおける出張相談を紹介するなどの対応をしているところであります。

次に、２点目、特別対策室をつくるなど、本腰を入れた対策が必要ではないか、こういうおたがしがございましたが、現在、町が行っている国民年金事務は、農林業、自営業の方や学生など、第１号被保険者を中心とした資格取得や喪失、各種変更、訂正の届け出、保険料免除や学生納付特例申請などの受け付け代行でございます。

このほかに、答弁申し上げましたように各種相談業務を行っておりますが、住民の身近な相談窓口である本庁の国保年金係及び各総合支所において、引き続き相談者の立場に立って丁寧な対応を行うことが重要であり、現在のところ特別対策室を設けるなどの考えはございませんので、ご理解願ひたいと思ひます。

以上、町長に求められました答弁とさせていただきますが、具体的事項につきましては、担当課長に答弁させますので、よろしく願ひいたします。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 私からは、中・高一貫教育の成果はについてお答えします。

田島地域の中・高一貫教育の成果と今後の計画についてのおただしであります。田島地域においては、平成17年度から県立田島高等学校と田島、檜沢、荒海の町立3中学校により、連携型による中・高一貫教育が、運営協議会を中心に3年間進められてまいりました。

この連携型は、教員、生徒の交流などにより、学校間の連携を深めながら、中学校・高校の6年間を通した計画的、継続的な教育を目指すものであります。

授業内容の大きな柱の一つは、基礎学力の向上であります。交流事業では、英語と数学の授業において、中・高の教員がチームを組み、個々に応じたきめ細かな指導や高校へつながる指導ができ、生徒の意欲も高まっております。

2つ目は、環境教育等を通じた地域理解に関することです。草花栽培学習では、中学生が高校生の指導を受けながら花壇をつくることにより、交流を深めながら、表現力やコミュニケーション能力を高めました。また、高校の文化祭に、地域をテーマにしたレポートを展示し、地域の学習をすることにより、理解を深めることができました。

3つ目は、キャリア教育に関することです。高校訪問や高校教員による進路講話、さらには進路指導担当者会の開催などにより、中学生が高校生活を肌で感じることができ、進路決定について幅広い情報を得ることで、自分の考えを確かなものにすることができました。

また、高校の入学選抜では、今年度から新たに連携型選抜が実施されましたが、これは1期選抜とは別枠にして、連携型の募集定員枠を設けるもので、全募集定員の50%に当たる80人を連携中学校からの募集定員とし、合格者数は85人となっております。

なお、今年度の事業計画につきましては、中・高一貫教育連絡協議会において、課題の改善に工夫しながら、実施内容を継続して進めていくこととされておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、具体事項については、担当課長に答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 それでは、ふるさと納税のほうから再質問をさせていただきます。

まず、1点目の納税の手続と優遇措置についてですけれども、多分これは1番、2番一緒にこれから、今月中につくるということなんですけれども、実は我々も今議会の委員会でちょっと説明を受けました。当然、我々が思っていたことと説明を受けることと、随分やっぱイメージが違うんですね。ですから、役所の人たちがこれから企画書をつくるときに、相手の身になって、町民がこれでわかるかなということを考えながらつくってもらいたいなと。

といいますのは、ふるさと納税ができたときに、私たちが思っていたものは、例えば5万円南会津町に寄附するよと。ただそれは、例えば東京にいる人が、その5万円を東京から南会津に寄附するから、寄附する人は、ひとつも腹のほうは痛くもかゆくもないよというような説明だったかと思うんです、一番初めは。ところが実際のところは、5万円南会津町にやれば、基本的に5,000円はそこから差っ引かれると。その5,000円はその人の負担になると。要するに4万5,000円しか南会津町に行かないと。そこでいろいろなよその町では、では5,000円分だけ何か贈ろうかとか、そういった企画を立てていると思うんです。

ただ、もう一つ大事なのは、私も勘違いしたんだけど、所得税だけかと思ったら、住民税のほうがむしろ割合が大きくなっていると。これはちょっと官僚のほうで、なるべくシステムをわかりづらくして、金の移動を少なくするための施策なのかなと思う節もあるんですけれども、本当であれば、所得税だけを総額で動かしてやったほうが、システムも簡単でいいと思うんです。それが所得税の1割残ったものは、今度、住民税のほうで調整しますよと。税金のほうも確定申告してから、ああだこうだということになると、非常にわかりづらいと。

そこで、お願いしたいのは、これから帰省する人に、南会津町に何とか1万円でも2万円でもいいから税金を回してくれと言うときに、もしも税金を回せるだけのその人の税金を納める能力がない場合、相手に苦勞させるわけですね。例えば南会津町に、そういうことであれば、では10万円、私の東京に納める税金を移動しますからと。ところが上限が決められているわけでしょう、今回の。その辺のところを役場の職員が説明するのではなくて、町民の人が親戚の人に説明するときに、わかるようなパンフレットをつくってほしいと、私はそう思うんです。これ何課が担当するのかわからないんですけれども、その課の課長さんは、今パンフレットをつくるときに、どんな点に、今月いっぱいにつくるということですから、ある程度大まかな方針は決まっていると思うんですけれども、どのような点に留意をしながらパンフレットをつくらうと思っているのか、ひとつご答弁をお願いいたします。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

まず、今回のふるさと納税につきましては、まだまだ住民の方含めて、内容等が十分伝わっていないというのが現状かと思います。したがって、議員おただしありましたとおり、町民に周知するに当たっては、やはり税の内容ですから、すべて簡単にだれでもというわけにもいきませんが、極力よりわかりやすいような、そういうような内容にしていきたいと、こんなふう思っております。

それで、周知の方法につきましては、町の広報紙、それから町外者の方に向けましては、インターネットのホームページですね、これらを今現在考えておりまして、町長答弁にありましたとおり、今月末をめどにしながら、具体的に決定していくということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 これは非常に出足が大事なので、私、再度申し上げますけれども、役場の人がつくって、自分たちでこれでわかるなと思うことと、それから見たほう、これは間に1人入るわけですから、PRするためには。役場のつくったパンフレットを我々がいただいて、我々が今度帰省した自分の親戚だとか、その人に説明するわけですから、そうすると説明を非常に簡素化しないと、だれでも説明は、今、課長の言葉に、確かにこれは、この中身を見ると、税制的には非常にややこしいですよ。一口では言えないです。

ただ、言えないけれども、それを一口で説明できるような説明の方法を考えてからパンフレットをつくらないと、ただパンフレットを出しましたで終わってしまう。だから間に立った人が、来た人にわかるように。例えば寄附するときに、税金をどのくらい納めているかとまず聞かないと、それがわからないと、相手の人が減額にならないわけでしょう、それ以上やってたら。そうすると、全然迷惑はかからないから、いっぱい納めてくださいと。ところが限度額以上にその人が、5万円しか能力がないのに10万円納めたということになると、5万円はその人の純粋なる南会津町の寄附になるわけです。その辺が非常に、私たちが説明するときに、怖いところだと思うんです。だからその辺を十分留意して、先ほど演壇でも言いましたけれども、大体本当は所得税一本でやるべきだと。それが住民税なんていうところまでややこしくなってきたので、我々も説明しづらくなっているわけです。

だから、その辺が、これ本当に技術的には難しいと思いますけれども、説明するときに、やはりどうしてもお金は損しないから、こっちにくれと言ったって、損したとなると、これ作為的な詐欺ではないけれども、結果的には詐欺になるとあれなものですから、その辺、だから私は6月いっぱいなんて、そんなに短い期間でできないと思うんです。それは答弁はいいです。早くつくらなければいけない。この前の説明会でも、これは各地方の自治体が条例を通さないと、実際のところはそのシステムは動かないと。それで今回の6月議会で全国の自治体が全部それを通すのかというと、そうではないと。9月になってしまう自治体もあるということです。から、別に6月いっぱいなんて余り急がないで、もうちょっとみんなにわかるようなパンフレットにして、9月いっぱいぐらいでも私はいいいのではないかと思うんですけれども、その辺も

う一度。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

確かに今回の6月の定例議会のほうで、税条例の改正の中で、ふるさと納税の関係の規定が出てきておりますが、実は実際問題としましては、ことしの1月からふるさとに寄附した方についての、ふるさと納税の地方税の改正が始まっておりますので、それで今まで各町村、それぞれ県の取り組み状況等を見ながら粛々と準備を進めてきたわけでありましたが、南会津町も大分前から、この問題について内部の検討をしております、できるだけ早い時期に町民の方に知らせることと、さらに帰省をする方々に対するPRというような問題がございますので、例えばお盆に入る前に、十分伝わるような、そのようなタイムスケジュールでこれまでも組み立てておりましたので、内容的には十分もんできておりますので、6月いっぱいぐらいで何とか対応できるのではないのかなと、こんなふうに考えております。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 ただいまの総務課長の答弁につけ加えをさせていただきますが、議員がおっしゃったように、このふるさと納税は、言ってみれば地域の住民全員が、ある意味では普及員というんですか、そういう形になり得るものだと思うんですね。そういう意味では、全く議員がおただしのとおりなんです、議員が一生懸命説明しているように、それだけ難しいといえますか、なかなか、それだけに一般住民の方々にわかりやすいものというのをどう構築していくか。その場合に、一つの方法としては、例えば一冊のパンフレットとか説明資料で終わらせなくて、例えば肝心かなめなところだけはきちっと提起をして、あとの分については、きちっとした窓口をつくっておくと。こういうことでも対応できるのではないかなと、こんなふうに思っているんですね。

ですから、一つの方法だけではなくて、一段、あるいは二段、三段という、そういう段階的な構えを、あるいは受け皿をつくりながら、この問題について真摯に対応できると、こんなふうな考えは持っています。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 私の隣の議員も、次にふるさと納税をやりますので、彼のほうが東京まで行って何か勉強してきたらしいですから、私より大分詳しいと思います。

それで、今までのコンピューターの中のいろいろなインターネットを見ても、結構、たまたま今回、産建の委員会で寒河江市にマイクロ小水力発電の視察に行こうかと思って見たら、も

うそこにも、寒河江市でもふるさと納税のホームページができていました。相当いろいろなところでやっていると思いますけれども、私が見た限りでは、あれではわからないですね。ほかの市のことを余り言うてはいけないんですけれども、あれと似たようなことをやったのでは、まずわからないです。

だから、よそのを見てわからないと思ったら、今度は自分の町のはわかりやすくするとか、例えば総務課長の奥さんに見てもらって、「おい、おまえ、これでわかるか」と。そこでわかるとなれば、パンフレットのゴーサインを出すと。ここにいる執行部の皆さんは、みんな頭が切れるから、わかるかもしれないけれども、私も1回聞いただけではわからなかったです、はっきり言って、あのシステムは。いつも見ているような人はわかるかもしれないけれども、実際に家庭の主婦だとか、あの人たちがぱっと見て、ぱっとわかるようなパンフレットは、私もなかなか難しいと思います。私は議員だから、質問するだけだから、まだ気が楽ですけども。その辺はやっぱり十分注意をしてやったほうがいいと思います。

なぜ私、こんなことを言うかといいますと、平成23年度に田島高校が100周年を迎えるわけです。そうすると、そこで住所関係を今精査していますけれども、大体地元に残っている人は3割ぐらいなんですよね。ほかの7割の人はよそに行っているわけですよ。せっかく100周年だから、そういった人の力もかりたいなと。100周年の事業等は、これからみんなで考えて本格的に立ち上げるわけですから、そういう組織のほうにも、やっぱり使いたいと。そのためにも、簡単で簡潔で、本当にわかりやすいというパンフレットをつくっていただきたいと、こんなふうにとりあえずお願いします。

それで、次の中・高一貫教育について、再度ご質問いたします。

私がこの問題を今回取り上げたのは、私自身の中学校・高校時代を思い出しながら、教育でやっぱり一番効果があるというのは、多分スポーツ関係のクラブ活動をやっていた方はわかるかと思うんですけれども、合宿して寝泊まりをやったと。要するに昔から言われているような、同じかまの飯を食って教育を受けたというような人というのは、そのきずなは非常に強いんですよ。

南会津町には、今、高校が2つあるわけです。南会津高校と田島高校と。中学校は西部合わせて幾つあるんだ。その子供たちが、やっぱり一番効果があるのは私は合宿だと思いますよ。その子供たちが、ただ田島高校に田島中学校の人が行って、スポーツ関係で同じく合宿をやろうかと思うと、泊まる場所がないわけですよ。だからやっぱりそういったことも、そういった施設を、これは高校の敷地に町がつくれるかどうかちょっとわからないですけれども、そう

いった教育の仕方を考えたほうが、中学生・高校生にとっては、やっぱりコミュニケーションが非常にとりやすいのではないかと。ましてや田島高校は、あれだけの敷地があるわけですから。それで国の方針に従ってスタートした教育制度ですから、多分、国・県も特例を認めて、ではそういった合宿所みたいなものに対して補助金をやるかとか、いろいろなことはあると思うんです。

これは私の全くの独断なんですけれども、たまたま田島高校の100周年があると。であれば、そこでもらった寄附を町に納めると。これは例えばですよ。仮の話ですからね。それはふるさと納税関係で納めたとすれば、南会津町は今、特例債を使えるわけですから、特例債の分だけ、独断ですからね、その分だけを税金で納めるようなことになれば、町のほうは負担がなくて、そういった宿舎もできるんじゃないかと。今このお金のない時節柄、町の一般財源からそういうのを出せというのは、なかなか難しいと思うんですよ。だから、ふるさと納税を使って、そういった資金に充てて、それで町の教育で、寄宿舍でも合宿所でもいいですけれども、そちらのほうを町でやれば、特例債であれば3割3分3厘出せばいいわけですから、1億のうち3,000万円ぐらい出せば、利子の分は多少あるでしょうけれども、こういう時勢ですから、いろいろな税制が出てきますので、私はそういった手法も考えてはと。これは町長と教育長と両方で答弁していただけます。片方ではできないでしょうから。その手法について。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 答えいたします。

中・高一貫という中で、部活動との交流も、実際、現在行っておりますので、非常に発想としてはすばらしいことだな、いいことだなと今聞いておりました。それでいかんせん相手は高校側のほうですし、私たち管轄しているほうは町立の町のほうですから、その辺のお互いの話し合いとかそういったことをきちんとやっていかないといけないと思うし、教育委員会としては、そういうことを考えていきたいなと思うんですが、まずお金のほうについては、町長部局のほうなものですから、そちらのほうとよくこれからご相談申し上げまして、議員さんのおっしゃるような方向へ、できれば持っていけたらいいのではないかなと。中・高一貫としての一つの特区みたいなものですね、そういったことで、できればいいかなというような考え方も持っていますので、よろしくご理解ください。

以上です。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

中・高一貫教育という切り口で今お話をされましたが、ご存じのように南会津高等学校については、入学者が年々減っています。一応県の基準によりますと、36人でしたか、の規模を割ると、いわゆる分校化という流れに今の制度ですとなってきます。それが地域にとって本当にそれでいいのかという問題があります。

ですから、中・高一貫教育の中でやるべきなのか、それとも田島高等学校については100周年の事業の事例も出されましたが、そういうことも含めまして、また新しい学科の創設等も視野に入れながら、中学校を出た子供たちが、地元で学びたいものを学びながら、しかも先輩・後輩の関係づくりができて、そしてでき得れば、社会に出たときに、さまざまな課題・問題から逃げ出さない、いわゆる打たれ強い子供として成長していく、これは大変やはり地元の教育として大事ですね。

そういうことと重ね合わせながら、少子化問題とも関連してきますので、このことについては、決して奇抜なアイデアとかそういうことではなくて、やはり調査をしてみる必要があると思いますので、学校教育関係のほうと連携をとりながら調査を進めてまいりたい、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 私はいつも突拍子もないことを言いますものですから、みんなに、そんなことできるわけねえべと言われるんですけども、ただここへ来て、やはり国の制度だとかそういうのも大分変わっていますし、ましてや特区制とかいろいろなこともありますので、ぜひその辺は検討をしていただきたいと思います。そうすれば、田島高校100周年はあと3年もありますから、その間にいろいろな援助ができれば、我々も一生懸命やりたいと思いますので。

それと、次に年金なんですけれども、やはり私は一番の問題は、特別便をもらっても意味がわからないという人が非常に多いということなんです。多分これは住民生活課のほうで受け付けているんですか。この中で私が種別と言ったのは、そういう意味なんですけれども、まず電話をかけてきて、何を質問していいかわからなくて、何となく電話をかけて、特別便が来たんですけれども電話をかけてくるような人が多いのではないかと思います。

ですから、そういう人に対応するためには、私は各集落ごとに、やはり1回、相談受付所みたいなのを、質問の仕方の相談受付所というんですか、これは仕事上は町の仕事ではないですから、そんなに詳しくはできないのが当然です。ただ、社会保険事務所に行くための質問の仕方の相談受付所という、こんな感じですかね、そういった、ちょっとなかなかいい言葉は浮か

ばないんですけれども、通常では役場に来ればすべてわかる。ところがこれは、最終的には国の仕事だから役場では結論が出ない。ただ、国の社会保険事務所に行って相談するには、何を相談していいかわからないと。ですから、そこの何を相談していいかわからないというところを相談する出張所と。向こうの出先に行ってそういったことを相談する、そういった機会を私はつくるべきではないかと思うんです。その辺について、もう一度ご答弁をお願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

このことは、以前の議会でも話題になりました。というのは、年金問題とは別に、住民の方が自分が抱えている課題・問題をどう説明して、どう答えをもらうかと。ここのところをやはりきちっとサポートをするというか、教えてあげるといいますか、そういうことをしなくてはならない。これが実は私が考える、これまでやってきた縦割り行政のすき間の部分だと思うんです。このすき間の部分をしっかりと埋められるような行政をしていこうということで、総合支援センターをつくりました。

したがいまして、とりあえず総合支所3カ所については、総合支所の中でこの年金問題にしっかりと対応していくと。言ってみれば、総合支援センターが、ある意味では議員がおっしゃる特別な対応をする部屋だと、こういうふうに理解します。田島には今ありませんから、田島地区では、そういう支所の対応を、どういうメンバーでチームをつくって対応するか、このことを今後検討していきたい。いずれ田島地域にも総合支援センターを設置するということで、今準備を進めておりますので、その中でさまざまなすき間の部分を埋めていく、そんな行政をこれからしっかりと組み立てていきたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 先ほどの答弁ですと、520件の電話が200件と相当の量ですから、これを分析すると、大体町民が何に困っているかというのはわかると思うんです。ですから、これを分析して、一度町民全部に、今までの相談を受けた結果を分析するとこうなりますと。あなたはなぜ悩んでいますかと。もし悩んでいることがあれば、西部地域であれば総合支援センターに足を運んで、ちょっと相談してみてくださいとか、田島地域であれば、どこどこに行けば、こういった質問にはお答えできますよというようなことをやるべきではないかなと。いろいろ合併して職員も少ないでしょうから、余りむち打っても、そうはね……、2番議員に怒られそうだから、ゆっくりとそういった計画も立てながらやっていただきたいと思います。

れども、分析してやれるかどうか、その辺を。

○渡部康吉議長 町長。

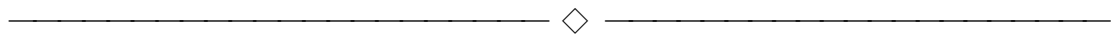
○湯田芳博町長 お答えをいたします。

おただしの件は、まことにもっともな話ですので、つまり、さまざまな情報、あるいは課題が手元に届きます。この届いたもので、次に私たちが行政サービスとして何を組み立ていくかということは、とても大事なことですから、即刻分析に入らせていただきます。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 以上で、私の一般質問を終わります。

○渡部康吉議長 以上で、12番、星登志一君の一般質問を終わります。



◇ 湯 田 秀 春 議 員

○渡部康吉議長 次に、11番、湯田秀春君の登壇を許します。

11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 11番、湯田秀春、ただいまから一般質問を行います。

私は今回、5点ほどを質問事項に挙げました。既に1番、2番は2番議員と12番議員、大分突っ込んでやり合っていますので、私はその落ちこぼれのあたりを少しという程度かなと、こんなふうに思っていますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。

質問事項1番目、ふるさと納税への対応策ということで、たった今、12番議員、お隣の議員がやりましたので、大体皆さん、おわかりかなと思いますが、とりあえず通告してありますので、読み上げてみたいと思います。

ふるさとの自治体などに寄附した場合に、5,000円を超える分を住民税などから控除できるふるさと納税制度が、4月末の地方税法改正で導入されました。

1人の子供が高校を卒業するまでに、平均で1,600万円ぐらいの行政サービスを提供していると言われております。いざ就職をして、本当は高校を出て、そして就職して、それでここに税金を納めるという形が一番いいわけですが、現実問題としては、ほとんど高校を卒業すると、大都市のほうに行って就職して、住民税を納めると。それが大体6割を超えていると言われております。もっと多いかもしれません。

このため、少しでも今回はお世話になったところに仕送りをと、こういうねらいだろうかと、

こんなふうに思っております。大都市と地方の財政格差を少しでも縮めるためには、大変よい制度だと、こんなふうに私は思っております。財政難に悩む我が南会津町にとっては、なおさら大変いいのではないかなと。そして大都市圏に住む地元出身者の寄附が、これから新たな財源になる可能性が非常に大きいと。そのPR活動が大変重要であるというふうに思います。

先ほど12番から言われましたけれども、私、5月22日に東京へ行ってまいりました。これは500名ほど集まる会議なんですけれども、そこに行ってびっくりしました。佐賀県の知事、トップがパンフレットを持って、ふるさと納税をやっているんですね。私はそのパンフレットをちょっと余計目にいただいて、課長さんに5月二十四、五日ごろにお渡ししております。多分持っているかと思います。びっくりしました。やはり温度差がありますね。一生懸命です。佐賀県知事だから、ひょっとしたら宮崎県のあの知事の影響で、あの辺争っているのかなと、そんな感じもいたしました。

そこで、どのようなふるさと納税のPRを考えているかと。先ほどちょっとありましたから、大体おわかりだと思うんですけれども。それから使い道のメニューですね、これをどのように考えているかと。ということは、向こうで寄附する場合に、余りここで言いたくないんですけれども、公務員の人件費を言うてはだめだなんていうような声も、ちらっと東京で聞きました。ですから目的を、例えば私はこうやってきたけれども、年老いた父ちゃん母ちゃんがいるから、その介護とか福祉に使ってくれよとか、あるいは学校で大分悪さしたから、何か教育の図書に使ってくれよとか、そういうかなり目的を持っている人が多いと、勉強会の中では、そういうような話がありました。

したがって、メニューも今考えているということですから、メニューもいろいろ寄附しやすいようなメニューをどのように考えているか。

それから3番目、先ほど12番議員が言ったように、やっぱり5,000円分を何かしないとだめですよ。5,000円分をやらないと、その人は損してしまうことになります。簡単に言いますと、東京都の石原知事さんに1万円やるのだったら、その1万円を我が育った南会津町の湯田芳博町長に1万円をお願いしますと。そして5,000円分はちゃんと品物でお返しすると。こうすると納得いくのではないかなと、こんなふうに思います。その御礼のメニューも、やっぱり大事です。ですから、これは1回限りではありませんから、これからずっと続くと思います。そしてこのメニューとは違いますから、今度は向こうの東京にいる人が、寄附とはいっても、税金をここに納めてくれる形になりますから、ですから私は準町民とか特別町民とかと、そういうふうな形でずっと大事にしていくと。何かイベントがあったときはこうすると、こういうふう

にお願いしたいなと、こんなふうに思います。

質問の大きな2番目、今後のごみ対策。これも2番議員が大分町長と討論しましたので、わかりましたけれども、通告してありますから読み上げたいと。

昨年3月に作成した第1次南会津町総合振興計画の環境衛生対策の充実の欄を見ますと、主要な施策としてごみの減量化と、適正な処理のところでは、会津全域を包括する広域的なごみの収集・処理業務について、関係市町村・団体と連携し、実現へ向けた検討を行いますと記されております。

さらに、効率的な広域行政の推進の欄では、消防、救急、ごみ、し尿処理、火葬業務の広域化まで検討課題となっています。

最近、ごみの点で、この会津ブロック広域圏構想にはくみしないと、こう聞きました。その主な原因・理由は何か。2番目は、この構想にかわるごみ処理対応策についてお聞かせください。それから、最終処分場の必要性があると思いますが、どうかと。つまり今、最終処分は隣の山形県の米沢市にあるジークライトというところに行っております。これも私、見てきましたが、多分ああいう最終ごみ処理処分場ですと、なかなか反対があるだろうなと思います。とりあえず最終処分場の必要性があるとは思いますが、どうかということです。

それから、大きく3番目、農地・水・環境対策の対応ということで、農地・水・環境保全向上対策事業は、平成20年度にも継続として上がっております。しかも、町長が心配された事務の量も大部簡略化されたというふうに聞いております。

そこで、もし平成21年度もこの事業が継続であれば、地区より要望があった場合は、実施するお考えがあるかどうかお伺いします。

4点目、厳しい農事組合予算ゼロと。

地区の農事組合への助成が年々少なくなって、ことしの予算はどうとうありません。ゼロです。私は、各農事組合というのは、土手焼きだとか野鼠駆除、とにかく病虫害防除、それから農業用水の管理、減反政策や特産物の普及推進、そういった地区の農業政策には大変協力してくれた農家の組織であると、こんなふうに思っております。それらの事業に対して、町の農業政策は認知していないのではないかと。見直すお考えがあるか伺いたいと思います。予算が厳しいからこのくらいではなくて、ゼロとなりますと、組織は必要ないのかと、こういうふうに思ってしまうので、その辺の予算ゼロのお考えをお伺いしたいと、こんなふうに思います。

最後です。5番目、檜沢小と針生小、この統合でございます。

針生小と檜沢小の統合の話が2月に針生地区であったと聞きました。その後一向に聞こえて

きません。どのような計画になっているのか。これからの子供の推移を見た場合、統合すべきと檜沢地区の人ほとんどが考えているかと思います。両学校の区域住民、保護者への周知をどのようにするのか伺いたいと思います。

以上で、壇上からの質問は終わります。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 11番、湯田秀春議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、ふるさと納税の対応策に関する1点目、どのようなPR活動を考えているかとのおただしがございましたが、この件につきましては、先ほど12番議員の一般質問にお答えをいたしましたので、内容としては現在検討中であるということでご理解いただきたいと思います。

次に、2点目、使途のメニューはどのように考えているかとのおただしでございますが、まだ具体的な事業メニューは決定しておりませんが、南会津町全体の事業メニューと旧町村単位での事業メニューを組み合わせながら、寄附者の思いを大切にした特色のある事業に、今後組み立てを進めていきたい、こう考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、3点目であります。寄附者への御礼の具体的なメニューについておただしがございました。一部の自治体では、御礼品として地元特産品等を贈るなど、過剰なふるさと納税の争奪戦を展開しているやに見受けられるものがございますが、過日開催されました県の担当者会議の中でも、ふるさと納税の本来の目的を考えて、節度ある御礼のあり方が求められたところでございます。

当町では、いただいた寄附金がどのように地域活性化に生かされているのを十分に伝えながら、ふるさと納税を通して寄附者と住民間の双方向型の交流から、地域の活性化につなげていければ大変よい、このように方向性を今見出しているところでございます。

次に、今後のごみ処理対策に関する1点目、ごみ処理広域化会津ブロック検討会の地域計画に参画しない主な原因とその理由についてのおただしがございましたが、南会津方部としては、費用負担の考え方の中で、計画内人口とごみの排出量が1割にすぎない南会津郡の4町村が、2割近くのコストを負担するという事務局案に対して、合意に至らなかったことが原因の最も大きなものと考えております。

なお、会津は一つとの理念のもとで、検討会長の会津若松市長に調整を求めたところですが、納得のいく合意点には現在至らなかったと、こういう経緯がございます。

次に、2点目、会津広域での構想にかわる対応策についておただしがございました。

一般家庭を初めとして、日々発生するごみやし尿の適正処理処分については、廃棄物の処理

及び清掃に関する法律において、市町村が責任を持って担うということが定められております。住民の安心を確保するためには、長期的な廃棄物処理計画が必要であることから、本町では郡内の3町村と連携をし、会津広域の構想にかわる南会津地域一般廃棄物処理計画の策定準備に着手をいたしました。本計画は、これまでの広域化計画を白紙に戻して策定するものではなくて、会津広域事務局との情報交換を継続しながら、将来的なつながりも視野に入れて、広域計画の南会津版的な位置づけで今後策定作業を進める予定にしております。

次に、3点目、最終処分場の必要性に関してでございますが、おただしのとおり市町村が行う一般廃棄物処理につきましては、その収集運搬から最終処分までの一連の処理を、自区域内で完結できる体制整備が必要であります。県内を見ましても、南会津郡4町村以外は、最終処分場を有し、自区域内処理を実施している現状において、県外への民間委託を恒常的に継続することは、なかなか容易でない、このようにも考えております。

この件につきましては、本町単独の課題ではございませんので、南会津郡4町村の共通課題として受けとめさせていただきまして、先ほどの南会津地域一般廃棄物処理計画策定業務において検討を進めてまいりたい、このように考えております。

次に、農地・水・環境保全向上対策事業に関してでございますが、平成21年度に新規地区の受け付けが認められ、地区からの要望があった場合に実施する考えがあるか、こういうおただしでございますが、この制度は事業主体が集落であるため、集落における事務的な対応の負担が大きいことや、一たん事業が採択されると、5年間の事業継続が義務づけられること、また国が示す指針に基づいて活動しなければならないこと、さらに本事業は事業主体となる集落が会計実地検査の受検対象であり、受検に際しての事業実施集落に係る事務的な対応の負担が大きいなどを考慮いたしまして、町といたしましては、本事業については実施せずに、本事業の多くを補完し得るものとして、平成19年度より集落維持発展支援事業を創設して、それぞれの地域の課題解決に対応しているところでございます。

なお、本事業に係る事務量につきましては、国への提出書類については簡略化をされておりますが、事業主体として作成整理しておくべき書類が簡略化されたものではない、このように聞いております。

このような事情から、平成21年度の本事業に対する取り組みについては、今後のこの制度の改正等の状況を見守りながら対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、農事組合の予算に関して、見直す考えはあるかとのおただしがございました。

各地区の農事組合が、これまで生産調整を初め町の農業施策の進展に協力をされ、また地域において、集落営農の推進にその役割を果たしてきたことは、十分に承知をしているところであります。

本町における農事組合の現状は、農業を取り巻く状況や社会情勢の変化の中で、それぞれの農事組合ごとに、その状況やあり方が変わってきており、補助金の交付のみでは解決できない課題も内在しているものと思われます。

また、これまで町主導で推進しておりました転作を初めとした水田営農は、平成19年度に農業関係者で組織する南会津地域水田農業推進協議会が設立されたことにより、J Aが中心的な役割を果たすことになりました。このことにより、これまで町から農事組合へ依頼しておりました諸業務は、大部分がさきの協議会のほうに移行されたところであります。

これらのことを踏まえまして、町全体の各種団体に対する補助金交付の考え方の中で、運営費として各農事組合に対する一律の補助金交付は適切ではないのではないかと、このようなところで判断をしたところであります。

町といたしましては、農事組合は農家の方々が主体的に組織し、集落営農を推進する農業者組織であると認識しており、集落の力、地域の力を高めていくことが求められている中で、農業分野を担う組織であると考えておりますが、これにつきましては、地域農業を振興し、さらには集落力を高めていくため、農事組合の活動も含めまして、集落の組織体制について、それぞれの事情に応じた支援をしていく、このような制度のことについても、今後検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、町長に求められました答弁とさせていただきますが、具体的事項につきましては、担当課長に答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 私からは、針生小学校と檜沢小学校の統合に関してお答えします。

針生小学校と檜沢小学校の統合に関しまして、どのような計画になっているかとのおただしであります。平成19年7月の教育委員会定例会において、南会津町立小・中学校統合実施基本計画を策定いたしました。この計画において、針生小学校と檜沢小学校との統合の目標時期を、平成23年4月1日としているところであり、統合後の学校の位置は、現在の檜沢小学校とする計画内容であります。

また、地区住民、保護者への周知をどのようにするのかとのおただしであります。この計画の推進に当たりましては、行政、学校はもとより、P T A、それから地域関係者が心を一つ

にし、新しいまちづくり、新しい学校づくりを進めるという認識を共有しながら、一体となって取り組むことが必要であると考えているところであります。

こうしたことから、針生小学校統合に関する懇談会を立ち上げ、第1回懇談会を本年2月21日に開催し、これまでの教育委員会定例会において決定した内容をお知らせし、ご協力をお願いしたところであります。

以上、具体的事項につきましては、担当課長から答弁させますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 まず、ふるさと納税のほうで、先ほど12番議員が大分やりましたので、6月の末を目途にいろいろ考えているということなので、私なりに、取り入れてもらえるかどうか分かりませんが、提言をしてみたいなというふうに思います。

私もこのことに関しましては、あっちこちの市町村、県の段階までですけれども、いろいろ調べてまいりました。その中で、やはりもし自分が都会へ行って、そして我がふるさとを思うときに、どういうふうな形にしたらお金を出すだろうかと、これを考えました。

先ほどもちらっと言いました。やはり自分のふるさとはいつまでも同じような状況であってほしいかと、これをまず考えるだろうなということで、やはりふるさとの景観がそのまま、帰ってきましたら、田んぼがない、荒れていたと、こういうのも嫌でしょうし、それから南会津が合併して、湿原、これは今度は国立公園にもなりましたけれども、この湿原、特に田代山、駒止湿原など4つの湿原を、やはり守っていくということは、CO<sub>2</sub>削減にもなって、非常に重要だろうと思うんです。だから、メニューにこれを挙げておくと、多分ここにやってくるのではないかなというのが1つ。

それから、私がちらっと言いましたが、やはり恐らく高齢者で、特に特老とかそういったところに入っている人もいると思うんです。それでやはり心が痛むと思います。ですから、先ほど言いましたように、石原さんに払うよりは、この南会津町に払って、何とか介護とか地域福祉のほうに使ってくれよという人がいると思います。ですから、これが2つ目ですね。

それから、3つ目としては、やはり学校教育とか図書とかスポーツ活動にという人もいますかと思っています。

それで、これは私の独断と偏見でございますが、やはりこのCO<sub>2</sub>削減というのは今非常に叫ばれております。ここで突飛なことかもしれませんが、風力発電の基金としてもお願いした

い。これはこの前の一般質問で言いました。取り上げてもらえるかどうかは、当局のほうで考えていただきたい。

これはどういうことかという、寄附をやった人がずっと寄附をやって、そしてそのお金がぐるぐる風に回って電気を起こして、都会に持っていつてくれるんですよ。投資なんですよ。ですから、使ってなくなるものではないですから、そういう投資の一部というふうにとらえて、しかもCO<sub>2</sub>削減だということをやって、こういうふうをお願いしたいなと。そして最後に、町長お任せというのを設けてやる、こういうをお願いしたいなということでございます。

それから、先ほど言いましたが、寄附してくれた人を準町民とか特別町民とかという形で、ずっと長い間大事にしていく。つながりを持つと。何かイベントのとき、やまなみ泊覧会もある、そういうときにも通知が出せるように。それはふるさと会とも通じるかもしれないけれども、ふるさと会は先ほど聞いたら700人だと。みんなふるさと会に入っているとは思いませんので、ですから先ほど12番議員が言われたように、その家から、例えば私なら私の息子だとか兄弟に言うようにはします。だけれども、やはり何らかの形で、つながりを持つような工夫をお願いしたいということでございます。

それから、今度は御礼だね。5,000円というのは、町長、私が言っているのは、東京に納める2万円をそっくり持ってきて同じように感じるには、その5,000円がやはりネックなんですよ。その5,000円は、それで争うとかなんかではなくて、5,000円をやることによって、同じなんですよ。東京に納めるのなら、こっちに納めると、こういうことなんですよ。

そこで、私も必死になって考えてきました。全国のをいろいろ見ますと、確かにそういうふるさと特産品というのが多いです。そうすると、これも一部よそからいただいたのと、あと自分らのほうでアレンジしたわけですね。というのは、米ですよ。これ3キロぐらいなんです。そして米の前に感謝として、町長、準町民として認定しますとかいう、地元の木でつくったこういうのをやるとか、それからこれお酒ですよ。これ実は副議長のところから、ちょっと拝借したやつなんですけれども、これ花泉。そして今はアスパラなんですよ。これ余りよくないけれども、しなびてしまったけれども、これゆうべ入れたから。このアスパラとか、そしてこれリンドウね。これ大宅さんに怒られてしまうけれども、リンドウのつもり。こうやって、そしてみそなんて、これはいいんだけど。それからこういうところに、民報新聞なんかを入れてやるといいんだね。広報でもいい。そしてあと鼻薬として、こういうのをやると喜ぶんですよ。それで秋だったらイガグリとか稲穂なんかをやると、ありがたがる。

こういった形でやって、そしてお礼をすると。それは4,000円分でいいですよ。1,000円は

やってくれた人の手数料を上げる。そうすると向こうから寄附のお金をよこす、そうするとこっちでこういう酒だとか米だとか、少しでも売れるわけですから、悪いけれども、そういうふうに戻して。

ここの町民は減っていくんですよ。だけれども、東京のほうからの準町民はふえていくと。寄附してくれる人、要するに住民税はふえていくという、こういう仕掛けを、やっぱり一生懸命やったほうがいいと思う。

おれは、先ほど言いましたように、佐賀の知事さんにびっくりしました。5月22日にこういうパンフレットまでやって、そして中身見たら、インターネットからでも郵便局からでも何でもいいように、しかも御礼まで書いてあって、こういうふうにして本気になってみずからやっている。あの姿勢、やはりこれがおれは大事だろうなと思います。これはいずれ、今は温度差があるけれども、一生懸命やっているところとやってないところの差は、いずれ出てくると思います。

ですから、ひとつそういうことで、よろしくお願ひしたいなと思います。それから、南郷トマトと館岩の赤カブを入れることも、南郷の人と、それから館岩の人がいるからね、そういうことも入れて、このことについては終わります。このことについて、どのように考えているか、ちょっとお伺いします。申しわけないです。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

議員が新しいふるさと納税にかける思いが、ひしひしと伝わってまいりました。今幾つかご提案をいただきましたが、そのことについては、真摯に受けとめをさせていただきます。

実はまだ具体的な手続等の準備はしていないんですが、既に実は申し込みがございます。しかも匿名でお願いをしたいと、こういう方もいますので、そうするとその5,000円分を欲しい、あるいは要らないと、こういうふうに言っている方もいるんですね。ですから、ここのところは、余り押しつけがましくならないように、少し考えていきたいなということもありますし、またふるさと会もありますが、実は都市交流をしている友好都市関係がございますね。そうしますと、先ほどからおっしゃっているように、私どものほうに寄附をいただくと控除されるわけですね。そうするとその自治体には、現在住んでいる自治体の収入というか、それは減りますよね。そういうこともありますので、ここのところは、やはりその自治体のほうとの関係づくりも、少しは頭に置いて配慮していく、そんな中で構築をしていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、ふるさと納税の趣旨をしっかりと理解しながら、いただいた縁を深いものにできるような、そんな仕組みを、あるいはそんなものづくりを考えていきたいと、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 そういうことで、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、2番目に移ります。ごみ対策でございます。

これは2番議員が一番詳しく、一生懸命やっていると。私も引きずられて、ジークライトを見てまいりました。それから田村広域行政組合でやっている最終処分場と溶融炉も見てまいりました。そこでびっくりしました。ということは、ジークライトの最終処分、最終処分というのはああいうものかなとばかり思っていたのが、あそこに行って、極端に言えば体育館の床が抜けたような感じ、そこに本当の最終的なやつをずっとやっていくと。環境を考える会ですか、そこも行っただというふうに聞いております。これなら最終処分場と言われても、反対する人はいないかなと私個人は思いました。ただ、最終処分場といえ、みんな何でも反対かもしれないけれども、あそこを見てきたら、そんなふうに思いました。

それから、話を聞いてきて感動したのは、私どももごみの分別をしました。そして私もごみを出しているんですけども、そうしますとプラスチックのごみが非常に多くなりました。皆さん方の家もそうだろうと思います。ただ、そこでは、プラスチックのを細かく、こういうふうに、プラスチックのやつを細かくしますと、こういうふうにして、これをフラフと言うそうです。このフラフをやはり燃料に使ってしまして、これで3,000万円ぐらい灯油代が浮いたというようなことを言っておりました。これを細かくして、それをやっているということ。それで人口比が大体あそこの半分ぐらいなんですね。そうすると、もし仮にそっくり持って行って、うちのほうでやれば、1,500万円ぐらい浮くのかなと、こんなふうに思いました。

それから、灰溶融炉、灰を溶融炉でこうやって、そして最後に出てきたやつ、これですけども、これがスラグというようなことを言っていて、それでアスファルトとか、何かコンクリートの材料に使うというようなことで、うまく出たごみを循環しているのかなと。そういったところに感心してまいりました。

ですから、先ほど町長がいろいろ2番議員とのやりとりで、大分内容もわかりました。ただ、私は、町長が2月18日だったかな、全員協議会で説明したのに、何かその後、全然議会に余りないから、どうなっているんだろうと。それで、ちまたで聞くうわさから、いろいろと視察したり何なりしましたら、大体のことがわかりました。

私は、田村さんも、それからもう一つどこだったかな、あそこへ行ったら、私から言えば100%の稼働には見えなかったんですね。何日か休んでいるものだから。やはりその辺をもう少し会津で一つにして、そこのところだけ合同で使ったらいいんじゃないかなと私は思っています。町長はどういうふうを考えるかわかりませんが、でも日進月歩で変わっていますから、もう少し見ながら検討したほうがいいというふうには思います。この件に関しては、答弁はいいです。

それから、3番目は、町長、ね、意外と多いんですよ、農地・水・環境をやってほしいというの。そして役場をやめた方が事務をやってもいいよという人もいます。そうすると、ある程度できるんじゃないかと。恐らく役場の職員に余り負担がかからないようにという条件つきなら、これやってもいいと思うんですけども、再度その辺、お願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

どんな制度でも、やはり取り組みのできる人とできない人、あるいはぜひやりたい人といろいろいると思うんですね。私は、もし農地・水・環境の制度をやりたいというのであれば、集落維持発展支援事業とどこが違うのかを、どこがマイナスなのか、どこが埋め合わせできないのかを、ちょっとお知らせをしていただければ、その中で検討させていただきたい。

これは、議員もご存じだと思いますが、会計実地検査の対象事業ということは、2年間やってみないと、大体今、会計実地検査のサイクルというのは2年ごとに来るんですね。これはしてみないと何とも言えないんですが、私が農水省の関係者が説明に来たときに問い合わせたときには、それはもう全くノーコメントだったんですね。そういうことはないんだということではなかったんです。ですから、実地検査をまだやっていないんですよ、どこの地域も。

したがって、もし様子を見させていただくとすれば、その実地検査をクリアした段階でということになるのかなと、私なりに思っています。

ですから、ぜひ町独自の集落維持発展事業とどこが折り合いがつかないのかを、今後、私どものほうも調査をさせていただきたい。もしその方を教えていただければ、ぜひ聞き取りもしたいと、こう思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 違いはどこかと、こういうふうに言われると、私なりに、当町は余り財政が豊かでないと、これが1つあります。そしてこの農地・水・環境を例えば1反歩、10アール当たりたしか4,400円になると思う。それでその4,400円の中身は、半分の2,200円が国

からで、1,100円が県から、そして町が1,100円なんです。やはりスケールが町長の言っているのと全然違うと思うんですよ。そうすると農家の例えば田んぼの面積がある、我がどここの集落は何ぼ何ぼある。そうするとそこにその4,400円の金額が来れば、かなりの金額になるわけです。それでいろいろできることもあるからですね。それはその地区でどういうふうにするかわかりません。水路をやるか、あるいは堰のところを直すか、この際だからとかというので、何やるかわかりませんけれども。

だから、全然視点が違うんじゃないかなと思うんです。ただ、これをお互いに町長と私がやり合っても仕方ないと思いますけれども、やはりいまだにこれをやってほしいという地区はございます。それを町長は、その後の会計検査をやったことはないんだと。それをやると、ただいまは心配だということがあるだろうとは思いうから、これ何ぼ言っても平行線で行きますが、よそではやっているわけです。よそを言うと怒られるかもしれませんが、下郷にしても只見にしても。只見の場合は中山間の直接払い以外は、全部やっているというふうに聞いています。下郷も何カ所かやっているというふうに聞いていますから、ですから、私らのほうも、これだけ広がっているから、そういうところがあったら、やってもいいんじゃないかなと。そして、もしどうしても町長が心配なところは、きっちりと、こういうところが心配だからきちんとやれよと、そういうふうに言えばいいんじゃないかなと私は思います。この辺は町長の考えはわかりましたので、次に移ります。

4番、農事組合の予算がゼロということで、これは今、町長の話をちょっと聞いたけれども、町長、確かに転作関係のやつは、それは農業団体ということで、農協のほうに事務は行きましたよ。農事組合というのは違うんです。昔からあって、土手焼きやったりとかなんか、町長だってわかるでしょう、小さいときからね。それは行政の、農協もあるけれども、やはりいろいろな国だとか県のそういう農業政策の一番末端の組織として、非常に各地区にある重要なものですよ。そういう重要なところを、予算ゼロということは、もうその組織そのものを認めないという形にもとれてしまうんですよ。それは町長、違うだろうと言うんだけれども、やはりそれはないでしょうと私言っているわけ。苦しかったら苦しいなりに、厳しいけれども、このぐらいで我慢してくれないかというのと、予算ゼロでは全然違う。

ちなみに、課長さんにちょっとお伺いしたいけれども、過去3カ年の農事組合の連絡協議会に出している補助金の金額を、18、19年と教えていただけますか。

○渡部康吉議長 農林課長。

○角田 厚農林課長 お答えをいたします。

18年度、19年度ということでございますが、農事組合連絡協議会を通しまして、それぞれ農事共済費として交付をしている額は、18年度につきましては、田島から南郷地域、4地域合わせまして264万1,800円でございます。19年度につきましては、4地域の農事組合合わせまして56万5,000円になっております。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 課長、18年は308万円ではないの。308万円と聞いているけれども、ちょっと減ったけれども。

いずれにしても、平成18年にはそれだけの金額、そして去年は56万円、そしてことしはとうとうゼロと、こういうことです。だから町のこれからの農業政策で、農事組合はもう必要としないんですか。どうなんです。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほど最初の答弁でも申し上げましたが、必要とするかしないかという短絡的な問題ではなくて、集落の力、この中には福祉の支え合い事業もあれば、さまざまな集落が持つ伝統とか、あるいは教育とか、そういう地域が果たしてきた役割があります。その中に農事組合が、ひとつ入っていくことはできないだろうか。つまり合併する前に伊南地区で集落支援事業みたいなものがございましたが、例えばそういうものと調整がつかないものか。集落のどの部分が弱まってきていて、今後どの部分に手当てをすることが望ましいのか、これらを農事組合の今後のあり方と一緒に考えようと、こういうことでございますので、そう短絡的に、そういう予算がゼロだからなくすのか、要らないのかと、こういう議論にはならないのだろうと、こう思っています。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 実は過般の議会報告会で、ある集落に行ったんです。そうしましたら、やはりこの問題が出たわけです。私も薄々は感じておりましたけれども、やはり各農事組合というのも、やり方はいろいろあるかもしれませんが、大概1月、中には4月ということもあるんですけれども、そのときに必ず農事組合の集まり、総会があって、そこで農事組合長、手当幾らとか会計手当何ぼという形でやるわけですよ。そのときは大体去年も町からこれくらい来たから、ではことしも来るなという形で、農事組合長の手当何ぼ、会計手当何ぼで総会をやって、はい終わりと、こうなるわけです。ところが、町がそういうふうな形でだんだんなくなるものだから、ここ年々厳しくなって、それでとうとうゼロになっちゃった。そうす

ると農事組合の総会そのものも、なかなか難しくなっている。

それで、私がお聞きしたいのは、18年は先ほど課長の答弁では264万円、私は308万円だと思っているんですけれども、どっちが本当かわかりませんが、いずれにしても、そういう予算があった。18年とことしのゼロ、何がどう違うのかご説明をお願いします。

○渡部康吉議長 農林課長。

○角田 厚農林課長 お答えをいたします。

その前に、先ほど18年度、308万円と議員のお話がありましたが、17年度の私の手元のデータでありますと、300万円からのお金になっておりますので、17年度の交付金額ではなかろうかと思われまます。

それで、今ほどの質問でございますが、現在、運営費的なことにつきましては、町長から答弁をされておりますけれども、水田農業推進協議会からの部分につきましては、先ほど町長答弁にもございましたように、19年度からJAを中心とする組織に変わってきたということで、これらの現地確認等の協力者への日当につきましては、そちらの水田農業推進協議会からの交付ということに変わってございます。

また、事業の内容等に対する農地組合の運営費的な部分につきましては、18年度、組合一律平均平等割といいますか、それと戸数割、あと19年度につきましては組合一律ということで、その出し方についても変わってきておりますけれども、この間、農事組合と町との関係について、業務的なことにつきましても調査をしてきております。19年度につきましては、町からの依頼文書について、年5回程度というようなことになっておりました。そのような実質的な業務の部分を含めまして、交付金の部分についても検討してきたという経過でございます。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 そちらのほうの転作、そっちのほうと、水田農業のほうとは、もうこれは質が違うんですよ。だから今、自民党の中でも町村官房長官だったかな、世界的に見て食料が今不足しているから、米はつくるべきだと。そうしたら同じ自民党の中でも、国内だけで見ると、いやいやそんなにいっぱいつくってもらうと、米の値段が下がるから困るんだということで、大体同じ与党である自民党の中でも、そういう状況なんですね。これがどういうふうに展開していくか、これからわかりませんが、いずれ国のほうで食料増産だとか何かといったときに、いずれにしても末端の農事組合を経由して農家のほうにやらないと、今のところはなかなか難しいんですよ。ですから、この組織をやはりゼロとすることはいけないのではないかと思います。

私は要望しておきます。補正で、ぜひとも昨年並みぐらいは充てていただきたいということをお願いしたいと思います。これは要望です。

次に移ります。それから5番、針生小と檜沢小の統合について教育長さんにお伺いしたいと思います。

私が言っているのは、2月21日に針生地区でお話ししたと。とりあえずそのときは、針生地区でどういう人を対象に、どういうふうな話をしたのか、もう一度お願いしたいと思います。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○斎藤友一学校教育課長 教育長ということでございましたが、私の方からお答えをいたしたいと思います。

2月21日に懇談会ということで、区長を初め区の役員の方、それから監査委員の方、PTA会長、学年委員長、青年代表、地元町議会議員、針生小学校長など33名の方に委嘱申し上げまして、25名の出席を得まして、統合の計画の内容につきまして報告をしたところでございます。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 2月にやった、それはやることは大いにいいですよ。私は、やはり檜沢地区のほうにも、統合するというのだから、相手があることですから、相手のほうにも、やはりそういう話があつてしかるべきではないかと、こう思うんですが、どうお考えですか。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 答えいたします。

全くそのとおりでございます。檜沢地区のほうにも考えてございますが、今のところいわゆる統合をされるほうといたしますか、実際、学校がなくなるほうに、最初はまずお話をしておいて、そして今後、檜沢小学校学区のほうにも、針生小学校学区と同じように委員会を立ち上げまして、そして委嘱して、それから進めていきたいと。そして最終的には、両方の委員会が合同でできるような形をつくっていききたいというふうに今のところ考えているところでございますので、ご理解ください。お願いします。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 だから、教育長さん、針生で2月21日にやったらね、やはりそう長く置かないで、檜沢のほうにも話をしておいて、こういう話というのは、すぐ伝わるわけですから。いつそういう話があるのかなと、こう思うわけですから。しかも2月でしょう。学校が始まるのは4月からですから、そうすると私も檜沢地区の住民ですよ。そうしますと、今、どちらも子供の数が少ないんだわ。そうするといろいろなスポーツでも何でも、ある程度の人数を編成

しないと、なかなかできないというようなやつもあるんですよ。これは学校の中身で、申しわけないけれども、具体的にはそうなんです。そうすると、やはり針生と檜沢のほうで、今まで呼びかけて一緒にチームをつくってやるかとか、こういうこともあると思うんです。ですから、そういうのが針生地区だけがあって片方がないと、ぎくしゃくする。ですから、決して反対するとかそういう意味ではなくて、やはりそういう計画があるのだったら、もうぱっぱと進めるほうがいいのではないかなと。

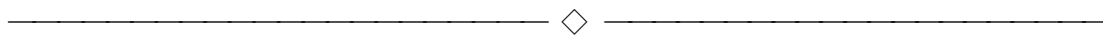
実はこれ取り上げるつもりは全然なかったんだけど、いつになったら、そういう話があるのかなと、こんなふうに思ったものですから、質問いたしました。

いずれにしても、教育長さん、今後はそういう形で、もう議会で発表しましたから、当然もう公になったというふうにして、これから進んでいくかと思います。合併というのはいろいろな問題があるかもしれませんが、スムーズにいくよう、私らも協力したいと思いますので、どうかよろしく願いしたいと、こんなふうに思います。

残り5分という立て看板がありましたので、私はこれで質問を終わります。

○渡部康吉議長 以上で、11番、湯田秀春君の一般質問を終わります。

上衣の着衣を願います。



#### ◎散会の宣告

○渡部康吉議長 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

明19日は午前10時より開議し、一般質問を行います。

本日はご苦労さまでした。

散会 午後 4時35分

平成20年第2回南会津町議会定例会 第3日

議事日程（第3号）

平成20年6月19日（木曜）午前10時開議

日程第1 一般質問

9番 大宅 宗吉 議員  
7番 星 光久 議員  
4番 馬場 信作 議員  
19番 大竹 幸一 議員  
10番 渡部 忠雄 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（22名）

|     |        |    |     |        |    |
|-----|--------|----|-----|--------|----|
| 1番  | 湯田 哲   | 議員 | 2番  | 渡部 俊夫  | 議員 |
| 3番  | 高野 精一  | 議員 | 4番  | 馬場 信作  | 議員 |
| 5番  | 山内 政   | 議員 | 6番  | 渡部 優   | 議員 |
| 7番  | 星 光久   | 議員 | 8番  | 楠 正次   | 議員 |
| 9番  | 大宅 宗吉  | 議員 | 10番 | 渡部 忠雄  | 議員 |
| 11番 | 湯田 秀春  | 議員 | 12番 | 星 登志一  | 議員 |
| 13番 | 星 和男   | 議員 | 14番 | 平野 昌盛  | 議員 |
| 15番 | 阿久津 梅夫 | 議員 | 16番 | 渡部 東   | 議員 |
| 17番 | 芳賀沼 順一 | 議員 | 18番 | 管 家 幸弘 | 議員 |
| 19番 | 大竹 幸一  | 議員 | 20番 | 児山 寿明  | 議員 |
| 21番 | 五十嵐 司  | 議員 | 22番 | 渡部 康吉  | 議員 |

欠席議員（なし）

#### 説明のための出席者

|         |               |         |                      |
|---------|---------------|---------|----------------------|
| 湯 田 芳 博 | 町 長           | 渡 辺 仁   | 副 町 長                |
| 横 山 恒 廣 | 教 育 長         | 五十嵐 竹 則 | 会 計 室 長              |
| 穴 戸 英 樹 | 直 轄 政 策 室 長   | 室 井 裕   | 総 務 課 長              |
| 星 光 幸   | 企 画 観 光 課 長   | 馬 場 増 男 | 税 務 課 長              |
| 長 沼 芳 樹 | 住 民 生 活 課 長   | 近 藤 甚 悦 | 健 康 福 祉 課 長          |
| 大 竹 政 義 | 建 設 課 長       | 星 安 晴   | 環 境 水 道 課 長          |
| 角 田 厚   | 農 林 課 長       | 渡 部 文 政 | 農 業 委 員 会<br>事 務 局 長 |
| 斎 藤 友 一 | 学 校 教 育 課 長   | 酒 井 直 伸 | 生 涯 学 習 課 長          |
| 星 廣 政   | 岩 館 総 合 支 所 長 | 横 山 孝 夫 | 伊 南 総 合 支 所 長        |
| 児 山 忠 男 | 南 郷 総 合 支 所 長 |         |                      |

#### 事務局職員出席者

|         |         |         |             |
|---------|---------|---------|-------------|
| 渡 部 俊 夫 | 事 務 局 長 | 馬 場 秀 成 | 事 務 局 長 補 佐 |
|---------|---------|---------|-------------|

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○渡部康吉議長 おはようございます。

本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は22名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

\_\_\_\_\_ ◇ \_\_\_\_\_

◎議事日程の報告

○渡部康吉議長 本日の議事日程はお手元にご配付のとおりであります。

\_\_\_\_\_ ◇ \_\_\_\_\_

◎一般質問

○渡部康吉議長 日程第1、一般質問を行います。

順序に従いまして、順次発言を許します。

なお、質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書きの規定により、質問の回数が3回を超えることを許可し、同規則第56条の規定により、その発言時間を60分に制限することいたしますので、その趣旨は簡潔、明確に質問されるよう、ご協力方よろしくお願い申し上げます。

大変暑くなるようですので、上衣の脱衣を許可します。

\_\_\_\_\_ ◇ \_\_\_\_\_

◇ 大 宅 宗 吉 議員

○渡部康吉議長 それでは、9番、大宅宗吉君の登壇を許します。

9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 おはようございます。

私からは、河川の整備とその活用について、1件、町長の答弁を求める質問をさせていただきます。

南会津町には、皆さんご存じのように西部地区を流れる館岩川、桧枝岐川、伊南川、そして東部地区には阿賀川とそれぞれの支流があります。人とのかかわり方も時代の変遷とともに少しずつ変化して、その人との関係は、現在では少し希薄なものになってきているような感じがいたします。

しかし、南会津町にとっては、多くの山々とともに郷土を流れる川は日本海に注ぐ阿賀野川の源流として、下流へきれいな水を供給する責務と自然環境の保全と動植物の生態系を守り、作物を育て、人々を憩うなど大事な機能があります。これら川を人々がもっともっと親しめ、かつ安全できれいな河川として整備していくことが大事であると考えます。

最近の気象の傾向を見ますと、思いもよらない局地的な集中豪雨に見舞われたり、想定を絶する災害が起こったりこのようなことをしばしば耳にします。ふだんの心がけを怠ってはいけないと思います。人に優しい河川の整備をして、南会津の振興に役立てることが大切であると思いますので、以下のとおりお伺いいたします。

まず最初に、危険箇所と防災対策についてであります。河川の洪水対策として、堤防等も大分整備されてきましたが、町内にはまだまだ防災対策の必要な場所があります。町はこれらの危険箇所の状況を地域からの要望等を含め、どのように調査、把握をされ、その対応と対策を考えておられるのか伺います。

2つ目、最近では川の整備も環境等に配慮されたり、住民との接点として川への出入りなどのために階段などの設置をしたり、整備がなされている箇所もあります。しかし、階段等だけでは健常者にはいいのですが、どなたでも川に出入りして楽しむというような状況ではございません。優しい川として、車いす等でも水辺まで行かれるような道路があればよいと考えます。気軽に川まで行きまして、川に親しむことができるような整備をする考えはないか伺います。

3つ目、河川の水量も減少して流れの面積が減った分、ヤナギなどが繁茂して川の景観もところによっては見苦しくなったり、また、これら樹木が繁茂することによって、洪水のときなど防災上の問題となっているところもあるように思います。

また、絶滅危惧種ともいわれるユビソヤナギもこれら河川の中に多数見られますが、きちんとした整備と保全が必要だと思います。場所によっては、間伐や整地などをして、夏場の河川を利用した水のセラピーとして人の憩いの場としての提供ができるのではないかと考えます。町はユビソヤナギの状況をどのように把握されているか、また、ほとんど放置されているような

状況への対応は、どのように考えておられるのか伺います。

4つ目、現在、アユは冷水病などの問題がありまして、一時大盛況だった時代は遠い夢のような気がいたします。アユ釣り客も減少して地域としても深刻な問題であります。これら原因の究明と打開策を図っていかねばなりません。

また、その他のハヤやカジカなど魚類の確保も課題であり、溪流ではイワナやヤマメの放流など一部実施している地区もありますが、特区などを設けまして、これらの確保を実施されてはどうかと思いますが、水産資源の確保と対策について伺います。

最後に、5つ目、美しいふるさとづくり、川の景観、自然保護と保全などごみの持ち帰り運動等外来者に対して積極的な啓蒙活動が必要と思いますが、その対策を伺いたいと思います。

一見、川面は遠くから見るときれいなようですが、いざ近づいて見るとやはり問題があると思いますので、特に、南会津町は看板等など少ないような気がいたしますので、皆さんの協力を得ながら、観光を主体とする南会津といたしましても、そういう運動をされたらどうかと考えますので、この点について伺います。

以上、5点についてお伺いいたします。よろしくお願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 9番、大宅宗吉議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、河川の整備とその活用に関する1点目、危険箇所の調査、把握とその対応はというおたがございました。

町では県の協力のもとで、年に2回河川砂防施設の安全施設点検により危険箇所の調査を実施してきております。

また、大雨や出水時にはパトロールを行い、危険が生じた場合の速やかな対応に努めてきているところであります。地域からの危険箇所の報告につきましても、現地を調査し、速やかな対応に努めているところであります。

次に、2点目、親しみやすい川の整備と利活用のおたがございましたが、河川の整備及び利活用につきましては、本町の自然や景観を考慮し、交流や学習の場としての整備が図られるように地域及び関係機関との連携により親しみやすい川の改修整備についても、今後も継続的に県に要望してまいりたい、このように考えているところであります。

次に、3点目、ユビソヤナギに関してのおたがございましたが、ユビソヤナギは環境省のレッドデータブックで近い将来絶滅の危険性が高い希少植物に指定されております。民間団体である只見の「自然に学ぶ会」が平成14年から平成19年までの間に調査を行いました。只

見川合流部から桧枝岐川までの区間に約2,000本のユビソヤナギが自生している、このように確認をされておるところであります。その対応につきましては、分布域のほとんどが伊南川を中心とする県管理河川区域内でありますので、現在のところ工事等による伐採は厳しく制限されていると聞いております。

次に、4点目、水産資源の確保と対策に関してのおたかしであります。河川は水産資源の器であると同時に河川自体が水産資源であり、川の生き物や特性を生かした河川の活用は、交流人口の拡大と地域活性化へもつながるものと考えております。この南会津町が誇れる水産資源を有効に活用し、後世まで残していくための対策といたしましては、生活排水の浄化や自然に優しい護岸の整備が必要であると考えておりますので、今後も地域及び関係団体からの意見をいただきながら、触れ合いのある川づくりについて、県とともに推進してまいりたい、このように考えております。

次に、5点目、自然保護の見地から利用者に対しての積極的な啓蒙活動が必要である、こういうおたかしがございましたが、私も9番議員のご認識と同様でございます。南会津町では阿賀川、伊南川の源流の町として美しい自然環境を舞台に多くの釣り人や観光客を受け入れております。

しかし、一方では、これら自然の中にも心ない一部の利用者が投棄したと思われるごみの散乱が見受けられます。これらの散乱ごみは放置すればさらに新たなごみがふえることから、町内全域での河川クリーンアップ作戦やご理解ある方々のボランティア活動等で定期的に撤去している現状でございますが、最終的には利用者一人一人の意識の問題である、このように考えております。本町では昨年度環境基本条例を制定し、今年度においては、数値目標を含めた環境基本計画の策定を予定していることから、滞在者も対象として町ぐるみでの啓蒙活動が展開できるよう効果的な取り組みを推進してまいりたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項については、担当課長に答弁させますので、よろしくお願いをいたします。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 それでは、何点か再質問させていただきます。

まず最初に、危険箇所の防災対策ということでございますけれども、今、町長から県との協議の上、年2回、そして点検して調査していると。それから、地区との危険箇所の要望もあり、それらも調査しているということがありましたけれども、実は、私も所感ですから、余りここ

の点を強く言うのも何ですけれども、場所によっては、本当に早急にやらなきゃならない場所、それからやるがためには、今、農業用水とか、その水利を利用して、そこら辺のその辺との関係でちょっと改良がなかなか厳しいのかなと。例えば、河川と農地の絡みとか、そういうような事業の中で、そういう両方をまたぐような箇所があるわけでございますけれども、そのような具体的な対策は検討されているのか、また、そういう箇所が何カ所くらい町内にあるのか、お伺いしたいと思います。

○渡部康吉議長 建設課長。

○大竹政義建設課長 お答えをいたします。

ただいまの河川の改修といいますか、整備の中で河川側の建設事務所、さらには農地側の農林事務所等々でどちらかがという場所が確かに場所としてございます。

しかしながら、そういった危険箇所等については、県においては、両事務所の協議の中でこれは農地債、これは河川債というような形で対応することとなっております。

また、２点目にございました危険箇所の掌握でありますけれども、町側がそれぞれの地域から要望等の情報もいただきながら、その都度危険箇所については建設事務所、さらには農地事務所のほうに連絡をとりまして、その都度直ちに現地調査ということで対応しているところでございます。

それから、件数については、現時点では掌握しておりません。

以上でございます。

○渡部康吉議長 ９番、大宅宗吉君。

○９番 大宅宗吉議員 そのそれぞれの地元といたしましては、やはりそういう問題がある箇所は、やはり先ほども申しましたように最近の気象の例なんか見ますと、いつ本当にその部分だけ集中豪雨があるとか、そういうことが結構あるんですよ。最近では、南郷地区の中小屋のあの小さな沢が土砂流で出てきたり、きららの前のそうです。そういう局所的なそういうこともあります。ですから、地域としてはそれが結構重大な課題になっている例があるものですから、そこは早急な対策、対応をされることを望みます。

それから、これをだんだんやってしまうと範囲が広がってしまうんですけれども、もう一つは、水産資源の確保、魚の生息の水の浄化というか、そういう意味では、先ほど町長も下水の生活雑廃水の件も言われましたけれども、やはりずっと問題になっているのは、坪入山、伊南地区なんですけれども、坪入山、あそこの山腹の崩壊とか、崩落とか、それから見えるところでは小立岩の向かいの山の崩落なんかが、本当に顕著にわかるわけなんですけれども、あそこの

地区でも大雨なんかが降りますと、かなり伊南川沿いの地区で雨が降らなくても、あそこで降ると濁ってくるんですよ。そうすると、やはり魚の生息とか何かに影響があると、そういうことも言われていますものですから、そういう対策も強く県のほうに要望しながら、一層進めていったらどうかと、こう考えるわけでございます。そういうわけですので、町も真剣にその辺は取り組んでいただきたいと、こう思います。

それから、これは町がやっていただくというような考えは先ほど言われましたから、それはそれでいいんですが、2つ目です。一番気になるのはここなんです。川が以前は私らが小さいころ、子供たちが、今はプールがありますから、むしろ、川は危険だというような認識があるというか、そういうことで近づきにくなっている。むしろ、都会から来た子供たちのほうが周りの人たちと一緒に遊んでいるというような風景をよく見かけるんですけれども、やはり地元の子供たちも親しめるような川づくりが必要じゃないかと、そう考えます。

そこで、阿賀川沿いには、何カ所か河川敷を利用したびわのかげのような公園がありますけれども、あれはちょっと趣旨が違うと思うんですね。川に親しむというよりも、河川を利用した公園的なもの、そうじゃなくて、実際に水辺まで行って遊べるような川の整備というものが必要じゃないかなと思うわけです。伊南川沿いなんかでは、階段とかそういうのを設置しまして、河辺まで行けるようにはなっていますけれども、足腰の丈夫な人は行けますけれども、車いすとか、小さな子供たちが行くにはちょっと不自由だと、そういうような点で、実際に川に行ってメダカをとったり、小さな魚をとったり、水辺で遊んだり、そういう川の整備が必要ではないかなと。これは、地区の要望と、町から挙げていけば県はやると言っているんです。

ですから、実際にできているところは、またいろいろあるでしょうけれども、できてないところがどういうところであって、そういう可能なところであれば、ユビソヤナギの件もありますけれども、そういうのを整備して、整地して、そこまで車で行って、そこで夏の日陰なんか、そういうところで家族みんなで休めるとか、そういうような場所の整備なんかも必要ではないかと、そうすれば観光客も車で行って、そういうところに行って楽しめる、そういう川の整備をされたらどうかと思いますけれども、その点について、もう一度、町長、答弁をお願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほど危険箇所の話もありましたので、このことについても、ちょっと触れておきたいと思いますが、多分、先ほど建設課長が言ったのは、現在、この場所にはそういう危険箇所の状況

の把握のデータはないという意味であって、これは、管理者である県はきちっと持っています。そして、それは町でも真剣にといいますか、真剣にやっていますから、それは、地域連携室というのがございます。

したがいまして、これまでは河川は建設事務所、それから農地は農林事務所ということの垣根を越えて、それぞれの集落の人たちが生活で困っているもの、あるいは危険を感じているもの、こういったものについては、それぞれの部署を越えて、しかも町が中心となって、その対応をしていこうと、こういう仕組みになっていますので、ただ、データの資料とか何かというのは、管理者である県が基本的に管理をしておりますから、それは、逐次こちらのほうから要望を出すなり、打ち合わせをするなりして入手することはできます。

したがいまして、その問題の箇所についての把握は、十分に私は管理者として県が掌握している、こう理解しておりますし、その箇所が当町に関するものについては、当然私のほうにもお知らせ情報が入っていますので、そのことについては、今後、いわゆる河川なり、それから農地なり、その領域ごとにリストをつくっておくと、こういうことは今後必要だと思っております。

それから、水産資源の確保の関係ですね、坪入山については、既に国有林なんですね。国有林がもう調査に入って工事の計画まで進んでいます。私も国有林であるので、きちっとお願いに行ってまいりました。そして、地元の小立岩のあるいは大原の方たちも一緒にそれは要望していますし、要望が現在通って、前山については調査が済んで工事に入っています。ですから、これらについては、しっかり私は真剣に町は対応していると、こんな認識を持っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、親水に関するお話ですが、これも、これまでのお話の中でもありましたけれども、すべて町が何か河川の調査をして、河川の親水の箇所を選んで、そこに何かをするというものではなくて、実は館岩の漁協ではもう既に始めています。そして、その館岩の漁協の計画書が出てきた時点で、私のほうでは大変いいことだということで、助成金もそこにお上げをしておりますし、今後、親水をするためのいわゆる河川に入る道づくり、こういったものが必要になってくれば、これはまた県と協議をして、河川管理者と協議をしてやっていこうということで、いわゆる現場で暮らす人が、こうあったらいいねという提案がやはり私は基本的にあっていいのではないだろうかと、そういうことを全体的に今度町は見て、ここにやるならこちらのほうもいいんじゃないか、あるいは危険性はないのか、どうだろう、こういう総合的な判断を町はしていくべき、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 私はちょっと地域が主体的になるということそのものが、やはり町が呼び水をやる、そういうことも大事だと、そういう意味なんですよ。だから、町が主体的にやれとか、そういうことじゃなくて、地域と話し合いながら、町がそういう誘導をしたらどうですか、そういう意味なんです。当然、地区が要望しないことを上からやりますなんて言っても、なかなかこれは地域の事情もあるでしょうし、それはそれで協力してやると、そういうことが大事だと思って、そういう意味合いで言いました。

県は、地区から挙がってきたことを町を通して言ってくださいと言っているんです。ですから、当然地区の人たちが自主的にやるということが大事な要素だということはわかりますけれども、そういう呼び水をやるのもやはり町の一つの仕事ではないかなと、私はこう言って言いました。ですから、その点、町としてその地区のその状況を把握したらどうかというの、そういう意味ですので、どうかその辺は誤解のないようにお願いします。

それから、この河川の利用の中でいろいろ見てみますと、最近、私も実際現場は見えてないんですけども、カヌーなんかで下った形跡も、そういうものもあるみたいですね。ですから、みんな伊南川の見方なんかは、むしろそういう都会の人たちというのかな、そういう利用の仕方は逆に先行しているというか、そういう部分があるものですから、そういう意味でもっと入りやすい、車で行ってカヌーでも何でもつけられるようなそういう河川の整備がやはり必要ではないかなと、そう思います。

それから、もう一つ、これはちょっと館岩地区の例なんですけれども、館岩地区には館岩川に乗り込みの道路があったんですよ。何なのかなと思ったら、火災のときの防火水槽になるわけですね。川に入れて、そこから消火するんだと、それは、地区内の中の水源がうまく確保できないから、一つの方法としてそういうこともやっていると。あるいは、他の地区でもそういう箇所があれば、そういう利用の方法もあるんじゃないか、ですから、冬場はちょっといろいろ問題があるかもしれませんが、防火水槽をあちこちそういうつくることも大事ですけども、そういう地域の調査をされて、そういう道路の計画もされたらどうかなと、あわせて、そしたら効果的じゃないかなと、そう考えます。

それから、あともう一つ、今いろいろ河川の出入り口がストレートに入れなくても、入り口なんかには駐車場の整備、あるところもあるんですが、やはりそういう箇所にも余地を見つけて、駐車場とかそういう整備もされたらどうかなと思います。特に、蛇岩の辺なんかされていますけれども、やはりあそこも本当に急ながけがあるんで、その反対側からもまた見られるような、

反対側もまた乗り入れ可能なような状況になっているんです。ですから、そういう箇所の調査もされて、そして、地区と話し合いながら、町がやはりそういうリードをしなければならない部分もあると思うので、そういう点をされたらどうかと、こう考えます。

ユビソヤナギの件です。これは、結構あるんですよ、2,000本という調査、本数、約2,000本と今、町長言われましたけれども、調べればそんなもんかなと私は思って聞きましたけれども、実は、実際どういうものかという、わかりやすく言うと、大経木になるようなのがユビソヤナギらしいんです。細く出るのはネコヤナギとかそういうヤナギらしいんですが、でも、これ、昔は結構まないたとか何かで使っていたから、結構切ったのかもしれませんが、今はもう川の中に放置されているんです。ですから、実際洪水の原因にも、流木なんかが来て、川の流れが変わったときに堤防の低いところに水がどっと来る可能性が現実あるんです。ですから、これは、県のほうにきちんと要望して、絶滅危惧種はわかっていますけれども、そういう整備をされるような要望をされたら、先ほどのあれじゃないけれども、地区の話も聞き入れながら、そうされたいかがかと思うんですが、その点について答弁をお願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

1つ誘導というお話があった、誘導は私はしていると思っているんですね。これほど誘導している自治体はあるだろうと思うぐらい誘導しています。それは、支所は支所中心に、本庁は本庁中心に発展支援事業の説明、それから新しい制度についても説明をする、あるいはまた財政係までその説明会に行って、こういう理由立て、こういうことであれば、暮らしに直結する、そういうものについては、提案をどしどししていただきたい。ただ、その思いを話すだけで私はいいと思うんですよ、地域の人たちは。その思いを形にしていくものが、いわゆる私たちの仕事だと思いますから、そういう意味では地域協議会を含めて、この誘導の作業は南会津町は、かなり私は評価されていると、こういうふうに認識をしております。

それから、防火水槽についてですが、これも、やはり先ほど議員がおっしゃったように水利の実態を一番よく知っている方々から、ご提案をいただければその時点で現地に入ります。入りながら、さらに先ほど申し上げたように、例えばここの防火水槽としての道をつくった場合に、危険性がどれほど予想されるのかとか、例えば2、3日前にさいたま自然の家の子供が行方不明になりました。そういうところまで、やはり子供たちが交流をするときには考えなければなりません。そういうことも全体的に考えて、町はその対策なり事業の推進をすると、こういうことで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、ユビソヤナギについては、これは私が得た情報では、只見の実際にマーカーをして、調査をされた方から直接お話を聞いたので、2,000本という数字は、私としては非常に信頼性の高い数字だろうと、こういうふうに思っております。そんな中で、彼らの話ですと、ここについては、余り人工的に手を加えてほしくないんだと、こういう意見でありました。しかし、議員がおっしゃるようにそれが水害の原因になったりすることは、これはやはり避けなければなりませんから、この実態調査については、今後しっかりと県のほうに上げて対応を進めていきたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 ユビソヤナギの件は、実は地区からもあのヤナギどうにかできないかと、そういう話があるんです。確かに、河川敷、河川も一時広くした部分があったり、そのままだったりで河川の整備もいろいろな地区があるんですね、特に伊南川沿いですけれども。そうしますと、ところによっては広がっている、そういう中にヤナギが本当にはびこってしまっているの、対岸も見えなければ川面も見えない、中に入るのも大変だと、アユ釣り客が来ても、魚を入れる缶を持ったり、いろいろな道具を持ったりして川まで行くのが大変だと。ですから、せっかく釣り客を呼んだり、観光客を呼んだりするのにその整備がされないと、来たはいいけれども、現場に行きにくいんだと、楽しみにくいだと、そういう声もありますので、ぜひともこれは県のほうと協議しながら進めていただきたい、そう思うわけです。

それから、魚の生態ですけれども、阿賀川にも伊南川にも舘岩川にも、農業用水を取水するために堰堤というものがあるんですね。その堰堤があるがために魚の往来ができない、上流、下流の。大きな魚はできるみたいなんですけれども、現実には魚はいないわけではないんだと。ところが、小さな魚、これが洪水とか何かで下流に押し流されてしまうと上流に行きようがないんだと。ですから、堰堤を改修して魚道をつくったらどうかという話もあるんです。そういうそれに対しての考えをお伺いしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

まず、ユビソヤナギの件につきましては、そういう地元からの声があるとすれば、ぜひ只見町を中心とした調査をした方々ともう一回懇談する場を設けながら、今後、その対応について協議をしていきたいと。

まして、これについては、今、アユ釣りの客というお話もありましたので、漁協の関係者とも話を詰めていきたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、魚の生態として、堰堤あるいは帯工として、これは水害を防ぐあるいは農業用水としてその河川の水を引き込むと、こういう関係で河川に設置した場所がございます。これらについては、具体的に田島地域の話をししますと、長野向かいのところに帯工があつて、倉檜堰という取水口がございますが、この帯工があることで魚の往来がない、非常に砂利が堆積をして、いわゆる本流さえなくなっている、こういう話が東部漁協のほうから、私どものほうに要望がありましたので、私のほうと下郷町のほうで協議をさせていただいて、漁協も含めて県のほうに帯工を撤去するという方法をできないだろうか、こういう話を今進めております。それで、今現在のところ、倉檜堰に引き込む湧水といいますか、農業用水用の堰が、今度はこちらのほうは農業関係なものですから、その調整ができれば可能性はあると。前向きに今県のほうで検討をさせてもらっております。

それから、魚道の話であります。魚道も、これも人間がつくった魚道というのは、なかなか漁協の人たちにすると十分でないと、こういうふうな話もあるんですね。ですから、災害を考えながら、しかも自然な河川の状態がどうあるべきなのか。

そしてまた、その河川から生活に取水をする、そういう立場からも物を考えていかなければいかん、いずれにいたしましても、一度つくったらそれで終わりではないという観点から、大事な河川、いわゆる水産資源を今後交流の事業に役立てていくという意味では、大事な課題だと思いますので積極的に取り組んでいきたいと、こう思っております。

○渡部康吉議長　９番、大宅宗吉君。

○９番　大宅宗吉議員　いろいろ質問させていただきましたけれども、やはり川を一番地元の人が使いやすい川にするということが南会津町を訪れた人もやはり使いやすくなると、そういうことですので、県のほうも車で乗り入れるような道路が必要であれば県はやります。それは、地域からの要望が必要です。こういうことでありますので、ぜひ地域の人たちと話し合いを持ちまして、町を通してそういう要望を実現させていきたいと、いかれたいと思いますので、よろしく願います。

河川の持つ役割は、人々の生活にとってとても大切なものです。時には災害を招くことがありますけれども、川を通じて環境の保全や地域づくり、そして地区の観光資源として利活用し、また、源流としてきれいな水を下流に供給する義務があります。そういうわけで、先ほど下水道というか、生活雑廃水のお話もされましたけれども、その点になお留意されまして、源流の町として責任のある川への触れ合いの仕方をしていかなければならないと考えますので、今後とも一層の努力をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございます。

○渡部康吉議長 以上で、9番、大宅宗吉君の一般質問を終わります。



◇ 星 光 久 議員

○渡部康吉議長 次に、7番、星光久君の登壇を許します。

7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 おはようございます。

今度の質問については前回と全く同じと、そういうことで、なかなかやはり先に進まないものだから、再度、質問したいと思いますので、よろしくお願いします。

今度の分も含めて3つなんですが、今、すぐにも問題になっている、けさ来るときも猿が出たから早く来てくれなんて言われて、猿が出たといったって、今議会から行かれないと言ったら、議会をすぐ終わらせて来いなんて言われてしまって、これはやめられないから、そういうことで、本当に切実な願いというか、6番議員のうちなんかは、毎日毎日猿に逆にねらっているような形で、母ちゃんも父ちゃんも謝ってるなんていうような形で、毎日猿退治やっているんだけど、何とも減らないというか、逆にふえていくぐらいの格好でないかなと、こう思うんだけど、そういうことで捕獲隊も毎週毎週、8週ぐらい毎週やっているんだけど、なかなかやはり早くて、向こうからねらっているような形で、行くと逃げていくし、区の人たちは、何だ今ごろいないとき来てなんて怒られてくるのが精いっぱいというような現状であります。そういうことで、町としても対策は相当しているんだけど、かなりやはり難しいというか、そういうことで、やはりおりでとるのが一番いいのではないかなと思っているんだけど、今、町でもおりを備えつけて、結構ちょっとずつは入っているんだけど、ふえるのには追いつかないというような流れが本当ではないかと思う。

そういうことで、やはり各地区に1つぐらいずつおりをつくらないと、本当に難しい問題だなと思っているんだけど、それも、福島あたりだと10匹ぐらい入ると戸が閉まるようなおりもあるし、田島方で使っているのは小さいのだけど、1匹入ると落ちたり、一緒に仲間をいっとせ、また2、3匹かかったり、そういうような型だけでも、だれかもし発明を、こういうことをしたらいいのではないかなというような発明があったら、ぜひ教えてもらいたいなと、こう思っているわけです。そういうことで、今はこれ中身出したものだから、このとおり読み

ますが、猿やクマによる農産物などの被害が非常に多く、例年にも漏れなく発生しております。今後、どのように対応されるのか、我々も含めて、その手段等について伺いたいと思います。よろしくお願いします。

それから、2つ目、国民年金の問題、前回も出したんですが、60歳にならないとこういうねんきん特別便というのが、たしか来ないと、これによって、あっているか、あっていないかという、この中の文句もいいんだよな、あなた様の年金加入記録をお届けします。漏れや間違いがあるかもしれませんなんて、あるかもしれませんでなくて、漏れや間違いばかりなんだ。そういうことで、悩んでいる人はそこなんです。

本当にやはり年寄りの人も含めて、おれも、社会保険庁へ押しかけて3回ばかり行ってきたけれども、どういう対応をするかという、そうしたら、おれは10時ごろ行ったら、70番の受け付け、そして、いざ、どういうことですかと言うから、受け付けして順番来たから、あれしたら、こういうことです、それはおまえのことかよなんて言われて、おれのことでないけれども、そうしたら受け付けはだめですからと言われて、いろんな書類が中に入っているのをもらってきたけれども、そういうことで、普通5時間待って二、三分の対応、これ、わからない人が行くんだから、証明を持ってこい、本当に記録があるんだったら領収書を持ってこい、そういう形で領収書か証明がないとだめ。それでごせやげで帰ってきた人が、何をするんだろうな、こういう特別便が来たけれども、社会保険庁へ行ってもだめだと、それならということで、特別便の電話案内に電話すると慰めに回答欄にそこに働いていましたと書いて出してみなさいと、そうするとすぐ返ってくるんですかと言うと、少なくとも何十万件あるから、3、4年はかかるだろうと、その話、それが、大体気休め。社会保険庁へ直接行くと、何ていうか、証明がないと本当に受け付けにならない、おれも、これ、委任状を持っていったんだけど、委任状だけでは証明がないからと、単なる用足しに行っただめ。そういうことで1日200人ぐらい若松の保険庁でいるそうなんです、大体四、五時間待って、わからないから行くんだから、二、三分で終わって、また来て悩んで何しようかという、広報が出てから、27件ばかり相談があったけれども、そういうことで、気休めぐらいにはなったけれども、何の解決にもならないのが、これ、現状で、本当に60歳にならないうち、ちゃんとやはり職場、もらったらきちんと証明をもらっておかないと、後になってからではだめだから、田島でも相当ないところあるから、そういうことでだめだ、本当に大変だ。

そういうことで、町にお願いしたいのは、そういうことも含めて、相談者がいっぱい来るから、この前も町長から丁寧に受給者の身になって、相談に応じますというような形であるんで

すが、本当に各自治体では、各自治体までいかない、自治体によっては機械を入れたり、基礎番号制で出てくるような機械を設置して、相談に応じているような自治体もありますので、その辺も含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、3つ目、荒海中学校の、また同じあれしかないなんて言われるんだけれども、今度は何とか解決をしたいなと思ひて本当にここに立ったんだけれども、なかなかこれまた難しいのではと思ひているんだけれども、これについては、広報に出ている監査委員からも指摘があつて、法的な手段によつて解決したらいいではないかというような指摘もございますので、その辺も含めて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、演壇から終わります。よろしくお願ひします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 7番、星光久議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、猿やクマなどの被害に対する対策についてのおただしがございましたが、猿やクマなどについては、農作物への被害は生産量の減少ばかりでなくて、生産者の生産意欲の低下を招くなど本町の農業振興あるいは生きがいを図る上で大変大きな問題であると、このように認識をしております。

主な対策といたしましては、これまでは捕獲を中心に行つてまいりましたが、許可が下りるまでに時間を要するなどなかなか思うような効果が得られなかったのが現状でありますので、年間を通して、猿の個体数を調整できるニホンザル保護管理計画を昨年11月に策定いたしました。本年度も4月から計画的な捕獲をお願いしているところでございます。

また、猿被害防止対策につきましては、捕獲だけではなくて、地域的な取り組みによる対策が大変重要であることから、地域や個人が行う具体的な対策の支援として、猿被害防止対策に係る補助制度を新たに創設し、これまで4地域において、猿被害防止対策会議を開催し、本制度の周知を図っているところでございます。

さらには、地域的な取り組みを行うモデル地区として3地区を設定し、追い払い対策の組織づくりや防護さくの設定などの複合的な具体策を展開するためそれぞれの地区と協議を重ねているところでございます。

また、猿被害防止対策は地区住民の方々の共通認識を形成し、組織的な取り組みを実践していくことが重要でありますので、この6月24日には西部地区において、専門家を招いての講習会を開催することとしております。

一方、クマなどに対する被害防止対策といたしましては、今後も捕獲を中心とした対策とな

ることから、今年度においては有害鳥獣捕獲隊に対する支援の強化を図るとともに地区単位における取り組みの強化と捕獲隊との連携を進め、町による支援が有効に機能する体制を整え、きめ細やかな対応を展開してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、国民年金の支給に関する相談件数と未解決の件数についてのおたがございました。12番議員にお答えをいたしましたとおり、3月から5月までに町が窓口及び電話で受けた国民年金に関する相談は、約720件であります。このうち納付記録や厚生年金加入期間等に関する相談、問い合わせなど町で対応できない内容については、その都度、会津若松社会保険事務所に問い合わせをして解決をしてまいりました。

また、内容が複雑な相談につきましては、会津若松社会保険事務所の相談窓口や会津田島ふれあいステーションプラザにおける出張相談を紹介するなどしております。

したがいまして、社会保険事務所での未解決の件数は、把握しておりませんが、本町窓口における未解決の相談はございません。

以上、町長に求められました答弁とさせていただきますが、具体的事項につきましては、担当課長に答弁させますので、よろしく願いをしたいと思います。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 私からは、荒海中学校用地問題についてお答えします。

荒海中学校用地問題に関しまして、最終決断をというおたがでございますが、以前にも答弁申し上げましたが、相手方が主張する総体的な土地問題の解決から、学校用地問題を切り離して解決することで交渉を進めてまいりました。しかし、これまで相手方の気持ちを酌みながら真摯に交渉を重ねてまいりましたが、肝心な点になると以前からの主張に逆戻りし、他の土地間を含めた話になってしまうという繰り返しであり、交渉に前進が期待できないと判断せざるを得ない局面となりつつあります。

したがいまして、解決の方法として、今後話し合いのほかに法的手段への方法を検討し、混乱の少ない解決策を見出していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

以上、具体的事項につきましては、担当課長から答弁させますので、よろしくお願いします。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 今、町長からクマと国民年金事情の前回もあったんですが、どういう質問になるか、これ、わからないんだけど、整備の件でいくと、藤生地区と小塩地区、幅50メートルぐらいで森林組合に委託したか何だか、どういう事業の内容かわからないけれども、

結構が一つと道端のわきにずっと結構長くなってきれいに整備された、そこに出るか出ないか、まだきれいだから、出ないか出るかはわからないんだけど、その分については、今、声を聞けないから、出たという声が、小塩とあれで、別なところでは。小塩と藤生、同じ場所なんだけれども、やはり来ないところ、来たところ畑がないから出ないのか、わからないけれども、そういうことで、その部分がやはり出てないみたいな、ずっと歩いての傾向なんです。そういうことで、あの整備事業、聞いてみたら、後やめるみたいなことを聞いたんだけど、本当にやめてしまうんですか、町長でないとわからない、そういうことで、農林課長あたりのほうがわかるか何だかわからないですが、どういう事業だったのか、やはりあれは続けてもらいたい一つの事業ではないかなと、雇用にもなるし、やはり整備もできるし、非常にみんな喜んでいてというか、そういうことで、ひとつよろしくをお願いします。

○渡部康吉議長 農林課長。

○角田 厚農林課長 答えいたします。

ただいまの議員のおただしの件でございますが、森林整備につきましては、今年度の猿の対策に伴います地域の説明会、川衣地区にお伺いしたときにも、そのようなご提案、ご要望が出されました。それで、森林整備をしながら、猿が来ない環境づくりを進めるという観点で、今後につきましても、森林整備、いろいろなメニューがございますが、猿対策という観点だけではなくて、全体的な森林整備事業を活用しながら、それぞれの地区で対応できる事業展開を模索をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

この事業は森林環境税を使わせてもらったんですね。ご存じのように森林環境税をいわゆる地域の実情において採択をするという事業は、第三者委員会でその審査をして決定をするんですね。この第三者委員会が実は、私は県の農林水産部のほうに申し上げているのには、大いに問題ありだと、こういうふうに言っています。それは、なぜかといいますと、こういう事業は継続しないと議員がおただしのように効果が出ないというものがあります。あるいは、ある一定の広さがないとそれもまた効果がないということがあるんですが、十分にそのところは、その申請の段階で伝えてあるはずなんです、なかなかその思いに任せない審査結果になってしまうということもあります。

したがって、今、私のほうでいわゆる道路沿線型の森林整備と林産事業、つまりストッ

クヤードとの関係であります、これを始めました。これをできるだけ今までは森林整備だけで、森林整備した林産資源については現場に置いてきたんですが、その中から利用できるものは極力ストックヤードに運び出そう、そこにも運搬経費の一部を補助をしていこう、こういう仕組みにしましたので、これをもし森林環境税がその後使えないということになれば、町独自でこの政策を進めていきたい。しかし、林野庁が今言った事業に非常に関心を持っていますので、多分、予定では、ことしの秋に私どものほうの様子を見に来るということも言っておられますので、それらとつなげながら、いわゆる国の補助事業になるかならないかわかりませんが、そこまで提案をしていきたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星光久議員 そういうことで、いろいろ工夫はしているんだけど、なかなか大変だと。あと、そっちのほうも続けて、引き続き荒海地区にも、どこでも町内に、そういうところはいっぱいあるから、森林環境税でも何でもいいから、そういうやつでやはり整備していくと、そういう形でやってもらわないと、本当にやはり毎日6番議員のうちへ行くと、毎日ねらえるというんだけど、本当に出た。電線の上から小便引っかけられちゃうぐらいして、そのぐらいやはり猿が賢くなっている、ずるくなっているというか、そして、普通行くとき、ちょいちょい行くけれども、うまく向こうから先にねらって逃げられちゃって、帽子を反対にかぶったり、服を反対に着たりして趣向を変えていくだけで目立って、逃げられちゃうんだけど、そういう形で本当にやはり大変だなと思うんだけど、そういうことで、やはり常日ごろ毎日いつでもとれる体制、おりをもうちょっと町で無理だったら県のほうに要望して、おりの捕獲が一番手っ取り早いというか、受注なんかも、大体中身はわかるんだけど、そういう形で、本当に鉄砲を個人で持って行って、いざ撃とうと思うと、猿のほうは速くて全然撃てない、そして、なおさら今、草が長くて見えないもんだから、そういうことで、おりの箇所を多くする、つける考え、これがあるかないか、よろしく頼みます。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

具体的な例を幾つか挙げていただいて、その被害のひどさというのは私どものほうに十分伝わってまいりました。どうしてもその現場にいないと、その被害の実態を体感できないところがあるんですね。

しかし、私が先ほど申し上げたように、作物のいわゆる収量が減るということも大事なんです、生きがいを持って楽しみにして、いわゆる農地、いわゆる農作物にかかわっている人た

ちがいる、これが強いて言えば健康管理にもつながっているんですね。ですから、このところは中途半端な対応はすべきでないと、こう思いますので、現場の捕獲隊の方々が有効な手段としておりが考えられるということであれば、その方向でぜひ前向きに検討していきますので、具体的にどういうおりで、例えば移動するものでしょうから、移動の便利性とか、そういった機能性のものをぜひご提示いただければありがたいと、こう思っております。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星光久議員 そういうことで、おりについては、今、荒海地区で1つかけているのは、軽自動車につけて、ちょっと持っていけるぐらいの2メートルの1メートルぐらいの猿だと昼時だと10匹でも20匹でも入るんだけど、1匹でかかったり、集団で来て、間違っ  
て二、三匹でかかったり、そういうこともあるからバーに上がると落ちてしまうんだけど、そういうやつは福島あたりだと10匹以上上がらないと、50キロぐらい以上上がらないと落ちないバーもあるそうなんです。福島の人から聞くと、これではちょっと軽いかななんて、言われたんだけど、そういう形でなかなかおりの規格というのが、余りこれだというのはないようで、そういうことで、そこらもやはり工夫の対象。

それで、24日に西部に来ると、今、町長が言ったけれども、それはどういう形の人に来るんだか、ぜひ、これ、聞きに行きたいと思っているし、今、野菜、食の安全と言って、中国野菜は食わないから、おれら一生懸命つくったら、猿にみんな食われてしまえば、それこそ中国どころじゃないなんて騒いでいるんだけど、本当に手当たり次第、もとはジャガイモぐらいしか、今はネギでよし、ニンニクでよし、そしてナスなんかないのは、みんな折っていくの、みんな50匹も100匹も来るから遊んで折るんだな、そういうことで、本当に農家の害というのは、本当に大変な害なものですから、そういうことで、よりよい何かあったら欲しいなということであれしているんですが、その辺ひとつよろしくお願いします。

○渡部康吉議長 農林課長。

○角田 厚農林課長 答えいたします。

6月24日の講習会の件のおただしの件ですが、会場については伊南地域ということで、伊南の支所または会館を予定しております。講師については、福島県の農業総合センターの主任研究員の方をお願いするという段取りで進めているところでございます。時間について、手元に資料を持ってきておりませんので、なお、このことにつきましては、各回覧で出しておりますので、ごらんいただけるかと思いますが、後ほどお知らせさせていただきます。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 猿の件は、余りやっても明快な対策なんていうものもないし、お互いに協力していかななくてはいけないと思うんだけど、そういうことで、町独自で大変だったら、県のほうにも働きかけて、予算をもらうようにして、そういうことで、協働でやったらいいのではないかと思うわけで、そういうことで、猿のほうも、これからは随時研究を含めて、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、年金の問題で、きのう12番議員も年金についてたじだしたんですが、実際、やはり大変だとか、難しい、難しいのは何でだろうと、持っていくんだから、簡単にはいかないと思うんだけど、やはり全然記録のないのは受け付けにならんということで、この前、荒海の人でいたのは、7年間抜けてしまつて、何をしようと思ったって、元勤めているところはないということで行つたんだけど、お払い箱、こういうのは何件もあるわけです。しょうがなく特急便をかけるんだけど、特急便は本当に顔が見えないものだから、電話で、本当の心の気休めとか、回答書をそうやって書いて出してみてくださいと、そういうことで、気が済むだろうぐらゐの回答が入ってくるわけです。

そういうことで、榊添様が、大臣が出した手紙がこういうの書くそつちのてえは60歳超えないと、来ないからわからないんだけど、中身は非常にいい、見て、ところがいざ問題になると一切受け付けをしてくれないと、これが実態なんです。そういうことで、自治体によっては案内も含めて、控えを入れて、基礎番号を入れるとぺらぺらと出るから、その中で質問したり、相談したりして、応じている人もいるという、実際に田島の人何件かあれしたりして、知っている人もいたものだから、田島でも何とか、そういう機械をここに置いて、だれかいなかなというような相談が来たものだから、きのうの12番の人は、特別室をつくつて配置と言つたんだけど、それができなかつたら、何とか機械でも借りて、そういう機械を入れればわかるような対策ができないかと思つているわけなんです。

何しろ役場しか来ないといつたら、社会保険庁へ来いと、それでなければプラザに来いと、月1回来るといふんだけど、社会保険庁も南会津は4月は2回来た、8日と22日、あとは5月、6月、7月は1回ずつ、13日、10日、15日、それから8月、9月、10月は休み、予約がないと行かれないみたいな中身なんだ、行つてきた人が何でだと言つたら、何でだと言つたてしょうがない、そういう日程なんですと言われるのはしょうがないものだから、実際に、我がほうの社会保険庁の現場が忙しくて間に合わないものだから出られないんじゃないかと思つているんだけど、そういうことで、なかなかやはり厳しい状況があるものだから、地元の相談人に、やはり相談してくれないと、相談者というのはほとんど年寄りばかりだから、そ

ういうことですので、何とか手を打ってもらいたいと思っているわけなので、そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

具体的にこうやりますなんていうのは、町としても取り扱っていないから、わからないんだけれども、本当にやはり大変なことで、もう一回、町長、そこら、何とか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

昨日、12番議員のときにもお答えを申し上げましたが、いわゆる国の事務だからということで、そういう事務の流れの中で対応するだけで、十分かと言われるとそうではない。

したがって、内容をよく分析してというお話がありましたので、直ちに分析作業に着手をして、とりあえず年金対策チームの編制をできるかどうか、この辺を十分考えながら、できればそういうチーム編制をして、不安を少しでも解消できるようにしていきたい。とりあえず、私は、今、個人的に私のところに相談を持ち込まれた人もいるので、6月24日、実は休みをとりました。休みをとって一度社会保険事務所のほうの実態を見てこようと、そう思っておりますので、それらの機会に何とか、今、議員がおっしゃったような不安を少しでも解消できるようなサポートといいますか、応対をできるように真剣に取り組みをさせていただきたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 そういうことで、町長もそういうことですので、現場をぜひ見てもらいたいと思います。そういうことで、ぜひ、何らかの対策を打って、町民に安心を与えるということをお願いして、本当に24日、今、言われたように町長だの副町長だのというと、向こうはかしこまって対応して、結果なんてわからないんだけれども、そういうことで、ぜひ本当に真剣に考えてくれと訴えてもらいたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それから、3つ目の荒海地区の中学校の土地問題で、今、答弁なされたんですが、教育長、これ、いつまで、どのぐらいのめどでやりたいと思っていますか、伺います。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 お答えいたします。

先ほど答弁申し上げましたとおり、できる限り早い時期にそういうこと、答弁申し上げたとおり、話し合いのほかの方法、法的手段とかそういったものについても、できるだけ早くいろんな方法を使いまして、ぜひ解決していきたいというつもりでございます。いつまでというようなことについては、きちんと今のところお答えできる段階でございませんので、相手がある

ことですのでご理解ください。

以上です。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 それで、何回も言っていることなんだけれども、やはり大変な中味、これ百も承知しているんですが、そういうことで、一応交渉も毎年毎年少なくなっているような気がするわけ。というのは、おれも何回なんてつけて聞いたわけではないけれども、監査委員の指摘によると、18年は13回だと、19年は3回ということで、頓挫してるわけ。17年度は、町長が本気になって、最初だから行ったのか何だかわからないんだけど、22回行っている、町長、22回。そういうことで、結構20年と落ちてきているものだから、教育長さんに任せてしまったのかなと、こう思っているわけなんだけれども、そういうことで、実質、これ本当に今やらないと、ただ、行って顔合わせをして、怒られて関の山、帰ってくるような状況ではないかと思う。そういうことで、もう一回、いつごろ、目安。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 お答え申し上げます。

ただいま町長が手を引いたんじゃないかみたいなことを言われましたけれども、そうじゃなくて、行くときも、帰ってきてからも、町長さんのアドバイスを受けて、報告をしたりして、そして、その辺はそれまでどおりと同じようにやらせてもらっていますので、その辺をご理解ください。

それから、あともう一度、期日についてということでございますが、やはり先ほど申し上げましたとおり、相手があるものですから、なかなか期日を切ことはできませんので、とにかく先ほどご質問があったとおり、監査委員のほうからも指摘を受けていますので、全力を挙げて取り組んでいきたいと思いますので、そこら辺はご理解ください。よろしくお願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

ただいま教育長がお答えをしたとおりなんですありますが、実は、真剣に本気でこの問題にかかわりを持って解決をしようと思ったときに、私はここまでかかわりを持ってきて、必ずしもその回数ではない、こういうふうに思いました。というのは、相手にも思いといいますか、気持ちがありますから、相手が穏やかな気持ち、あるいは少し解決の糸口をつかもうと思っているときに、こちらの言い分を言うとマイナスになる、これは、これまでやってきた経過で思いました。私もあそこに何回も行きましたけれども、お米をつくっているの、お米はほとんど

そこから買ってきました。そういう関係づくりをしながら、私としては、先ほど混乱のないという教育長答弁がありました。仮に法的手段に訴えた場合でも、こちらの誠意がしっかりと見える、そういう相手に配慮する部分も見える部分まで、私はいろいろと深く考えながらやっていく必要があるだろうと。

しかし、それは、じゃいつまでということになると、非常に先のことです。なかなか見抜けないんですが、そうは言いながらも、やはりその相手方にこの辺がもう限界でしょうと、こういう時期の示し方は、今後、していかなければならないと。それが具体的にいつになるかというのは、実際にかかわりを持っている教育委員会、教育長のほうと十分協議をしながら、今後詰めていくと、こういうことになるかと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星光久議員 この問題、運悪く町長になってから、教育長になってから、当事者だからしょうがないけれども、運が悪いと言えば運が悪いというか、そういうことで、非常に大変だと思います。そういうことで、大変だと思うんだけど、やらなくてはならないのは、やらなくてはならないと思います。それで、町長も、相手に気兼ねをしながら、向こうを怒らせてしまうとだめだからなんていうような態勢でいくとすれば、逆に、犬っ子と同じだ、犬だって、向こうが弱いと見れば強く出るんだし、こっちが強く出れば、犬だってしっぽを巻いて引っ込むんだし、そういうことで、決断というのが教育長、できないもんだから、町長がするしかおれはないと思う。それで、決断の年ではないかなと思うの、時期ではないかなと。

というのは、33年、34年かかっているわけだし、そういうことで、しまいに何もいなくなっちゃう、そんなことになりかねないと思うわけ。そういうことで、教育長は、決断はなかなか難しいだろうから、おれは町長の決断でないかなと思う。そんなに錢も何もかからないと思うの、ちゃんとした売り渡しもあるんだし、きちんとしたやつで、裁判費用をそれじゃおまえが持つかと言ったら、それこそ折れるのではないかなと思うんだけど、そこら辺、その辺の探り、町長何て言ったかな、相手の気持ち。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

議員が、今、ご発言ありましたように三十数年のいわゆる道のりを経てきた、この間にいわゆる当時の町長さんは、法的手段に訴え、一定の結論を得たんですね。しかし、それを執行しなかった、あるいは執行できなかった、こういうこともあるんです。ですから、30年間同じことをしてきたのではなくて、30年間いろんな手を変え、あるいは相手の都合を考え、あるいは

はまた法的な手続をとりながらも執行できなかったと、こういうことですから、ここのところをやはり私の段階で解決することは願っておりますし、また、そういうふうにしたいとも思っておりますが、これまでかかわってきた歴代の町長さん方のいわゆる思いが無にならないようなことも考えていかなければならないと思うんですね。

しかし、そうは言っても、それらの総合的な判断をどこでいつ下すかという問題になると非常に彼一人の問題ではないんですね。そこの広野さんのご家族だけの問題でなくて、親戚とか、あるいは息子さんとか、そういった関係も実はありますので、あるいはまた財産区との関係も出てきますので、ここのところはやはり落ちつき場所といいますか、落ちつき時期というのをしっかりと見きわめなければならない、しかし、それは先送りするつもりは全く私はありませんで、できれば自分の任期の中で、何とか一つの方向性を見つけないか、こう思っているのが、現段階の本音でございます。ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 そこらは本当に三十数年も決まらないでいたから、すぐに決めろと言ったって、大変だろうけれども、町長だって、16年、4年たってんだから、4年、4年たってると、そういうことを考えると、早く決めないと決まらなくなってしまう、40年も過ぎちゃったなんていったら、これ決まらないよ、逆に、40年も土地、売ったって渡すことない、おれはそういうようにやっていくようになってしまいうだろうし、そういうように尾を引かぬように早くやはり決断、来月末で決断するかとか、最低でも10月末で決断するかとか、町長、出ないか、出ませんか、そういうことで。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 町長のほうに決断というお話ございましたけれども、やはり先ほど町長が申し上げましたとおり、いろんなことがございますので、早急に今、いつごろという目安はまだつかないと思います。私も実を言うと、任期がございますので、任期の間に解決したいということで、今まで2年間頑張ってきました。あと、その間、やはり人と人との付き合いという形を私はとってきました。というのは、私は教育長として行くんだけど、交渉に行くんだけど、しかし、横山として、横山恒廣の見地という形でやりましょうやというようなことで、何回に一遍くらいお茶菓子を買っていったり、お茶を持っていったり、そのようなこともして、これまでお付き合いをしていただいて、あるところまでいくといい線までいくんですが、やはりそこが今度、限界がやはり出てくるということで、これまで来たわけで、先ほど申し上げましたようにいろんなことが出てきましたので、もうそろそろとなりつつありますという

ころはそこなんです。ただ、なりつつありますけれども、じゃ一体いつまで、どのようにしろと、するかというようなことになってきますと、相手があつたり、いろんなこれまでの今までのしがらみがございますので、簡単にはいかないということで、その辺については、ご理解いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

今までは、担当領域と、担当部署ということで、これまで交渉したんですが、もし、議員がそこまでおっしゃるのであれば、町長特命で適当な人を選んでお願いをして、一つの決断の道を探ると、こういうこともあるのかもしれないので、そのときにはご協力いただければありがたいと思います。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 そういうことでありますので、早期解決を願うものであります。ということで、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○渡部康吉議長 以上で、7番、星光久君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。昼食休憩といたします。

休憩 午前11時25分

再開 午後 1時00分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

————— ◇ —————

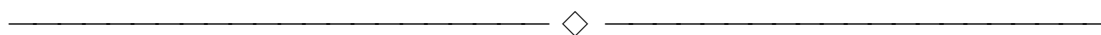
#### ◎発言の申し出

○渡部康吉議長 ここで、農林課長より発言したい旨の申し入れがされておりますので、これを許可します。

農林課長。

○角田 厚農林課長 7 番議員の一般質問の中でおただしのありました猿被害防止対策講習会の件でございますが、6 月 24 日、午後 1 時 30 分から午後 4 時まで、伊南総合支所で開催することといたしております。ご理解をお願いいたします。

○渡部康吉議長 ただいまの説明のとおり、研修会の日時についてご了承願います。



◇ 馬 場 信 作 議 員

○渡部康吉議長 次に、4 番、馬場信作君の登壇を許します。

4 番、馬場信作君。

○4 番 馬場信作議員 4 番、馬場信作です。

通告に従い、一般質問をいたします。

最初の合併については、私もたびたび伺っておるんですが、2 年を経過した現在、合併という大きな事業あるいは時間のかかる事業でございますが、一つの区切りという形で質問して、また、少しずつ形が見えてきたその姿を明らかにしていきたいと思います。

合併による変革は、あるいは改革は、非常に広範囲な事業であります。政治や社会の変革に対応しながら、その都度検証をして成果や課題を町民に明らかにすべきではないかと考え、改めて質問をいたします。

合併も 2 年を経過し、また、特例期間も残り 8 年を切りました。この 2 年間、合併の進捗はどうか。あるいは地域が均衡ある発展をしているのか、また、合併の主要な根拠であった地方分権社会に対応できる財政基盤の確立、効率的な行財政運営による経費削減、行政サービスの向上など合併の効果は本当に期待どおり進んでいるのか、多くの分野に関して、私は検証が必要であると思いますけれども、今回は経費削減を含めた財政問題、それと行政サービスの向上について取り上げてみました。合併初期の段階でも、私は評価や検証を行い、この 2 年間で見えてきた効果やあるいは新たに生じる課題を明らかにして、これから進むべき方向を検討すべきと考え町長にお伺いいたします。

まず最初に、この激動あるいは変動の 2 年間を先頭に立って陣頭指揮、率いてこられました町長としての所感をお伺いいたします。

次に、合併において最も期待された財政効果について伺います。

それぞれ旧 4 町村の厳しい財政事情の中、合併したわけですが、それによる人件費や報酬な

ど各種経費の削減効果があったと思いますが、一体どれだけの効果があったのか、その金額は幾らなのか、合併による経費削減の効果を伺います。

ちなみに、比較するのには16年、19年と書いておきましたが、17、18年が前年度のいろいろな駆け込みがあったでしょうし、あるいは18年度が途中から合併になりましたので、比較するには16年、19年の比較がいいのかなと思います。

次に、基本的な財政問題の次に、住民の生活に密着した行政サービスの向上については、この2年間で一体どうなったか、その評価について伺います。

さらに、合併する前にはいろいろな心配あるいはいろいろな意見がありました。中央が栄えて周辺が寂れるのではないかと、そういう不安や心配、それが本当に解消されたのか、2年目ではそこまではいかないにしろ、あるいはその方向、見出したのが示すことができるのか、それについて、合併前のそれぞれの心配について、ある解決の方向が示すことができたのか、伺います。

次に、モデル事業等の推進体制はということで伺います。

これは、町が県なり国なりにいろいろ提案、申請しました事業が相次いで認可なり、採択されています。これから、その事業のそれぞれの成果を期待いたしますが、その中には、事業の中には、公共交通の活性化及び再生事業について、あるいは子ども農村漁村交流プロジェクトのモデル地域の指定、あるいは教育旅行の誘致もことしも行っております。頑張る地方応援プログラム、国の新しい交付制度に乗って、頑張る地方応援プログラム事業もたくさん提案して、たくさん採択されています。

あるいは、最近の映画撮影に見られた第20回生涯学習フェスティバル事業において、県内で地域事業を開催する2町村のうちの1つに我が南会津町も選定されております。あるいは、県の地域づくり総合支援事業、いわゆるサポート事業、いろいろ内容を変えてサポート事業を行っておりますが、これも各地域で採用、あるいはまだ審査中等と多くの事業が、この町において採択あるいはこれから実施されようとしています。これは、町民の意識あるいは職員の意識、努力もあることと思いますけれども、これから私は町のいろいろな分野の振興、発展に大いに寄与すると期待しております。

そこで、最初の質問ですが、これらの事業が一体どういう分野に、これからどういうふうに関町の振興に貢献するのか、考えをお伺いいたします。

次に、事業を推進して、その成果を得るには地域の住民の協力、参加が必要であり重要と考えます。いろいろな事業がたくさんありますけれども、採択された次の事業の内容、推進体制

について伺います。

1 項目、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づいて認定された事業。

2 項目、3 つの省庁の連携による事業である子ども農村漁村交流プロジェクト事業、これについて、内容及び町の推進体制について伺いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 4 番、馬場信作議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、合併2年の評価と検証に関する1点目の所感についてでございますが、平成20年3月の第1回南会津町議会定例会において、お示しをいたしました町政施政方針のとおりでありますので、ごらんをいただきたいと思います。

次に、第2点目の財政効果についてのおただしでございますが、選挙執行に係る特殊な人件費を除いた全会計の当初予算ベースで比較いたしますと約4億7,500万円、率にいたしまして17.5%の人件費が削減されております。

なお、このうち報酬について申し上げますと約1億200万円で、35.7%の削減となっております。

次に、3点目の行政サービスの向上につきましては、住民の自主的な参加意欲も高まってきており、総じて行政サービスの多様化が図られ、自立を目指す方向性に弾みがつきつつあるものと認識をしております。

次に、4点目の合併による住民不安の解消についてのおただしがございました。総合支援センター設立の過程の中でも検証し続けてまいりましたが、大きな不安の声は届いておりませんので、これまでの取り組みに一定の評価はいただけたものと思っておりますが、今後も現場の暮らしを大事にする考え方を基軸に町政を執行してまいります。

次に、モデル事業等の推進体制に関する1点目、町振興への事業の貢献度についておただしがございました。

当然ながら、私は地域の課題解決のためあるいは都市部では解決できない問題に対処するため国や県、関係機関に対し積極的に事業提案を行っているところであり、今後もこのようなスタイルを維持していく考えでございます。4番議員のおただしにありましたように幾つかの事業につきましても、それぞれの目的は異なりますが、住民サービスの向上や地域経済波及効果等が十分に期待され、ひいては地域課題の解決、町全体の活性化につながるものと確信をし、事業採択へ向けた努力を行ってまいりました。こうした事業の採択や実行は、経済的な効果も

さることながら、職員や関係する地域住民に積極的な姿勢が生まれ、これらの成功体験を積み重ねることによって人材が育ち、さらに、組織の活性化や地域力の向上につながるものと思っています。

次に、2点目、採択された事業の内容と推進体制に関するおただしでございますが、まず、地域公共交通活性化及び再生に関する法律の認定事業につきましては、昨日、17番議員の質問にお答えしたとおりですので、ご理解をいただきたいと思います。

また、子ども農村漁村交流プロジェクトにつきましては、一般行政報告書でもお知らせをいたしました。が、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などをはぐくみ力強い子供の成長を支える教育活動として、全国の小学5年生を対象に農村漁村での長期宿泊体験活動を行うものであります。本町は、体制整備方受け入れモデル地域として指定を受け、今後は南会津農村生活体験推進協議会を中心に関係団体の連携を強化しながら、受け入れ体制の充実を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長に答弁させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 さきの行政報告の中で所感は述べてあるということですが、町長の活動を見ていると本当に町内、広い地域を小さな集まりから、それこそ大きなイベントまで走り回っておられるんですが、その中で、やはりいろいろな地域性を感じられることもあると思います。あるいは本当に地理的要因もあります。そういうことで、本当に広い町となった今、そこで行政というものは、やはり本当に大変かなとは思いますが、一番、私は本当にすみずみまで出るの町長かなと思いましたので、あえて所感ということで聞いたんですが、もう一度、その辺、いろいろな会合、小さな会合、あるいはイベントに、新たな地域地域のイベント、そういうものに参加あるいはそこでいろいろあいさつしたりしていると思いますが、そういうところから感じる町の何ていいますか、合併した広い町の所感というものを伺います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

実は、町長がみずから合併旧4町村の集落あるいは団体等に出向いていっていると、これは必ずしも私は望ましい形ではないんだろうと思います。それぞれ総合支所がありますし、そういう意味では、総合支所に配属された職員が適時適切に地域の実態に合わせたいわゆる現場の

声を吸い上げながら、その地域の解決すべき課題に取り組んでいくと、こういう姿が望ましいんだと思うんですが、たまたまだ2年を経過して、そんな中で、これまで合併と関係するものばかりではありませんが、これまで縦割り行政の中で、つくり上げてきた仕組みのその仕組みのルールをただ歩むだけの職員の考え方ではいけない、ですから、私は先ほど申し上げたように当面町長がそういう行動パターンをとりますが、行く行くはそうではない形にしていくべきだろう、その中心となるのが、総合支援センターということになってくるんだらうと、こういうふうに思っております。

その上で回ってみてどうかというおただしですが、私なりに感じていることは、地域の言ってみれば風土といいますか、いわゆる地域がずっとつくり上げてきた風土の違いというのは感じます。どことは申しませんが、みずから何かをしようという意欲の高いところ、しかし、今もってまだ役場にさえ言えばいいんだと、こういう思いを持っているところ、この違いは大変大きいなと、こう感じております。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 ぜひそういう感じられた中で、これからの合併は先の長い道でございます。それがぜひいい方向にまたいくように、いろいろな政策なり、またいろいろな事業が出てくるのかとも思いますし、ぜひ、早く合併という長期間ですが、一体性なり、公平性なり、そういうものができるようにまた努力を、ここであえてお願いしておきます。

次、財政効果についてです。4億円、そのうち人件費とかありましたけれども、これは、この効果というのは、一番合併によって期待された金銭的な意味では、直接的な目に見える効果なんです、これが、合併特例による算定外ということで、特例の10年間あるいは緩和措置を含めたのを入れると15年ということになるかもしれませんが、旧町村の時代のその算定をそのまま算定外ということで持ってきて、いきなり一本算定はしないというその特例による効果があると思うんですが、今の話は交付金ですね、交付金額の話ですが、昨年、交付がこの金額であると、4億円であります。片や今度交付金のほうも、国から来る交付金も一本算定ではなくて、算定外ということで、旧町村時代の交付金がほぼ、ほぼという意味はいろいろありますが、来ると。経費は削減できる、片や交付金、交付税も、地方交付税もまだ一本算定になる前の特例期間ですから、多目に来るという言い方ですか。削減の金額はわかったんですが、そこで、交付金、交付税、地方交付税、これのちょっと違いを教えてほしいんですが、担当課長で結構ですが、今現在2カ所に分かれている金額ともしも一本査定、15年後なり、緩和措置が終わった15年後にはそうなるんですが、この場合、今現在ですね、一本査定の場合、金額と今現在の

実際の交付額の差は、どのくらいになるのか教えてください。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

普通交付税のお話だと思いますので、平成20年度におきましては、まだ算定されておりませんので、平成19年度の数値で申し上げさせていただきますと、まず、一本算定の額でございますが、49億2,845万9,000円という数字でございます。これに対しまして、合併算定外の特例での算定でございますが、58億3,082万1,000円ということでございまして、この差につきましては、約9億円ほど交付税のほうで合併による算定外に伴いまして、一定程度の優遇措置を受けているということでございます。

以上です。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 これが、いわゆる合併特例による、算定外による約10億ですね。片や人件費と報酬等を含めた経費削減の効果も4億以上あると、合併という多少痛みはあるにしろ、この財政優遇といいますか、効果を得るための合併でもあったわけですが、この金はどこに行ったのかと、別に色はついていませんから、我々議員も1年間の特例から今回は22人になりました。9,000万近い削減がされたわけですが、そういう削減した効果が、町の行政施策にどこにいったのか、まだこれは一概には借金の返済もあるでしょうし、基金の積み立てもあります。この辺の削減効果、あるいは交付税の増額効果というのは、どのように町の行政に生かされているのかお伺いします。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

先ほど交付税の部分で9億円相当が合併に伴って優遇されているというようなお話をしましたが、実は、この9億円という数字を基本的には、合併する前の旧4町村単位の交付税の額を保障するというところでございますので、基本的に合併に伴ってふえている金額ではないんですね。経過しますと、合併算定外に伴っての優遇措置はあるものの平成16年度の4町村の普通交付税の額、それと比較しますと、実は少しずつではありますが、若干落ちてはいるんですね。

したがって、この9億円がふえたということではございませんので、その辺はご理解いただきたいと、このように思います。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 ふえた、確かにね、いずれいわゆる一本査定になるわけですね、10年

後ないし緩和措置した15年後、それに向かってこの差額というのは、だんだん差額の差が小さくなってくると思いますが、しかし、有利な合併特例の期間中にこの今の財政基盤をしっかりとつくり上げるというのが、この特例期間だと思います。

あるいはまたそれによって、優遇された普通交付税がふえた、そして経費も削減されたという、そういう合併による効果をいかに今度政策面あるいは住民サービスを含めたところに生かすかという、私はそれが残りあと8年、8年を切った特例期間に私は重要な課題だと思いますが、こういういろいろ借金の返済、やることはいっぱいあると思います。あるいは今回も防災無線の整備、それから統合保育所の整備、あるいは高速情報網の整備等々あるのかなと、それが答弁になってしまうとあれなんです、一応、こういう合併特例による財源をこれからもういう方向に使っていくのか、改めてお伺いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

ただいま総務課長から答弁をしましたように交付税全体は減っているんです。それで、それぞれの4つの地域がこれまでに行政サービスをしてきたこと。あるいは行政が主体となって地域の経済の底上げをしていこうと、そういう課題に向かって、どうしても削減できない経費があるわけですね。それを当面担保しようと、それが特例算定ですから、そこで結局合併算定替、そのほかに合併補助金というのがございます。さらには合併特例債というのもあります。これらをもって防災行政無線とか、今、4町村が横並びになっていないものについて、少し起債も起こしながら整備していこうと、こういうことでやっているわけですね。

議員おただしのようにこの合併特例期間中にいわゆる将来の負担をいかに軽減するか、いわゆる行政経費を少なく、そして行政サービスは低下しないように、ここのところをここの中でしっかりと構築していかなければならない、そのときにどちらかというと、今までやっていたから、それもやれということになると、じゃそのことが将来のいわゆる合併特例期間が終わった後の自治体の財政運営や行政サービスの低下に影響しないのかと、ここのところが、実は私たちの思案のしどころですね。ですから、議員おただしのようにこれは絶えず1年ごとに検証しながら、当面、合併した後のいわゆる公債が大変多いので、何とかこれを減らして、負担軽減をしていこうというのが現在の姿勢であります。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 まだまだ県内における我が町の各種財政指数というものは、悪いほうで言う下位ですね、下位のほうに本当に位置づけられています。これは、もともと合併したそ

れぞれ旧町村、財政事情がありましたから、これは、そのとおりなんです、それを改善しようという今の答弁なんです、当然そういうまず基盤確立ですね、財政基盤の安定を確立するというのがむしろこの合併によるいろいろな特例、恩恵といいますか、財源的な恩恵は使うべきだと思います。

その中に、毎年検証していかなければならないという答弁もあったわけですが、私はこれを町民にいろいろなある意味では、また負担を求めたりした上での財政基盤の確立、この特例を利用した財政基盤の確立等々いろいろな方法があると思います。そういうものを含めて、合併の2年間になるのか、何年間になるのか、途中経過報告なり、その成果とあるいは新たな課題も、国の政治が変わったり、制度が変わったり、合併協議会、協定当時とは、どんどん日がわりとは言いませんが変わっています。そういうことで新たな課題と言えます、そういうものを含めた明らかにするような報告といいますか、報告書といいますか、そういうのを町民に示す機会といいますか、文書といいますか、あったほうがいいと思いますが、お伺いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

町民にその経緯をお示しをするということは、大変重要なことだと思います。その方法については、きのうからご質問ありますように限られた職員の定数の中で、しかもさらに定数削減をしていかなければならない、そういういわゆる職員の加重負担、こういうことも十分配慮しますと、これまでであるいわゆる広報みなみあいづ等でできるだけ簡潔な内容でお示しをします。今、そのほかに各集落等で新しい事業あるいは新しい制度等があったときに、財政係が同伴します。財政係のほうで現在取り組んでいる行財政の再建の取り組み状況、あるいは質問があれば質問に答えると、こういう形で両方立てて進めておりますので、こんな形でこれからも住民への周知は図っていききたい、こう思っております。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 方法論はいろいろありますが、ぜひその合併当初、合併のスタート地点よりも世の中、財政にしろ、あとはいろいろな各種サービスにしろ、情勢、政治も含めて変わっています。そういうのをぜひ町民に理解できるような報告形態をよろしくお願いしたいと思います。

あとは、別に合併をしたからこれで万歳、終わりではないですね。また、新たなさっき言いました無線整備なり、新たな固定経費といいますか、行政経費もかかってきます。これは、ますます行政経費というのは、基本的には私はふえると思います。それだけいろいろな設備投資

すれば維持管理等を含めて。したがって、行政改革というのはある意味じゃ永遠のテーマかなと。合併したら終わり、そこで特例期間だけの効果だけで終わらないような、これから必要だと思います、将来に向かって。その中で私は合併というのは、基本的にこれだけ広いいろいろな地域性、地域差、地理的にも、気候的にも、例えば雪とか降りましてもあります。

でも、やはり同じ町、町民ということで一体性あるいは公平性というのは、すべて同一かなと、電話料金も電気料金も同じですね。ただ、これだけ雪を含めまして、いろいろな地理的要因で生活の差なり、サービスの差といいますか、生活の差がある場合、公共料金とか、何かにそこにやはりひとつの二重料金という言い方はちょっとあれなんですけど、地域によって、いろいろ公共料金も違っていいのかなと。町で言えば過疎法という同じ交付税でも、過疎に優遇したそういう制度があります。県にしても、今ついていますね、自動車税にしたって雪が多いからということで、特例的なものがあります。

町の場合は、そういうこれだけ広い場合は、この辺は考え方によりますが、公共料金、今、水道料金も統一の方向で5年間ということで少しずつ改正されています。健康保険税も統一して3年目に入りました。そういう中で、何か広い町の中の一体性、公平性を保ちつつ、しかし、その配慮、限界集落とか、言葉は好きじゃありませんが、私からすれば支援を要する集落ですね、そういうものに何かしら差をつけるという言い方は、二重料金とか、そういうのがこれから合併の中でいろいろ私は見えてきたと思うんですよ。そういうものを私は最小限何かしらできないのか調べてみますと、県内でも合併してない町村ですから、合併関係でやる二重料金ってありますね、しばらくの間の暫定期間、そういう意味じゃなくて、合併しない町村でも何か水道料金、やはり簡易水道と普通水道ですか、水道料金が違うとかもあります。その辺、これから限界集落なんて言われないように、集落が消滅なんて言われないように、町が発展するためには、町の公共料金のあり方を今言ったような、ちょっと長々と言いましたが、町長の考え方をひとつ伺います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

考え方としては、整理できない問題ではないと思うんですね。ただ、あくまでも中心的な考え方の位置づけとして、やはり受益と負担ということが出てきます。しかし、その受益と負担ですべて解決していいのかという問題もありますよね。つまり、今回の後期高齢者医療制度もいろいろな理由があるんですが、いわゆる受益と負担という考え方の整理の仕方に若干本当にそれでいいのかなという疑問もないわけではないですね。ですから、そういうことを考えます

と、やはり地域全体で支えと。地域全体で支えるという考え方は、やはり同じ町であれば、当然基軸として持っていなければならない。しかし、それはそういう新たな制度として考えるのか、それともその特殊事情をそれぞれ選択できるような仕組みをしておいて、その地域の人たちが選択をすることによって、より自分たちの暮らしに行政サービスが行き届くような、そんな仕組みをやはり今後考えていかなければならないと思うんですね。

その一つの大きな例として、只見川電源流域という制度の中で、いわゆる旧舘岩、伊南、南郷地域については、それらの手厚い補助制度の中で村づくりといいますか、地域づくりができますよね。ところが、田島地域はその恩恵は受けられないということもありますので、その辺のギャップを整理しながら、今後、やはり合併した町村としての課題の一つにはなるんでしょう。ですから、これらについては見過ごすことなくテーマとして、私たちは重要な今後の政策課題に上げていくと、こういうことになると思います。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 ぜひその方向で、やはりほっとけば本当に限界集落という言葉があるようになかなか大変です。地域性なりいろいろぜひ行政でできる範囲で、住民も支え合いますが行政のそういう配慮も行っていたきたいと、いただきたいというより必要かなと思います。例えば暫定措置でもいいです。国の暫定措置は暫定と言いながら、20年も30年も続きますが、いきなり統一、すべて統一、料金という画一的な政策じゃなくて、また違った方式があれば、ぜひとも今の答弁に沿ったような方式を考慮していただきたいと思います。

次に、モデル事業等の推進体制ということで伺っていきます。

南会津町だけが何も国なり県から、事業がたくさん、特別たくさん認定されている、あるいは許可されたというわけではないとは思いますが、しかし、私からすればいろいろ目につきます。というのは、いろいろな事業、ここに挙げた2つの事業外でも本当に国の頑張る地方応援プログラムに数多く提案し、それが採択され、その中でのいろいろ地域発展事業なり、助け合いのネットワークとか、その事業がそういう国の交付を受けての町の行政として、事業として出てきているわけです。そういう意味では、本当にいろいろなそういう機会とらえて、提案とか、申請の認可の機会をとらえて、多く申請して、それを町の執行部、町長部局で頑張っている提案をしているのかなというまず思いがあったので、ここで改めて、その後、それじゃ住民とのかかわり、推進体制をしっかりしてほしいなという観点で質問したわけです。

いろいろな事業があります。県のサポート事業の内容もいろいろありますが、私はここで、そういうことで、2つちょっと詳しく聞きたいと思います。

町の公共交通に、私はこれからいろいろ関連といいますか、大いなる助けになると思います。最近、バスを廃止しまして空白地帯が生じてしまいました。そういうこれからの公共交通のあり方に、この最初の事業ですね、地域公共交通の活性化及び再生事業がどうかかわりといいますか、直接的にあるのかの点ともう1点、前々からいきなりそういういろいろ事業を起こすのは大変だと、イベント的な今回の「やまなみ泊覧会」とかイベント的な場合には、比較的周回、巡回バスとかはやりやすいので、実験的にやってみたりとか言っていました。それで、今回の「やまなみ泊覧会」における交通体制ですね。それとのこの事業との関連ですね、どういうふうにかかわり合ってくるのか伺います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

モデル事業についてたくさんの事業を認可というか、認定というか、受けたということ、そのとおりであります。実は、これ、職員だけでつくったわけではないんですよ。それぞれのモデル事業が企画書としてでき上がるまでは、相当の時間をかけていまして、いわゆる関係者を巻き込んで、いわゆる地域の現場の声を取り上げながらつくってきたんです。しかも、職員が1領域でやったのではなくて課を超えてやったんですよ。しかも、職員の方々が現場から挙げた声を自分たちでプレゼンテーションまでやって、そうしてそのプレゼンテーションの場所には、いわゆる商工会だとか、観光公社だとか、関係団体の方々にもお知らせをして、参加をして、そこから意見をいただきながらつくり上げて、県を通して国に上げたんです。ですから、よく議員が言われますけれども、町民はどうしたと言われるんですけれども、町民がかかわらないものを私は決裁しないんです。

つまり、各係や課でつくり上げたものは、その事情を聞いた上で一切決裁しておりません。ただ、議員が町民の1人として、そこにかかわったかどうかはわかりません。ですから、こういうモデル事業は結果を見てはいけないんですよ。結果をつくり上げるプロセスの中にこそ実は町民の声やあるいは町民の当事者意識やあるいはでき上がったときには、既に町民の中に盛り上がりができていて、こういう仕組みでこれまでやってきています。

ですから、公共交通のあり方についても、これはやまなみ泊のほうと連携をしながら、つまり、具体的に言えば会津鉄道、野岩鉄道の運輸収入が、多少、わずかですが伸びています。しかし、赤字は引き続き続いているんです。それでは、沿線町村としてこの負担をどう将来的にしのいでいくかということになりますと、やはり鉄道を利用した後の二次交通をしっかりとつくり上げて、恒常的な運輸収入の向上につながるような施策をしていこうということです。ですから、

この公共交通対策については、さきにも質問がありまして、そのとおり述べましたが、そういう形で地域の人たちを巻き込みながら、そして、さまざまな事業やイベントを入れながら、何とか公共交通体系の社会実験として、このやまなみ泊をやろう、その社会実験が将来の南会津の公共交通体系の一つの参考あるいは整備体制のきっかけづくりになるのではないかと、こういうことですので、現在もつながっておりますので、そんな形で引き続き、先ほど申し上げましたが、12月を大体目途に検討してまいりたいと、こう思っております。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 ちょっと私の言い方があれでしたが、公共交通に今回認定された内容ですね、つまり総合連携計画のこれからやることですね。補助金を受けてやることは総合連携計画の策定に関する調査あるいは協議を踏まえながら、連携計画の策定を行ってまいりましたが、具体的にこういう連携計画の策定に関する調査とかは、具体的にどういう内容を、これから事業内容を行っていくのか伺います。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 光幸企画観光課長 お答えいたします。

南会津町地域公共交通会議という組織がございますが、それには町、町民、公共交通事業者と管理者、そして県警、福島運輸局等のメンバーで、16名の委員のメンバーで、会長は副町長がなっております。

そこで、取り組み内容といたしましては3点ございます。

1点目が、公共交通利用実態調査ということで、これは、実際に交通機関を利用される方の意見、そして運転士等の現場の声を聞き取り調査をすると。

2番目に住民移動ニーズ調査ということで、これは、高齢者のみの世帯の調査、町内全世帯を対象としております。約1,660世帯を見込んでおります。この調査をします。

それから、総合連携計画の策定であります。今ほど町長の答弁にありましたように12月をめどに策定して、今後、事業の取り組みに反映させたいと考えております。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 ぜひいい計画を策定していただいて、これは、単年度事業、あるいは次の来年度とか含めて継続的な意味合いは、保障はされていないでしょうけれども、次の次年度以降はどういう事業の採択を含めて、どういうふうになっているか伺います。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 光幸企画観光課長 お答えいたします。

これは、今年度事業ということでございまして、国から300万ほどの交付金が100%の交付金が出ております。法律に基づく法定協議会でございますから、この協議会は引き続き存続することになります。この協議会におきましては、一つは住民あるいは町外からおいでになる方々の移動手段としての公共交通、それから観光振興との連携という視点に立った調査検討、取り組みを実施していく必要がありますので、この公共交通会議、これにおきましては、地域に密着した具体的な取り組みを総合的、効率的に推進するために設置されておりますので、今後、引き続き継続的に検討している組織ということで、ご理解願いたいと思います。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 公共交通会議のほうは継続して当然してやるんですが、この事業はこれから3カ年事業で認定されたと理解していいですか、複数年ですね、最悪単年度で終わってしまうんですか、その辺をちょっと確認したいです。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 光幸企画観光課長 答えいたします。

当初、申し上げましたように単年度事業ということでございます。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 次に、子ども農村漁村交流プロジェクト事業、これが、全国で数少ないモデル事業の中の一つとして認定されたわけですが、中央の3省の連携のまた新たな事業だと理解しておりますが、まず、その事業内容を再度、この事業も単年度で終わってしまうのかと、事業年度を含めて、内容をもう少し詳しく伺います。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 光幸企画観光課長 答えいたします。

事業の内容につきましては、先ほど町長の答弁の中にあつたとおりでございます。

それから、地区の指定、この事業につきましては、あくまで2年間の指定ということでございます。事業費は今年度250万ということでございます。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 2年間という中で、ぜひ町の振興といたしますか、町に効果のあるような事業を期待したいと思います。これは、すべて両方の事業ともこれからのことですから、これから私も見守って行って、農村地域としての町に本当にいい影響を及ぼすように期待いたします、私の質問を終わります。

○渡部康吉議長 以上で、4番、馬場信作君の一般質問を終わります。

◇ 大 竹 幸 一 議 員

○渡部康吉議長 次に、19番、大竹幸一君の登壇を許します。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 一般質問に入る前に岩手・宮城内陸地震に対する被害に遭われた方につきまして、哀悼の意を表し、一刻も早い復旧を願って質問に入ります。

まず、1点目の質問であります、医療費の削減についてであります。

ことしの町の重点政策の第1番目は、医療費の削減でありまして、その目標は1億円ということではありますが、私も3月議会におきまして、私なりの観点から医療費の削減の提案をしましたので、そのことがその後どうなっているかということを追跡調査という形で伺うものであります。

私がこの質問をするのは、昨年来、原油高を初めとしまして、ガソリンが上がったり、あるいは灯油が上がったりしまして、ことしの冬には福祉灯油ということで、高齢者の世帯に5,000円を配ったりそういうことがあるわけでありますので、町民の暮らし、これを負担の軽減を図りたいという大きな観点から質問するものであります。

まず、1つ目は後発医薬品というものがあまして、ジェネリック薬品とも言いますけれども、この薬品は、薬代が先発の以前の医薬品よりも大体2割から8割くらい安いと、平均で7割くらいと、こう言われておりますので、これを使って少しでも町民の方々が病院に行く場合に医療費が安くなるように、薬代が安くなるようにということで、町民への利用促進するよう周知をするという答弁をもらっておりましたが、これについては、どのようになっているか伺うものであります。

なお、この質問通告をした後に、この前9日の日ですか、通告した後に町の広報を見ると後発医薬品のことがPRが載っておりましたので、大きな前進があったなと思っておりますけれども、さらにこの後発医薬品につきまして、強く推進するという観点からきょうは質問しているわけであります。

2つ目は、県立南会津病院におきまして、4月から外来患者に対しまして、全面的に院外薬局ということで、県立病院のすぐそばにある薬局であるとか、あるいは町内の薬局、そこに行って薬をもらうようになったわけであります。そうすると、処方せん料というもののとか、ある

いは管理料、ここに書きましたが、正確には薬剤服用歴管理料というそうでありますけれども、そういうものがなかったり、あるいは調剤基本料というものがなかったりしまして、平均しまして、約1,000円くらい薬代が上がるという話がありますが、事実かどうか伺うものであります。

もちろん、1,000円くらい上がったといいましても、実際患者が払うのは、その1割とか3割でありますから100円や300円ということで、なかなかわかりにくいわけでありますけれども、しかし、残りは保険のほうに請求が行っているわけでありますから、結局は税金を食っているというふうになりますので、やはり医療費の値上げの原因になっているかと思いますが、その辺いかがでしょうか。

そして、私が、自分が行っている町の個人病院の方にそのことを聞いてみると、院外薬局にすると患者負担が上がると、そのために自分は院内薬局を続けていると、そういう話があったわけでありまして、そういう個人の医療負担については、大変いいことをやっているなと思うわけでありますが、この県立病院につきまして、ぜひ前のような院内薬局に戻すように働きかけるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

そして、3つ目は、医療費を1億円削減すれば1人年1万円程度の国保税の引き下げというものも可能だと思いますが、いかがでしょうか。

2つ目は、今、大変話題になっている後期高齢者医療制度について質問いたします。

この制度はうば捨て山であるとか、あるいは老人いじめだと言われておりまして、4月からスタートいたしました。国会においても4野党が廃止を目指しているわけでありますが、私もそうした観点から、廃止を目指して運動しておりますし、また、同じ考えを持っている議員の方とも廃止を目指す南会津の会というものをつくって、そして、この間、ヨークベニマルで2回、それからリオンドールで2回、合計4回、夕方署名運動をしてきたところであります。合計で500名ほどの方から、もらいましたけれども、大きな反応があったなというふうに思っております。その後は私ども単独で、また、行っておりまして、毎週木曜日にやろうかとなっておりますので、実はきょうもし雨が降らなければ5時半からまたやる予定であります。

そうした中で廃止を目指しておりますけれども、当面住民への負担軽減、そして健診の改善を目指して、次の点を伺いたいと思います。

なお、この問題については、テレビでも、みのもんたさんは、きのうのテレビを見ますと、28弾といいまして、28回目、テレビで取り上げたとやっておりますが、私は、そのみのもんたさんも取り上げないような別の観点から質問いたします。

1つ目は、75歳以上の世帯主の場合には、保険料の軽減があります。均等割につきまして、7割、5割、2割とありますけれども、世帯主でない場合には軽減策がありません。そこで、75歳以上の高齢者を世帯主とするように誘導してはどうかと、そうすれば多くの町民について軽減が図れるのではないかと、こう思っております。

しかし、その場合、2つ目としましては、75歳以上の高齢者を世帯主にした場合、法的あるいは経済的に不利益なことではないか、大きなものがあつたのでは困りますので、その辺を調べてからの話でありますけれども、その辺を調べていただきたいと思います。

それから、3つ目ではありますが、この後期高齢者は南会津町で3,770人ほどが対象でありますけれども、その中で滞納者が発生すると見込まれる普通徴収の人、保険料が年金からの天引きではなくて納付書で払う人、こういう人たちについては何人いるのか、伺いたいと思います。そしてその内訳としましては、年金未加入や年金未納による無年金者、こういう方が何人いるか。

また、年金月額が1万5,000円以下などの低年金者は、それぞれ何人いるかを伺いたいと思います。

次は、4つ目ではありますが、高齢者の医療に関する法律の54条を見ますと、保険料を1年間滞納した場合には、保険証の返還が求められると、こうなっております。

しかしながら、12月議会でも機械的な対応はしないという答弁もありましたし、また、法律の上でも災害など政令で定める特別な理由の場合には、返還を求められないと、こうなっておりますけれども、この特別な理由というのは一体何なのか伺います。

次は、5点目ではありますが、全国で約40万人と言われている無年金者がいると言われております。これは、正確には80万人いるそうではありますが、若い人も含めて、若い人も40万人くらい、それから65歳以上が40万人くらいいると言われておりますけれども、そういう無年金者やあるいは年金月額が1万5,000円以下のように常に収入が低いと、少ないという場合には、特別な理由には該当しないのかどうかを伺いたいと思います。

さらに、この特別な理由になっている場合に、それを申請するための滞納対策要綱、そういうものがないと、特別な理由かどうかを認定できないでしょうから、そういう要綱はつくったのかどうかを伺いたいと思います。

さらに、6番目は、町の後期高齢者医療に関する条例に滞納した場合、延滞金を求める決まりがあるわけであります。滞納するような人がその延滞金を払える力がないと私は思いますけれども、そういう決まりがあります。

しかしながら、やむを得ない事由というものがあつた場合には、減免することができると、こうなっておりますけれども、そのやむを得ない事由というのは一体何なのか、これを伺いたいと思います。

また、そのやむを得ない事由を申請するための要綱なども必要ではないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

7番目であります、この前初めての特定健診というものが行われました。私も塩江会場に行つてまいりましたが、料金が500円から1,000円に上がったわけであります。一緒に行つた方が去年より上がったなというふうに言っていたのを聞いておりますけれども、後から調べてみますと、多くの県が無料か500円というところが多いんですが、あるいは1割ですね、1割というのは700円から800円だそうですけれども、1,000円というのは全国1高いのではないかということで、これは担当のほうに一覧表を渡してありますので、ぜひ調査の結果を伺いたいと思います。

さらに、8番目は料金が上がった反面、心電図あるいは眼底検査というものがなかったんですね。そこで、当日もやはり老人の方が、そういうものをやってもらいたいと、メタボリックといって腹の周りをはかるのもいいんでしょうけれども、やはりこれから心臓や目が心配だと、こう言っておりました。

さらにまた、新聞など読みますと人間ドックへの補助もなくなったと、こういうことも載っておりますので、関係機関への改善を求めてはどうかということを伺うものであります。

次の質問は、南郷地区の巡回バスの問題であります。

今、前の議員も質問いたしましたけれども、私なりに質問いたします。

まず、1つ目は、南郷地区におきまして巡回バスがなくなってしまったと。そのために只見町で運行している「雪ん子タクシー」というものが、この4月より梁取と山口間を運行していると聞いております。

なお、この雪ん子の子という字を漢字にしましたが、これが平仮名のようなですね。雪だけは漢字でいいんですが、子を平仮名にしてほしいと思います。そこで、この只見の制度、この雪んこタクシーにまぜてもらいたいと思いますか、あるいは南会津町でもこういうものをつくるのが非常に現実的ではないかなと私は思うんですけれども、どのような検討がされているか伺いたいと思います。

この雪んこタクシーにつきましては、福大の奥山修司という教授が提唱しているデマンド交通というような一種かと思っておりますけれども、現在の検討状況を伺いたいと思います。

2つ目は、地域公共交通活性化再生法に基づきまして、実態調査のための補助金が該当したということでありますけれども、その内容について伺いたいと思います。

以上、演壇からはこの3点の質問をしまして、答弁によりましては、自席より再質問をいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 19番、大竹幸一議員のご質問お答えをいたします。

初めに、医療費の削減に関する1点目、後発医薬品の利用促進をどのように進めているかと、このようなおただしがございました。

住民の方には、広報みなみあいづ6月号で後発医薬品についての関係記事を掲載するとともに、地区における学級や健康相談の中でミニ講話を設けながら、現在周知を図っているところでございます。

また、処方する側への働きかけといたしましては、南会津郡医師会との話し合いの中で、医師会でも利用促進をしていく、このような確認をとったところでございます。

次に、2点目、南会津病院の院外処方についてのおただしでございますが、院外処方については、調剤報酬として調剤料、調剤基本料などの保険負担分をお支払いいただくことになるため院内処方に比べ約1,000円程度高くなることは事実であると考えております。今、国では医薬分業を推進しており、県でも南会津病院を初め県内すべての病院でこれに取り組みを進めておるとのことでございます。医薬分業のメリットといたしましては、薬のことは専門家の薬剤師に任せることで医師がより診療に専念できることや民間委託をすることで、地域の活性化にもつながること。

さらには、患者にとってもかかりつけ薬局を持つことによりまして、薬の重複投与の防止や薬について気軽に相談できることが挙げられます。

また、薬の重複投与の防止は、患者の医療費が安くなることにもつながるものと思います。町といたしましては、院外処方の実施状況について、県と情報交換を行いながら、医療費全体に対する効果や影響を今後把握してまいりたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、3点目、医療費を1億円削減すれば1人年額で1万円程度の国保税引き下げが可能と思うかどうかということで、おただしがございました。

個々の保険税算定には複数の要素が加味されておりまして、すべての被保険者が等しく減額されることにはなりません。一概に療養給付費が幾ら削減されると個人の保険料が幾ら下がる、

この単純な計算で申し上げることはできませんが、確かに医療給付費の削減が保険税全体の引き下げに結びつくことは事実でございますので、国民健康保険制度の安定運営を図るため、療養給付費の削減に今後も積極的に努めてまいりたいと、このように考えております。

次に、後期高齢者医療制度に関する1点目、75歳以上の高齢者を世帯主とするよう誘導してはどうか、このようなおただしがございました。後期高齢者医療制度におきましては、世帯主の変更手続について、明文で示されたものは特にございませんが、同じ軽減制度がある国民健康保険制度と同様に取り扱いされるものと考えております。国民健康保険制度では、その世帯の状況により住民登録上の世帯主とは別に世帯主を設けることができますが、主として世帯の生計を維持するものを世帯主として取り扱うこととされております。

したがいまして、後期高齢者医療制度における世帯主の変更についても、世帯の所得状況などの実態により判断することが必要であり、保険料の軽減を受けるために世帯主を変更するような取り扱いとは認められないと考えますことから、町といたしましては、おただしのような啓蒙を進めることは考えておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

次に、2点目、75歳以上の人を世帯主にした場合の不利益はあるかとのおただしがございました。

世帯主を変更することによる不利益などについては、各世帯の生活実態により異なりますので、あり、なしも含めまして、一概に申し上げることはできませんが、世帯主の変更についての考え方は、先ほど答弁を申し上げたとおりでございます。

次に、3点目、滞納者が発生すると見込まれる普通徴収の対象者数についておただしがございましたが、8月から徴収が始まります普通徴収の対象者数については、現在、徴収に向けての作業を進めており、現時点で正確には把握できておりませんが、昨年度までの介護保険の普通徴収の状況を参考にいたしますと約300人ほどと見込んでおります。このうち無年金者や月額1万5,000円以下の年金受給者については、社会保険庁からは特別徴収が可能な方の年金情報のみ町に通知され、特別徴収の対象とならないこれらの方の年金情報はございませんので、その人数は把握できておりません。

次に、4点目、保険料滞納による保険証の返還が免除される政令で定める特別な理由は何かと、こういうおただしがございました。制度に加入する被保険者またはその世帯の世帯主が災害などにより財産について著しい損害を受けた場合、また、世帯主の死亡や長期入院、あるいは事業の中止などによりその世帯の収入が著しく減少した場合などが特別の理由として認められることになっております。

次に、5点目、無年金の方、月額1万5,000円以下の年金受給者の方が特別な理由に当てはまらないのかというおたかしでございますが、この減免措置については、災害や世帯主の死亡、事業の中止など突発的な理由により世帯の収入が著しく減少した場合の減免措置でありますので、おたかしの無年金などの場合については、適応の対象外となると思われます。

また、減免措置の手続については、福島県広域連合の徴収猶予及び減免取り扱い要綱により定められており、申請及び関係書類を広域連合長に提出することとされております。

次に、6点目、保険料の延滞金の減免についてのおたかしでございますが、南会津町後期高齢者医療に関する条令で規定しております保険料の延滞金に対する減免については、取り扱い要綱の制定準備を進めているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、7点目、75歳以上の特定健診の自己負担についてのおたかしがございました。

健診に係る自己負担額については、国では非課税世帯が健診費用の1割、課税世帯が3割の費用負担と示されておりましたが、福島県広域連合においては、平成19年度の市町村の健診実施状況を見ながら検討した結果、1人当たりの負担額を1,000円としております。本町においても、広域連合が示した額を個人負担額として実施しましたが、来年度以降につきましては、広域連合内の他市町村の実施状況を見ながら、著しく不均衡にならないように検討してまいりたいと考えております。

次に、8点目、健診の検査項目についてのおたかしがございました。

昨年度まで基本健診で実施しておりました心電図、眼底検査などが国の示した検査必須項目ではなく医師の判断により実施することになっておりますが、介護保険の生活機能評価の対象となった方について、全員心電図検査を実施しております。

なお、検査項目といたしましては健診の事業主体であります福島県広域連合が示す検査、血液検査などを基本としておりますが、町独自の検査項目として、腎機能検査項目を追加して実施しているところです。

また、人間ドック事業につきましては、補助を継続しながら、さらに対象年齢をこれまでの69歳から74歳までに拡大して実施しております。両事業とも今年度の状況を踏まえながら、実施内容についてさらに検証、検討を進めてまいりたい、このように考えております。

次に、南郷地区の巡回バスに関する1点目でございますが、只見町で運行している梁取から山口間の巡回タクシー制度に連携できないかおたかしでございます。この区間は、只見町民の田島地域、会津若松への交通手段の確保を図ることが目的であるため梁取、山口間は1日朝夕の2往復で只見町民以外の方々は乗車できない貸しきりタクシー方式で運行されていると聞い

ております。

また、和泉田、鵜巢地区などを通過しない運行経路となっており、現段階では南郷地域にならないものとなっております。

なお、南会津町といたしましても、只見町が設置する道路運送法に基づく地域公共交通会議の委員として参加をしておりますので、南会津町全体の公共交通の仕組みづくりの中で、連携が図れるかどうか、さらに、今後検討してまいりたい、このように考えております。

次に、２点目、地域公共交通活性化及び再生に関する法に基づく実態調査の内容に関してのおただしがございましたが、この件につきましては、さきに17番議員にお答えしたとおりでありますので、ご理解を願いたいと思います。

以上、お答えを申し上げますが、具体的事項につきましては、担当課長に答弁させますので、よろしくお願いをいたします。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 何点か再質問いたします。

まず、1つは医療費の削減についてなんですが、先ほども質問の中でも言いましたが、町の広報にも今度は記載されまして、大まかな内容はわかったわけではありますが、もう少しことしの医療費削減の重点政策、3月議会で示された内容を見てみますと、長寿社会づくり事業であるとか、あるいは川の学習交流センターであるとか、介護保険であるとか、特定健診であるとか、そういったものがありますけれども、なかなかそういうものでは、長い目で見ると効果があると思うんですけれども、すぐに効果はないと思うんですね。

そうした場合にこの後発医薬品の場合には、かなりもう毎日のように効果があらわれるという点でありますので、政策の重点といたしますか、それに置くべきではないかというふうに思うんですけれども、その場合に先ほど保健師さんなどがいろいろ今後講話をするという話もありましたので、安心はしておりますけれども、しかし、私、この前全員協議会で説明がありました国民健康保険税の中での医療費の削減という項目があったんですが、そこにはまだ記載されておきませんので、まだまだ担当一部の腰の入れようかなと思っているんですけれども、やはりその辺、今回の国保税の算定には、算定といたしますか、算定に関連してのその医療費の値下げですね、それには入っていないんですが、さらに、もっと全体的な政策の中心に据える必要があると思うんですが、その辺、いかがでしょうか。まだ一部ではないんでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

この後発医薬品の利用促進については、やはり全体的な町民の啓蒙普及というのがある意味では大事だと思うんです。そうすると先ほど議員がおっしゃったように短期的な効果があらわれる、この短期的な効果をあらわす場合に私どもができるのは、やはり医療機関とそれから受診をする方々をどうつないでいくかということだと思うんです。

したがいまして、広報で記載をして、その利用促進を促すだけで終わらないで、いわゆる医師との連携プレーの中で後発医薬品を使っていただくことをお願いをしながら、さらには、保健師さんたちを中心にして、受診をされる方々あるいは受診をされる方々を取り巻く家族の方々にそれらの理解を深めていく、そうすることがいわゆる国保税の審議員の方々に伝わって、そういう明記をして対応すると、あるいは積極的な取り組みにしていくと、こういうことになるだろうと思いますので、この件については、積極的に関係者を巻き込みながら、さらに、促進を図ってまいりたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 さらに、今の話とも関連しますが、腰を入れて取り組んでいく場合、あるいはその保健師さんなんかは今後いろいろ講話をしていく場合の参考になると思うんですが、今現在、今回の国保の予算のあれを見ますと、医療費が、今、全体で20億で、そのうち薬代というのは、幾らくらいあると考えているんですか。その辺の医療費はなんぼだと、そのうちの薬代はなんぼですと、だから、後発医薬品を使う場合には、それを使えば、それがぐっと下がりますよと、そういう数字的な意味でもやはり把握している必要があると思うんですが、いかがでしょうか、そこが幾らありますか、伺います。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長 お答えいたします。

医療費総額と申しますか、調剤の関係のことで申し上げますといわゆる調剤という数字を出しておりますのが、いわゆる院外処方でございます。入院については、入院のレセプトの中にすべて調剤が入ってきておると、それから、院内処方については、その病院の中に薬が入ってくるということで、あくまでも調剤については院外処方ということで、ご案内いただきたいと思います。

医療費の総額のうち調剤に占める割合が1億6,800万となっております。国保だけの数字になりますが、国保の医療費の総額が平成19年で約13億600万となりますので、調剤の関係で申し上げますと医療費総額の約40%が調剤というふうになります。

失礼しましたが、保険給付額のみで申し上げました。保険給付額を19年度と18年度を比較

しまして、保険給付額で言いますと1億900万ほど増額しております。そのうち調剤だけで約4,496万、保険給付額の増減額で言いますとそのうちの40%が調剤の経費でふえているということで、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 ちょっとよくわからないですが、きょう、たまたま中学生の方も来ているということですから、ぜひわかりやすく医療費が全部で幾ら、そのうち薬代が、わからなかったらわからないでいいですけども、医療費は幾らあるかということで、ちょっとわかりやすく教えてください。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長 平成19年度の医療費の総額で申し上げます。国保のみでなくて、国民健康保険の給付費で申し上げますと、約14億5,800万になります。そこに、老人保健それから介護保険をまぜました医療費総額で言いますと49億8,452万ということでございます。これが医療費の総額でございます。49億8,400万、このうち調剤、いわゆる先ほど申し上げました院外処方調剤の分だけだと、1億6,867万8,000円となっております。

以上です。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 そうすると、全部ではいわゆる医療費は49億あると、そのうち院外の調剤と言いましたね、が1億6,000万でいいんですか。そうすると薬代というのは、非常に少ないということですね。1割にもなっていないと、よくよく少ないということですか。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長 ただいま申し上げました調剤につきましては、いわゆる院外処方調剤の分だけでございます。入院につきましては、入院の中にすべて薬代が入っているということでご理解をお願いしたいと思います。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 合計では49億というのはわかったけれども、あとは、院外はわかりましたが、入院分はわからないということですね。それで、わかりました。

もし、今後ちょっと時間があれば、いわゆる49億のうち薬代は幾らかなというのを今後調べてほしいと思いますが、私はそういうポイントをやはり絞っていかないと、薬代を減らそうといってもなかなかぴんと来ないと思うんですね。ですから、そういうためにも言っているわけですが、さらに、もう一つちょっと参考に述べたいのは、例えば医療費を減らすといっても、

なかなか普通の病気は予防できないわけですが、例えば歯、歯なんかは磨くとかなり効果がばつとあらわれるんですね。恐らく町職員の方も相当の人が昼磨いているようですし、中学生の方も学校でも磨いているようですけれども、やはり1日3回磨くとまるっきり違うんですね。ですから、そうしたことも並行してPRといたしますか、やっていけば、相当私は効果を発揮すると思うんですが、今度、歯科について、歯医者さんの分ですね、その分についてはどうなっているかというのはわかりますか、そういう歯科とか、内科とか、科目別なんかの医療費とかそういうのは。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長 お答えいたします。

歯科の分というお尋ねだと思いますが、歯科の分については、入院と入院外の分に歯科が含まれてトータルで算出をしておりますので、その分、歯科の分について抜き出すということにつきましては、特別にその操作をしなければならないということで、歯科の分については出ておりませんので、ご了解をお願いいたします。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 それはわかりました。

無理な調査はどうしようもないんですが、最後に、1億円を減らして国保税も引けるかどうかという話だったんですが、町長のほうから、一概にすべての人にそれがうまく当てはまるということはよくわからないという話だったんですが、しかし、関連性はあるだろうという話もあったんですが、やはりみんなで医療費を減らそうかというふうに頑張って、その褒美といいますか、それとしてやはり減税ということがないと、やはり私はなかなか頑張るにも力が入らないんじゃないかなと思うんですね。もちろん、健康維持ということで、その人ですけれども、その結果として、やはり減税に向かっていく人だと思うんですが、その辺、余り今回の国保税の算定でも、そこは意識していないと思うんですが、意識したんでしょうか、そこ、そこを伺います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

今回の国保税の議会提案に当たって、町長から委員会に諮問をいたしました。諮問をする中では、今回、後期高齢者医療制度絡みで国保税から後期高齢者医療制度のほうに移行します。移ります。これが、我が町で言いますと約30%の方々が移行、そうしますと国が平均的に出して試算している場合とかなり差が出てくるんですね。なおかつ残された国保税のいわゆる対象

者は、現役世代、ここに40%の支援を負担してお願いをするわけですから、そうすると勢いやはり医療費の高い地域ほど国保税のほうにはね返ってくる、こういうことがございましたので、医療費の削減という視点からも、ぜひ答申をいただきたい、こういうふうをお願いをしました。ですから、議員が言うように具体的にこういうようなものを、例えば診療科目ごとに分析をした上でこうですよという諮問の仕方ではありませんが、あくまでもトータルの医療費削減と今後の国保税、特別会計の分で、これに対して諮問をしたところであります。

したがって、先ほどからおたがしございましたので、今後について、分析できる範囲内でしっかりと分析をして、具体的な対応をしていきたいと、こう思っております。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 次は、後期高齢者のほうに行きますが、3月の議会で、私、後期高齢者の所得の階層ごとの人数を聞いたんですが、全部で3,777人が後期高齢者の対象だというそのうち所得なしという人が3,066人いるんですね。率にして81.2%です。もう圧倒的な人が所得がないんですよ。

それで、今度一方、保険料の軽減対象者、それを見ると7割、5割、2割の合計が2,180人なんですよ。ですから、その差額の886人の方は、所得がゼロなのに軽減策を受けてないわけですよ。それは、つまり自分の子供が世帯主であるとか、あるいは自分が妻であるとかの関係だと思うんですけども、非常に多くの人が軽減策を受けてないということで、やはりこれをそもそも知らないという方も確かに多いと思うんですが、先ほど町長のほうから、軽減のための変更は認められないというお話がありました。これは、何でそういうことが決まっているんでしょうか、どういう法律なのか、そこを伺いたいと思います。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長 答えいたします。

世帯主の変更につきましては、国保の関係でいわゆる戸籍上の世帯主を変えないで、擬制世帯主という制度がございます。これについては、いわゆる国民健康保険以外の方が、世帯をなしている場合にその所得によってなるわけですが、いわゆる国民健康保険に加入をしてなくても、世帯主にできるということで、その認定については一応認定の下限がございまして、いわゆるその保険料を払える能力があるかどうかというのが一番でございます。そういう制度がありますので、後期高齢者制度についても、この国保制度の擬制世帯主の制度に準じた形で認定をしていきたいということでございます。

政府の見解としまして、先ほどの国会においても、このような質問がなされまして、後期高

齢者制度において、世帯主の変更はできないことはないけれども、そういう事態は想定をしていないというような答弁となっております。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 そうすると、想定していないというけれども、だめだということではないんですね。そこは、やはりごっちゃには困りますね。やはりこれだけ多くの人が軽減策を受けてないわけですから、もちろん町として個人の自由もありますから、強制なんていうのはもちろんだめだし、余りPRもできないかもしれませんが、そのうちで判断するなりたいと思うんですが、いかがですか。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長 お答えいたします。

いわゆる国保の戸籍上の世帯主の変更についても、提出されたものを拒否できないということがございますので、それは、個別ですね、先ほど申し上げましたように所得の認定の基準とか、判定をせざるを得ないというふうには考えておりますが、基本的には届け出されたものについては受理、拒否できないというふうには考えております。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 そうすると、届け出されたものは拒否できないということだから、変更もできるということですね、やればできると。そうすると、先ほど町長が言った変更は認められないというのは、それは誤りだということですね。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

想定をしていないということですから、想定をしていないということについては、認めがたいのではないだろうか、とすれば啓蒙はできないと、こういうことですので、若干、訂正と受けとめれば訂正だと思います。よろしくお願いします。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 わかりました。変更を申し出た場合には、それを拒否できないということですね、それで了解しました。私のこの質問を聞いていろいろやる、そういうことをやる人もいるかもしれませんが、そういうことをひとつ拒否はできないということをもし私が聞かれたら伝えておきたいと思います。

それから、次は、聞き漏らしもさっきちょっとあったんですが、聞き漏らしじゃなくて、特定健診の料金の件なんです、国で示したのは課税が3割だと、そして、非課税の場合は1割

だということだったんですが、福島県の場合には1,000円ということであったという話ですね。そうすると、あと、あの表をよく見ますと、3割という自治体も2つほどあるようです。それが、鹿児島県と高知県ですね、これが、3割になっていますから、大体2,000円くらいかな、そうすると福島県はその次のランクになっていると。それから、3つ目のランクが1割というところもあって、それが700円と。そして、4つ目のランクが500円と、それで5つ目は無料というような4つのランクがあるというのがわかったんですけれども、そこで、ちょっと確認の意味なんです、健診の内容、これはあくまでも同じですね。高いところはいいい健診といえますか、いろいろいっぱいやるのか、それとも同じなのかの確認をしたいと思います。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長 答えいたします。

後期高齢者の関係で健診の内容については、国で示しておりますので、先ほど申し上げましたように心電図がなくなったということを含めて、全く一律でございます。そのほかにいわゆる市町村で独自のものを付加しているところもあるということで、ご理解をいただきたいと思っています。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 そうすると市町村で独自のものを付加しているところもあるという話もありましたので、これ、やはりその辺はどうなのかな、例えば2,000円払っているところは、それだけちょっと項目が多いというところもあるような気がしますけれども、いずれ今後、その辺はばらばらに5段階になっていますので、さらに調べて広域連合のほうにいろんな機会があったら、なるべくこれを下げるように言ってもらいたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

国が示した基準というのは、いわゆる全国公平な制度の展開をしていくということになりますね。それで、広域連合については、各都道府県ごとにその組織を定めておりますので、都道府県の財政事情やあるいは高齢者の抱える課題等さまざまだと思うんですね。ですから、私はケース・バイ・ケースでいかなければならない、しかしながら、とりあえず福島県の広域連合としては、1,000円という基準を決めたということですので、先ほど申し上げたように広域連合のいわゆる構成市町村の中で、それぞれまた地域課題の重要度を分別しながら、それぞれの町村が動き出すと思うんですね。それは、一応結果を見てみてからという情報の集約を図りた

いというのが現在の置かれた立場だと思いますので、予想されることもあります。ここはひとつ先ほど申し上げたように実態を見きわめながら対応していきたい、そのときに各町村のほうで私どもと同じような意見をもし持っている町村がいるとすれば、これは当然広域連合のほうに現場の声として提案をすると、こういうことになるかと思いますが、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長 お答えいたします。

少し誤解をなされている点があるかと思いますが、申し上げておきたいと思います。

福島県の広域連合で決めました後期高齢者の特定健診の1,000円というのは、あくまで上限でございます。県内の市町村においては、それぞれそれによって独自の料金体系をしているということでございます。それを含めて答弁としては、今年度の状況を見ながら、南会津町についても検討させていただきたいということで申し上げました。

数字で申し上げますと、1,000円を取っている市町村につきましては21市町村でございます。それから、700円が2町です。それから、500円が3町村、全く無料としているところも34市町村でございますので、あくまでも広域連合の1,000円というのは、上限というふうにご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 今、県内の状況が示されましたけれども、やはりそうすると、南会津町が一番高い料金を取っているということですから、今後、先ほども言いましたように低いほうにするように、これを求めたいと思います。

次は、時間もありませんが、特別な理由を申請するための滞納対策要綱です。これが、広域連合のほうに納められているということだったんですが、これをやはりこういうものがあるんだということを町民に知らせる必要があると思うんですが、それは、どんな方法でいつやるのか伺いたいです。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長 お答えいたします。

いわゆる福島県の広域連合において、いわゆる保険料の徴収猶予及び減免の取り扱い要綱を策定しまして、これに基づきまして、構成市町村がすべてこれに準じてやるということでございまして、徴収猶予及び減免が発生するのは、この後の普通徴収の時期でございますので、普通徴収時期に合わせた形で、こういうものがあるということを周知をしてまいりたいというふ

うに考えております。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 次は巡回バスの件なのですが、12月までに計画をつくるという話はわかりましたが、只見町の場合には、福大の奥山という教授の指導を得てつくったそうですが、今回の場合には、その辺の有識者については、どうなっているか伺います。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 光幸企画観光課長 答えいたします。

南会津町公共交通会議のメンバーでございますが、さきに4番議員にお答えしたとおり、町とそれから町民の方と公共交通事業者と道路管理者、そして福島県警察、福島運輸局等のメンバーでございます。委員の数は16名ということでございます。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 このバス問題を考えますと、普通の今までの乗り合いバスですね、その場合だと乗る人がいなくて空気を運んでいると、それを今度小さくしたもの、巡回タクシーが今南会津町を走っています。このデマンドの場合には、この雪んこタクシーというのは、あらかじめ登録しておいた人が乗るときに電話をして、そこに迎えに行くという方法らしいんですけれども、やはりそういうようなパターンがあるわけなんです、それ以外を選定するには、かなりちょっと専門家がいないとなかなか決められないと思うんですが、やはりその辺、ちょっと今のメンバーでは心細いと思うんですけれども、ということと、あと専門家が必要でないかということと、もう一つは実施の時期、それはいつにするのか伺います。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 光幸企画観光課長 答えいたします。

メンバーの件でございますが、これは、法的に一応案が示されている内容でございますので、それに基づいて的確なるメンバーを選定しております。

そして、この調査内容でございますが、一応12月をめどに総合連携計画を作成して、その後に具体的な運行計画等について、その事業に反映させるということでございますので、ご理解をお願いいたします。

○渡部康吉議長 以上で、19番、大竹幸一君の一般質問を終わります。

————— ◇ —————

◇ 渡 部 忠 雄 議 員

○渡部康吉議長 次に、10番、渡部忠雄君の登壇を許します。

10番、渡部忠雄君。

○10番 渡部忠雄議員 議席番号10番、渡部忠雄です。

通告により質問いたします。

大変答えがほとんど出ている質問というのは、かなりつらい気持ちでございまして、質問状を一番先に出したんですけれども、くじが20番というときにかなり悪い予感がいたしました。

しかしながら、バス中止の地元議員でありますので、質問をやらせていただきたいと思います。

なお、この前に何人かの議員さんが同じ質問をされておりますが、私もところどころ聞き漏らしたところがありますので、町長には何番議員に答えたとおりと言われず、再質問あたりは少し簡単で結構ですので、答弁をお願いしたいわけです。

では、質問に入ります。

公共交通と住民の移動対策についてを質問いたします。

本年4月1日より南郷地区の山口から和泉田方面へのバスが運行中止になり、公共交通ゼロ地帯となりました。町としては、その後の対策をどのように考えておられるか伺います。

3月議会の説明では、利用率の悪化により中止せざるを得ないとの話で、確かに利用者は少ないと感じておりました。

しかしながら、少ないといっても利用者はあり、この人たちにとっては必要不可欠の交通移動手段であるのです。交通弱者の人たちへはこの中止は寝耳に水でございました。現在、自分で運転して買い物、病院に行っている人たちも近い将来公共交通に頼りたいと思っている人がおるわけです。高齢者の自動車免許が返納され、事故防止の運動が広がる中、バスの運行が中止され、移動のため車の運転をやめられない人がいるのも事実でございます。早い時期にこの地区の巡回バスの運行を町は考えてないか伺います。

以上、よろしくお願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 10番、渡部忠雄議員のご質問にお答えをいたします。

公共交通と住民の移動対策に関してのおただしでございますが、南郷地域の公共交通対策につきましては、17番議員にもお答えをいたしましたとおり、地域住民の方々により南郷地域の公共交通を考える会が現在設立され、総合支援センター南郷も事務局として積極的に参画しな

がら、南郷地域全体の公共交通の構築に向けて、現在、各集落、区長を通じ地域の公共交通に対するアンケート調査が実施されているところであるとのことでありますので、これらの自主的な対応を見きわめつつ、より持続性のある運行方法等を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 10番、渡部忠雄君。

○10番 渡部忠雄議員 現在、バスの通らない南郷地域の和泉田から山口間に16の集落がございまして、646世帯、高齢者は約300人くらいおるんですよね。現在、公共交通がないことになって、中止になっているわけですけども、病院に行くときは、伊南の病院とかは帰りは送ってくれるということなんですよ。それで、片貝地区にある中谷クリニックさんも、上の木ノ葉さんの車が送迎するときに時間さえ折り合えば送迎できるということなんですけども、そういう人たちが何人か出ているので、現在の生活の足にしている交通弱者に対するそういうサポートは、今現在、町としては考えておられないんですか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

公共交通の空白地帯をつくることは、あってはならないと思います。それから、今のようない実態も理解できます。私は3月議会に申し上げたのは、山口地区にもタクシー会社はあるでしょうと、現在、田島地域ではジャンボタクシーでしっかりと補っていると、どうして地域の人たちは、行政にだけお願いするんじゃなくて、自分たちでできることを探さないんですか。ようやく先ほど申し上げたように各集落の区長さんたちがそういう方法はないのか、あるいは、どこをどういうふうに走らせたなら、よりいわゆる今お話が出た方々以外の方々も乗車できるのか、こういうことを現場をよく知っておられる方々がぜひ声を出して提案をしていただきたい、こういうことを申し上げておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 10番、渡部忠雄君。

○10番 渡部忠雄議員 この間、西会津町に行ってまいりまして、西会津町は平成14年にバスの道路運送法が改正になり、白ナンバーでもバス業務ができるということで、平成14年に町で7台のバスを購入し、合計15台で18路線を町でカバーするようになったんですよね。

スクールバスを主体としたんですけども、スクールバスでも一般の人も混乗できるように計画をし、それは、今まで会津バスさんが路線運転したんですけども、平成13年には2,600万もの補助を出したんです。それで、西会津町が町営でバスを買って、18路線を運行して補助金とか何かを利用して活用したときに、最後に、去年の収支で町の持ち出しが350万円くらい、

1年間の利用料は340万で、結局とんとんぐらいなんですけれども、補助金とか、バスの購入費は別として、過疎債を借りたそうなんですけれども、そのくらいで運行できるということなんです。スクールバスの子供たちは無料、70歳以上の老人は無料、そのほかの人は10キロ以内は100円、10キロを超えると200円、これは、町外の人も200円で乗れるということがあるんですけれども、今計画されている中に、将来こういうことを織りまぜて考えられる気はございませんか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

西会津町の例を出さなくても、南会津町のいわゆる田島栗生沢線、あるいは萩野線、ここでは、萩野線については会津バスは走っておりませんでした、栗生沢線については会津バスが走っていきまして、会津バスのほうにいわゆる時刻の変更、ダイヤの変更をお願いしましたが、頑としてできなかったんですね。その理由は何かといいますと、バスの運転手がそこで終わりでなくて、その路線を運転した後、桧枝岐に行くんですね。そういう組み合わせができていないためにダイヤの変更ができない、それで、いわゆるその集落がここも何集落あるでしょうか、5つぐらいあるでしょうか、その人たちの区長さんがうちのところはこの時間に運行してもらえば利用者がふえるんだと、こういう意見をどんどん出し合って、しかも、集落を超えて協議を進めて、その結果ジャンボタクシーを走らそうと、走らせました。当時は、会津バスですから距離によって運賃が違います。しかし、一律、平均で言いますと恐らく600円くらいだったと思いますが、それを300円に減らしてジャンボタクシーを走らせたら、実は乗車運輸が伸びたんですよ。こういうことをほかでやっているからやるとか、やれとかじゃなくて、自分のところで考えてみませんかということを再三申し上げている。私は、西会津のまねをするつもりは全くありません。

○渡部康吉議長 10番、渡部忠雄君。

○10番 渡部忠雄議員 私の一般質問をこれで終わらせていただきます。

○渡部康吉議長 以上で、10番、渡部忠雄君の一般質問を終わります。

上衣の着衣を願います。

————— ◇ —————

◎散会の宣告

○渡部康吉議長　これで、本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

明20日は午前10時より開議し、議案審議を行います。

ご苦労さまでした。

散会　午後　３時０４分

平成 20 年第 2 回南会津町議会定例会 第 4 日

議 事 日 程 (第 4 号)

平成 20 年 6 月 20 日 (金曜) 午前 10 時開議

- 日程第 1 報告第 2 号 専決処分の報告について  
専決第 3 号 和解について  
専決第 4 号 損害賠償の額の決定並びに和解について  
専決第 5 号 損害賠償の額の決定並びに和解について
- 日程第 2 議案第 43 号 専決処分について  
専決第 6 号 平成 19 年度南会津町一般会計補正予算 (第 7 号)  
専決第 7 号 平成 19 年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 5 号)  
専決第 8 号 平成 19 年度南会津町老人保健特別会計補正予算 (第 4 号)  
専決第 9 号 平成 19 年度南会津町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)  
専決第 10 号 平成 19 年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)  
専決第 11 号 平成 19 年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)  
専決第 12 号 平成 19 年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 3 議案第 44 号 政治倫理の確立のための南会津町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 45 号 南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 46 号 南会津町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 47 号 南会津町税特別措置条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 48 号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 49 号 南会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 50 号 南会津町介護保険条例の一部を改正する条例

- 日程第 1 0 議案第 5 1 号 南会津町前沢曲家資料館条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 1 報告第 3 号 平成 1 9 年度南会津町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 1 2 議案第 5 2 号 平成 2 0 年度南会津町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 3 議案第 5 3 号 平成 2 0 年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 4 議案第 5 4 号 平成 2 0 年度南会津町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 5 平成 2 0 年請願第 1 号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める請願書（産業建設委員会）
- 日程第 1 6 平成 2 0 年請願第 2 号 「非核日本宣言」を求める意見書の採択についての請願（総務委員会）
- 日程第 1 7 平成 2 0 年請願第 5 号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する請願（総務委員会）
- 日程第 1 8 平成 2 0 年請願第 3 号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書採択に関する請願書（文教厚生委員会）
- 日程第 1 9 平成 2 0 年請願第 4 号 住基ネットの見直しを求める請願書（文教厚生委員会）
- 追加日程第 1 議案第 5 5 号 物品購入契約について
- 追加日程第 2 委員会提出議案第 1 号 国による森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について
- 追加日程第 3 委員会提出議案第 2 号 「非核日本宣言」を求める意見書の提出について
- 追加日程第 4 委員会提出議案第 3 号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 追加日程第 5 委員会提出議案第 4 号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の提出について
- 追加日程第 6 議員派遣の件について
- 追加日程第 7 閉会中の継続調査について

## 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

# 出席議員（２２名）

|      |         |    |      |         |    |
|------|---------|----|------|---------|----|
| 1 番  | 湯 田 哲   | 議員 | 2 番  | 渡 部 俊 夫 | 議員 |
| 3 番  | 高 野 精 一 | 議員 | 4 番  | 馬 場 信 作 | 議員 |
| 5 番  | 山 内 政   | 議員 | 6 番  | 渡 部 優   | 議員 |
| 7 番  | 星 光 久   | 議員 | 8 番  | 楠 正 次   | 議員 |
| 9 番  | 大 宅 宗 吉 | 議員 | 10 番 | 渡 部 忠 雄 | 議員 |
| 11 番 | 湯 田 秀 春 | 議員 | 12 番 | 星 登 志 一 | 議員 |
| 13 番 | 星 和 男   | 議員 | 14 番 | 平 野 昌 盛 | 議員 |
| 15 番 | 阿久津 梅 夫 | 議員 | 16 番 | 渡 部 東   | 議員 |
| 17 番 | 芳賀沼 順 一 | 議員 | 18 番 | 菅 家 幸 弘 | 議員 |
| 19 番 | 大 竹 幸 一 | 議員 | 20 番 | 児 山 寿 明 | 議員 |
| 21 番 | 五十嵐 司   | 議員 | 22 番 | 渡 部 康 吉 | 議員 |

# 欠席議員（なし）

# 説明のための出席者

|         |               |         |                   |
|---------|---------------|---------|-------------------|
| 湯 田 芳 博 | 町 長           | 渡 辺 仁   | 副 町 長             |
| 横 山 恒 廣 | 教 育 長         | 五十嵐 竹 則 | 会 計 室 長           |
| 穴 戸 英 樹 | 直 轄 政 策 室 長   | 室 井 裕   | 総 務 課 長           |
| 星 光 幸   | 企 画 観 光 課 長   | 馬 場 増 男 | 税 務 課 長           |
| 長 沼 芳 樹 | 住 民 生 活 課 長   | 近 藤 甚 悦 | 健 康 福 祉 課 長       |
| 大 竹 政 義 | 建 設 課 長       | 星 安 晴   | 環 境 水 道 課 長       |
| 角 田 厚   | 農 林 課 長       | 渡 部 文 政 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 |
| 斎 藤 友 一 | 学 校 教 育 課 長   | 酒 井 直 伸 | 生 涯 学 習 課 長       |
| 星 廣 政   | 館 岩 総 合 支 所 長 | 横 山 孝 夫 | 伊 南 総 合 支 所 長     |
| 児 山 忠 男 | 南 郷 総 合 支 所 長 |         |                   |

# 事務局職員出席者

|         |         |         |             |
|---------|---------|---------|-------------|
| 渡 部 俊 夫 | 事 務 局 長 | 馬 場 秀 成 | 事 務 局 長 補 佐 |
|---------|---------|---------|-------------|

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○渡部康吉議長 おはようございます。

本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は22名であります。

直ちに本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○渡部康吉議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。

大変暑くなるようですので、上衣の脱衣を許可します。



◎報告第2号について

○渡部康吉議長 日程第1、報告第2号 専決処分の報告について、専決第3号 和解について、専決第4号 損害賠償の額の決定並びに和解について、専決第5号 損害賠償の額の決定並びに和解についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これをもって、報告第2号 専決処分の報告についてを終わります。



◎議案第43号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第2、議案第43号 専決処分について、専決第6号 平成19年

度南会津町一般会計補正予算（第7号）、専決第7号 平成19年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）、専決第8号 平成19年度南会津町老人保健特別会計補正予算（第4号）、専決第9号 平成19年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第4号）、専決第10号 平成19年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、専決第11号 平成19年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）、専決第12号 平成19年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

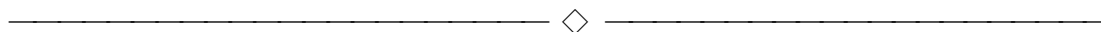
これより採決します。

本案はこれを承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれを承認することに決しました。



#### ◎議案第44号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 日程第3、議案第44号 政治倫理の確立のための南会津町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

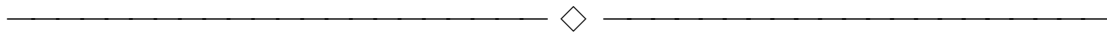
これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第45号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第4、議案第45号 南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

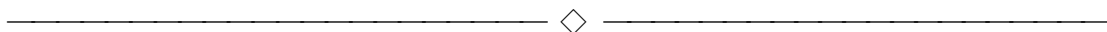
これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第46号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第5、議案第46号 南会津町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 この条例につきましては、私のほうの委員会でも説明してもらったんですが、なかなか難しいということがありまして、その後、今度、一般質問の中でもふるさと納税というような質問があつて、かえってこんがらかってしまったものですから、整理する意味で質問いたします。

まず、1つ目の質問は、この南会津町の町民がどこに寄附をした場合、この条例の控除が当てはまるのかというその寄附先。この前、町と日赤と何とかとこう言いましたけれども、ちょっとそのところがはっきりわからなかったものですから、そこを整理してもう一回お願いします。

それから、2つ目は、マスコミやこの前の一般質問でもふるさと納税というその言葉が先行してしまっているわけですが、この条例を読むと、どこかに寄附をした人が、自分が住んでいる自治体でその寄附した領収書をもってくれば住民税が一定額控除になるというようなことだと思うんですが、その行為の中からは、自分のふるさとに対して納税をしたという行為は全然ないでしょう。寄附をしたというのはあるけれども、税金を納めたという行為はあらわれなわけだと、おれは思うんです。ですから、そのふるさと納税という言葉は、私は日本語としては極めて不適切で誤解を招くと思うんですけれども。

そして、きのう、福島県に初めて寄附金があったというのが新聞に載っていました。それで、私も県のホームページを見てみましたが、福島県では「ふるさとふくしま応援寄附金」と、こう言っているんです。ですから、この表現だとぴたっとわかるんです。あるいは、ふるさと振興寄附金というのか、そんな感じの意味だとわかるんですが。

この条例に関連して、南会津町のほうでも、今度は寄附をしてもらった場合のことを想定して、何かこうお礼をするとかそういうことを何かつくるような、この前、そういう質問関係のやりとりがありました。その場合に、まず1つは、そういう寄附ということをはっきりしたほうがいいんじゃないかということが1つ。それから、2つ目は、今現在、南会津町が寄附を受けた場合には、歳入の中に寄附金というのがありますよね。それ、一般会計に入っているの

で、これは何に使ってもいいんでしょうけれども、今後は、何かこう特別に使い方を決めたものを、そういう受け皿を今後は準備する考えがあるのかというようなことを、確認の意味で聞きたいと思います。

それから、3つ目は、南会津町に寄附があった場合、現在はお礼というのはしていないんじゃないかなと思うんですけれども、町の広報には名前なんか載ってきます。しかし、お礼もしているかもしれませんけれども、ちょっとわかりませんが、今後はどうするのか。今後は、今までの一般的な寄附と、今度のほかの県からもらうみたいなそういうことの関連の中で、両方にお礼をしていくのか。それとも、片方だけ、町民が南会津町に寄附するときには今までどおり何もしないと。そうでなくて、町民出身で、例えば東京にいる人がこっちに寄附をしてくれた場合にはお礼をするというような、そういうちょっとバランスに欠けることをするのか。その辺、ちょっとこの前何かごちゃごちゃしたような気がしましたので、整理する意味でその辺今後の方針を伺いたいと思います。

○渡部康吉議長 税務課長。

○馬場増男税務課長 お答えいたします。

まず、私のほうから1点目についてお答えをさせていただきます。

町民がどこに寄附をしたら控除が該当するのかということだと思いますが、改正税条例の11ページの第34の7、寄附金税額控除ということになってございますが、

〔発言する者あり〕

○馬場増男税務課長 議案第46号。都道府県、市区町村、それから、共同募金会、日本赤十字社に対する一応寄附金ということで規定をさせてもらっております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 私のほうからは、残りのおただしについてお答えさせていただきたいと思います。

まず、2点目にお話がありました、ふるさと納税という言葉が不適切ではないのかというようなお話がございました。確かに、ふるさと納税という言葉は、条例それから地方税法上どこにも出てこない文言でございまして、基本的には寄附金をすることによって、その寄附に相当する住民税それから所得税が減額されると、こういうことでございますので、確かに、受け入れる側としましては、寄附金という考え方が正しいのかなというふうには思っておりますが、結果しまして、寄附することがふるさとに納税したというような、何といたしますか、最終的な

効果といたしますか、そういうことから、マスコミ等ではそのような言葉を使っているのではないのかなと、こんなふうに思います。

それから、3点目の寄附金の関係の受け皿の関係でございますが、これにつきましては、当初、基金をつくろうかというような話も一部あったところでございますが、実は、寄附金がどのくらい入るかもわからない状況の中で、先行して寄附金基金をつくるのがどうなのかというような議論もありまして、当面は、今までどおり寄附をいただきましたら、それぞれ一般会計の寄附金のほうに予算を計上しまして、寄附金にいただいた方々の志に則した形で歳出予算に別途計上しまして、そこで処理をしていきたいと、こんなふうに思っております。

それから、最後の4点目でございますが、寄附をした方に対するお礼のお話がございました。これにつきましては、現在も町長名で寄附をいただいた方に礼状をお送りしておりますが、今後、基本的には町長の礼状と、さらには、12日に、実は、県のほうでふるさと納税に関する説明会があったところなんです、県のほうからも、余りその見返りといいますか、御礼ということで、余り節度のないようなそういうことは極力遠慮していただきたいというようなお話もございましたので、その辺を勘案しながら検討していきたいと、こんなふうに思います。

さらに、町外の方にだけそういうお志といいますか、いただいた方に御礼をするのかということにつきましては、本来、今回の税制改正の目的が寄附に対する、何といいますか、税額控除ということで、都市部に集中している税源を地方に配分しようというのが趣旨でございますので、一般的に、町外からの寄附を受けた方に対して、町のほうとしていろんな情報発信をしながら、今度とも長いお付き合いをできるような、そのような取り組みを考えていきたいと、このように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 大体わかりましたが、ちょっと最初の11ページの寄附の先、ちょっと確認しますと、11ページの真ん中辺の「(1)の都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」と、それから、(2)の「社会福祉法に規定する共同募金会又は日本赤十字」、そこですね、これ、ちょっと確認します。

そうすると、今、この寄附をもらった場合のその対応についてもこう、何といいますか、冷静なといいますか、そういう対応をするということがわかりましたけれども、今後、そういうふるさと納税というようなことが大分マスコミで先行しているような状況の中では、こちらでも受け皿、受け皿というのは、一般会計という意味では今までどおり歳入に入れるんだという

ことだったんですが、そのPRというか、呼び水というか、それについては準備するということだと思いますが、それはどんな形になるのか。いわゆる要綱という形でまとめるのか、条例というふうになるのか、ちょっとその辺わかりませんが、その辺の今後の見通し。あと、時期も、この前の質問でも早目のほうがいいとか、ちょっとゆっくりのほうがいいとかと話があったんですが、その辺、いつころまで、何という形でまとめ上げる予定なのかを伺いたいと思います。

それから、この条例の中で2つ目のテーマである住宅減税、これについては問題がないと思いますが、その次に、その他として、説明書の中では、個人住民税における公的年金からの特別徴収制度が導入されます、とあります。これ、今もう後期高齢者医療制度の中で天引きがなされて、大変老人の方からは不満爆発なわけですが、また今度、個人住民税も来年の10月から天引きをするということで、この前、説明の中でも、年金のみの場合だと148万円以上だから、南会津町では1,000人くらいしか該当しないという話だったんですけれども、1,000人でも大変なことだと思いますけれども、これも国で決めてしまったもので、なかなか町ではこれを拒否といいますか、みんな従来どおりの納付方法、これにはできないのかどうかということと、多分できないんでしょうけれども、それを一応確認したいことと、あと、国会では、いつ、どういう法律で、どういう政党がこれ賛成して決めたのか伺いたいと思います。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 私のほうからは、1点目のおただしについてお答えを申し上げたいと思います。

まず、この寄附金に対する使途のメニューの関係でございますが、これは、現在、11番それから12番議員の一般質問にもお答えしましたとおり、今月末をめぐりにそれぞれ使途のメニュー化を図っていききたいというふうに考えておまして、これに伴って、おただしのありました要綱それから条例等についての制定の考えはございません。したがって、内部で使途のメニューを決定しまして、それぞれ町民の方、それから町外の方に、広報紙それからホームページ等に掲載をしながら、積極的にPRをしてふるさとの活性化につなげていきたいと、このように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 税務課長。

○馬場増男税務課長 お答えいたします。

2点目の件についてお答えをいたします。

個人住民税における公的年金からの特別徴収制度につきましては、条例改正の提案説明でし

ておりますとおり、地方税法の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）が平成20年4月30日の国会で議決をされたものでありまして、出席議員3分の2以上の賛成多数で可決されたものでございます。こうした法の公布に伴いまして、今回提案しているものでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔発言する者あり〕

○渡部康吉議長 討論があるということでございますが、まず、反対者の発言を許します。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 それでは、私はこの条例案に反対をいたします。

その、まず一番の反対の理由は、個人住民税がこの条例によりまして、来年の10月から天引きが一部始まるということであります。先ほども言いましたように、年金が少ない人は天引きされないというようなこともありました。多い、少ないに関係なく、やはり1人1人の承諾を得て天引きするのが私はいいと思うんです。給料なんかの場合も、給料からいろんな税金とかいろんなものを天引きする場合がありますが、それは全部個人の承諾を得ているわけなんです。これは、法律という名のもとに個人の承諾を得ないでやってしまうと、一般の住民の方は後から知ることになりますので、それは、昔でいえば、悪代官のやることなんです。これは、町では責任はありませんけれども、国でやったことですからやむを得ない面はありますけれども、私はそういう理由でこれは反対であります。

それから、先ほども言いましたように、この寄附の関連においても、寄附に対する控除だということをきちっと明確にして、ふるさとに対する納税というようなわかりにくい表現はしないように。町長のほうからも、この前、町民みんながPRをする必要があるのではないか、町民みんながセールスマンだという話がありましたけれども、みんながセールスマンになんかなれないですよ、これ、難しくて。誤解を招きますので、そういう誤解を招かない、あくまで寄附を主体にして、そして、余りお礼とかそういう見返りは本当にしないような、最小限の町長名の御礼くらいならいいと思うんですけれども、最小限にするわかりやすい制度になることを願っております。

以上です。

○渡部康吉議長 次に、賛成者の発言を許します。

16番、渡部東君。

○16番 渡部 東議員 本条例案は、先ほど税務課長がおっしゃったとおり、地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴ってその一部を改正するというので、何ら問題はないと私は考えます。

それから、個人住民税における特別徴収制度、これが個人の承諾を得てやるべきだという意見には私も賛成しますけれども、逆に、この特別徴収制度というのは、公的年金から自動的に引かれるということは、年金をもらう人がわざわざ銀行なり行って、おろして、また自分で支払わなければならないと、そういう非常に手間がかかる。だから、私は、この徴収制度というのは、逆に、行政サービスがよくなったと、非常にいい制度だと私は思っております。

それから、ふるさと納税、この件について文言が云々と言いましたけれども、この件につきましては、文言が不適切であれば今後討論していけばいい話であって、私はこの条例案に対して賛成いたします。

○渡部康吉議長 次に、反対者の発言を許します。

ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 ないようですので、討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第46号 南会津町税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○渡部康吉議長 起立多数です。

よって、議案第46号 南会津町税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

#### ◎議案第47号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第6、議案第47号 南会津町税特別措置条例の一部を改正する条

例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

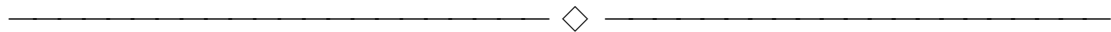
これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第48号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第7、議案第48号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 この議案については、全員協議会の中で詳しく説明を聞いたわけですが、全員協議会の資料の中では、2ページを見てみますと、税金の必要額につきて、医療費が2億8,519万9,000円、2億8,500万円ほど必要だということに言っております。それから、後期高齢者支援分で1億1,277万2,000円ほど必要だと、1億1,200万円ですね。それから、介護保険分で4,419万4,000円ほど必要だということが文章の中に書かれております。合計で、これが4億4,200万円ほどになると思います。

それが、一番最後の18ページの資料を見てみますと、例えば、これは一例としまして、医療

分を見ても、この被保険者数が5,709人いるわけです。5,709人で、その欄の下の方に1人当たり税額というのが5万3,011円とあります。これを掛けますと、全部の税金額が出てくるわけですが、計算しますと3億200万円ほどになるんです。

そうしますと、医療分のところで2億8,500万円必要だということに對しまして、3億200万円ほど集まる計算になると私は思うんですが、その辺で、1,700万円ほどが余計でないのかなと思うんです、医療分だけを見ると。この3つを見ると、合計で2,400万円ほどになるんですけれども、これ、多少の計算もゆとりは必要かもしれませんけれども、ちょっと多いんじゃないかと思うんです、全部で2,400万円というのは。それは、私もかねがね一般質問でも言っていますけれども、今、いろんな意味で町民の負担がひどいという中で、やはり1円でも税金を安くすることが必要でないかなと思うんですが、そうした観点から見た場合に、もう少し安くできなかったのかどうかを伺いたいと思います。

今のちょっと意味わかりましたか。今ちょっと細かな数字言ったんですが。わかったらいいんですが。

2つ目は、その前のページの17ページの計算例が詳しくありますが、この中の一番上の欄の田島地区で、19年でも20年でもいいんですが、所得割、資産割、均等割とありますが、この均等割の1万1,520円、19年度分だったら、20年分だったら1万1,400円とありますが、これが7割軽減でなくて4割軽減になっているんじゃないかなと思うんですけれども、この辺、間違っていないのかどうかを伺いたいと思います。2点です。

○渡部康吉議長 税務課長。

○馬場増男税務課長 お答えいたします。

まず、1点目の全員協議会の際の資料の件でおただしのあった点でございますが、まず、1点目の2,400万円ほど多いのではないかというお話でございますが、この必要税額でございますが、確かに2ページでは国民健康保険税にということで、それぞれの医療保険分、後期高齢者支援金分、それから介護保険分の積算の基礎に当たってのいわゆる必要税額の数値をお示しておりますが、全協でもお話をさせていただきましたが、全協の資料の19ページ、ここで税率を積算するに当たっての基本的な必要税額の算出についてご説明をさせていただきました。

例えば、医療費、医療保険分については、先ほどの2億8,519万9,000円に對して、これまでの収納実績率、こういうものを税的には約94.23%というふうな見込みを立ててございます。これに基づきまして、必要税額を3億264万1,571円というふうに、この19ページの資料の右端の数字に、こちらで必要税額を見込ませていただきまして、これを、被保険者5,709人とい

うことになってございますので、これを割り返しますと、今ほどの18ページの医療分ですと1人当たり税額5万3,011円と、こういうような数値になりますということで、ご説明をさせていただいたところでございます。

医療保険分同様、介護分、後期高齢者の支援金分も同様なんです、後期高齢者支援金分につきましては必要税額が1億1,277万2,000円と、これに対しまして、収納率を98.35%見させていただきました。これによりまして、1億1,466万4,935円、これを税としての必要税額の基礎数字にさせていただきまして、割り返しをしております。

それから、介護保険分でございますが、同じように、税を積算するに当たっての基本的な必要税額は4,419万4,000円ということでございますが、これに、収納率を89.88で見いております。これで、介護保険分につきましては、調定見込み額を4,916万6,500円というような数字で必要税額を見させていただきまして、これに基づいてそれぞれの税率を決定しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一点、おただしがありました件で、17ページの算定例の関係で、7割軽減ではなくて4割軽減ではないかというおただしでございますが、田島地域の例でおただしがありましたので、こちらは被保険者が2人いらっしゃいますので、均等割を2人掛けますので、7割軽減でこの数字で間違いないと思ひますが、よろしいでしょうか。所得割については7割軽減で、所得割はかかりません。それから、資産割については軽減税率ございませぬので、単純に資産税額を5万円というふうに見ていきますので、これに12.7%を掛けてございます。それから、均等割につきましては、1万9,000円という数字に対して、被保険者が2人ですから、7割軽減で30%を見ればこういった数字になると。それから、平等割についても、1万7,600円に対して3割を見ますとこの数字に間違いないかと思ひますが、よろしいでしょうか。

以上で終わります。

○渡部康吉議長 ほかにございませぬか。

11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 実は、正直言うと、前に住民生活課長にもお聞きしたんですけども、その後、改定後やはりわからないので、再度お願ひしたいと思ひます。

やはり、我々全協で説明を受けた資料11ページ、恐らく議員の皆さんも、このときに馬場信作議員が、75歳の人たちが全部国民健康保険から抜けて後期高齢のほうに行ったら療養給付費は下がるのではないかというふうに質問したんです。そうしたら、いや、下がりはしない、ふえるんだと。どうしてもやっぱりわからなくて、勉強会やってもらってもわからない。もう国民

健康保険の19年度のやつの決算、大体出ていると思うんです。そこの療養給付費というのは幾らですか。

要するに、その金額と、この11ページの20年6月というのは、これは11億7,700万円かな。そうすると下がってくるんです、金額は。だから、下がるのが当たり前ではないのかなと、こう思うんだけど、その辺をわかりやすくご説明をお願いしたいというのが1点。

それから、もう一点。どうしても、国で決めて、我々こう町村、末端のところに行きますと、どうしても国で決めたやつをやらざるを得ないんですけれども、それで、町長さんのお考え、ということは、後期高齢者の75歳のコストの非常に高い人たちが行くと、医療費がうんとかかるような人が。私は、疑問をいつも感じているのは、保険というのは、コストの高い人と低い人合わせて初めて成り立つものだというあれが強いものですから、コストの非常に高い人たちだけこう持って行って、確かにそこでかかったやつ、各保険のほうから4割やるとかいいろいろ言うんですけれども、本当にこれで、医療制度で保険でないといえればそれまででしょうけれども、本当に成り立つのかなと。どうもその辺がキツネにつままれたような形で、町長はその辺どういうお考えでいられるかなということの、ちょっとお考えを、その2点お願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

細かい数字については担当のほうから申し上げますが、昨日の議会の答弁でも申し上げたと思いますが、いわゆる後期高齢者といわれる人たちが、一般的に医療費が高いと思込んでいることが間違いだと思うんです、1つは。それは違うんですよ。必ずしもそうではないんです。ただ、政府がなぜこういう制度をつくったかというのは、これから、非常に人口密度の割合の高い団塊の世代が後期高齢者としていわゆる医療費のほうに負担をかけてくるだろうと、こういう想定のもとでつくられた制度だと、私はそういう認識をしております。

したがいまして、きのう言いましたけれども、後期高齢者が抜けて、それは医療費がどうなったか調べてみなければなりません、その分、現役世代に40%の支援の負担金が残っているわけです。だったらわかると思うんですが、そういうことで、実はこれ、国はこの制度をつくる時に平均化するわけです。全国の自治体の状況を平均化するわけです。そうすると、国保特別会計から後期高齢者医療制度に抜ける者は、都市部も地方部も全部入れると十数%になるだろうと、こういう考え。ところが、南会津町みたいなような、いわゆる高齢者率の高いところは30%も抜けるわけです、言ってみれば。そうすると、当然、いわゆるマスコミやなんかで言われているような確実に医療費の高い人たちがこっちに移行するだろうということには、計

算をしてみるとならないと、こういうことです。

ですから、こういう後期高齢者をみんなで支えるというのは、私もきのうお話ししたように、4番議員からそれぞれ違った制度があっただけじゃないかというんですが、その選択肢はつくります。選択肢はあったほうがいい。しかし、やはり一つの町ですから、全体として支え合いましょう、こういうスタンスが望ましいのではないだろうか。

ですから、この後期高齢者についても、そういう基本的な考え方を持っております。しかし、ご存じのように、政府で決定されることですから、これについては、特に、決定後の違う方策を見つけるというのは非常に難しい。しかし、何回も言うように、現場の意見として実態はこうですよと、本当にこれで政策的にいいんですかと、こういう提言はしていかなければなりません。

したがって、今月の初めだったか、上京した際に、国のほうにその旨を、この全協の資料を持っていきましたら、たまたま総理官邸のほうにちょっと来てみると、こういうことがありましたので、その資料を持って総理官邸のほうに行って、総理官邸の秘書官には説明をしてみました。

以上です。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長 答えいたします。

1番目のご質問で、後期高齢者の被保険者が国民健康保険から抜けたのに医療費がなぜ削減しないかという答えでございますが、国民健康保険の被保険者から抜けますが、もともとこの方たちの医療費につきましては、老人保健特別会計のほうから支出をしておりましたので、国民健康保険からの支出ではないために医療費の総額としては変わらないということでございます。

それから、全協の資料の9ページに、南会津町医療費等の推移ということでグラフで記載しております。この下のほうにその関係が記載してございますが、平成19年度ですと、国民健康保険の給付費が14億5,800万円ぐらい、その下に老人保健給付費ということで記載がしてあります。ここが大体22億円ぐらいかかっておりますが、この支払いがいわゆる後期高齢のほうに行った形の支払いを特別会計でしていたということですので、ご理解をお願いしたいと思います。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 前回、全協で説明いただいたので大体はわかりましたけれども、そこでわかったことは、非常に基金、これから先細りでどうにもならなくなるなど、いわゆる我々の次の世代に負担が行ってしまうのかなという感じがしたんですけれども、もともと後期医療は、私が国会議員だったら反対なんですけれども、町会議員だから反対してもしようがないので。これから町のことを考えるときにどうするかというときに、今回の改正で基金のほうにどのくらい回せるのか。あるいは、町としては基金を、標準というか目標にしている基金の金額があると思うんです。ですから、それは何年間の間にどのくらいずつ毎年積んでいきたいと考えた改正なのか、その2点についてお願いします。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長 お答えいたします。

基金の残高につきましては、全員協議会の資料の10ページに記載をしていますが、本来ですと、条例で規定する基金の額については、約33億2,800万円程度ということですが、現在、補正で5,180万円しておりますので、規定する額の大体26.8%ぐらいということになっております。

今回につきましては、先ほどから申し上げますとおり、やはり制度の改正が大きな理由でありますので、適正な医療費の削減をしてみますれば、剰余金の中からある程度、5%程度といいますので、約6,000万円程度を毎年積み立ててみたいというような計画を考えているところでございます。

以上です。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 私からもつけ加えてお答えをさせていただきますが、それで、先ほどお話ししましたいわゆる秘書官のほうにお願いをしたのは、辛うじて今回基金があったから、基金の持ち出しでさほど町民の方々に、いわゆる被保険者のほうに負担をかけないで何とか済むような措置で一時的に回避するという方法をとりましたが、この基金は確実になくなっていきます。したがって、その基金の積み立てに関する特例措置といいますか、これらについてぜひ検討していただきたいと、こんな話をしておきました。

つまり、基金に積み立てるというのは、何もかにも一般会計からこちらのほうの都合で積み立てると、こういうことがなかなかできないので、この辺の緩和措置等も含めて考えていただかないと、この国民健康保険特別会計については、我が町については大変な事態に陥るということで申し上げましたので、この後、どういう手順でどのような協議がなされるかわかりませ

んが、絶えず、その後の経緯についてもこちらではチェックをするといいますか、検証してお願いをさらに要望していきたい、こう思っております。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 同じような質問を反対のほうから、逆方向から見て質問したいと思います。

先ほど町長が言われたように、この保険は、各自治体でやっている国保財政が、今非常にお金が足りなくなっていて、間もなくつぶれるのではないかという、国民皆保険を守るために、また、高齢者が安心して保険を使えるようにという、そういう意味でつくられたのだと私は信じておりますが、例えば、これが、今、国会でも参議院で否決をされまして、もうなくせとこう言われていますけれども、もしも、この後期高齢者制度ができなかった場合、町の国保財政はどのぐらいの医療費、全体で医療費が、老人保健も含めて、現在よりもどのぐらい伸びるのか。あるいは、国保と老人保健の保険代がどのぐらいまで上げなければやっていけないのか。その辺、もしわかればお聞きします。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長 答えいたします。

大変難しい質問でございますが、いわゆる老人保健の今までの保険給付費の伸び率とか、国民健康保険給付費の伸び率を見ますと、確かに下がった年ではありますが、毎年微増、もしくはかなりふえている部分もありまして、特に、国民健康保険給付費については約109%というアップ率です。ただ、老人については101.8%ですので、若干の見込みであります。これら含めて、将来にわたってどうしても国民健康保険に対する財政の脆弱さというのが明らかでございますので、今回、後期高齢者医療制度によって、いわゆるお年寄りの方にもある程度負担をしていただく方向にしたいということでございますので、その辺で制度が変わってきたということです、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 数字を急にといってもなかなかわからないとは思いますが、私たちが、議員になっていろいろ予算書を見てみますと、今言われたように、医療費が毎年、町で1億円近く上がっているということで、当然、小さな自治体は高齢化が進んで、国保財政というのは非常に大変だと思います。

こういう中で、全国一律じゃなくて大きく県単位というあたりも、やっぱり当然、これは国

民の各自治体が大変な思いをしないようにということでやった政策だとは思いますが。今後、2年ごとには見直すという情報にもなっていますので、そういう点では、まず一たんやってみて、それから悪いところは直していくというのが大事なことでないか。それには、私たちもしっかりと見ていかなければ、検証しなければならないと思いますが、先ほど町長からも言われましたが、町としては、この制度ができたことに対してよかったのか、心配しているのか、現時点でのお考えを町長にお聞きします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

私は、先ほど申し上げたように、秘書官に申し上げたのは、本質的な流れの中ではこういう選択肢は必要であったと、こう申し上げてまいりました。それは、私も国会全般を知り得るものではないので、十分な認識の中でそういう結論を出したかというところではない。

しかしながら、先ほどから申し上げているように、今後、人口構成の中で、いわゆる団塊の世代と言われる人たちが、そういう医療に頼らざるを得ないような構成になってきたときにこのままでいいのかというところではない。したがって、今回、国民健康保険税の審議委員のほうからは基金を取り崩さないほうがいいと、こういう意見も随分ございましたが、現在、国会で、一たんスタートした制度ですが、さまざまなその地域の事情が課題として浮き彫りになってきましたから、それに対して改善策を講じようという動きがあるので、これらを十分見きわめないといけないので、ここでは、ひとつ基金の取り崩しをぜひご理解をいただきたいのと、こう申し上げました。

したがって、私は、先ほどから申し上げているように、あくまでも個人的な意見として申し上げますが、今までの従来の国民健康保険制度をそのまま踏襲しようというやり方ではないと。しかし、現在のやり方では都市部と地方の違いが出てきているので、このところはひとつ十分見直しを図ってほしいと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っています。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 実を言うと、私も、私たち公明党は、割合、都市部の議員が多いので、地方の政策が非常に弱い面もあるんです。この制度についても、5月半ばに、公明党の3,500人の全地方議員に改善点があれば挙げてくれということで、私も2点、できればこれを個人単位にしてもらいたい、それから、先ほどいろんなところで出ました、世帯主が若い人であって、その人の高齢者も減免率が少ないとか、そういう面を2点やりました。

そういう中で、今回の改正はいろいろなされましたが、まだまだ私も、もっと個人個人に、1枚ずつだから個人個人にしてもらいたいというこういう意見を今言っているんですが、確かに、この田舎いろんなところを回りますと、非常に高くなった人、国保よりも150%になった人もいるわけです。こういうことについては、私たちもしっかりと言っていきたいと、こう思います。

最後に、町長に、課長でもいいですから、もし、いろんな細かいこと、そういう不備な点があったら、ぜひ町からも改善点の声を上げてもらいたいと、できるかどうかお聞きして終わります。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

当然、私はできると思っておりますし、この辺については、進んで関係機関あるいは団体等と連携を深めてやっていきたいと、こう思っております。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 私は、やはり国保の関係でいけば、一番やっぱり気になるところは基金の問題だというふうに思っています。それで、間違いなく、町長も言われたようにもう底をつくんじゃないかと。やっぱりそのときに、何でもってカバーしていくのかと、それはまさに医療費をもう減らす以外にないんじゃないかと、当面。

そういう意味では、町としても医療費削減のために重点施策も含めて取り組んでいるようですし、なおかつ、先ほど町長が述べられた緩和措置、これも、来年、再来年、即実現してやるものかどうかともわかりませんので、仮に、これが底をつくようなことになった場合は一体どうするのか。保険料を上げるのか、もちろん一般会計から持ってくるなんてこれはできませんから、その辺のことをちょっと、私も国保について余り知識がないものですから教えていただきたいということ。

もう一点は、人間ドックの関係なんですが、これも、19年度の予算値と今回の数値を比べてみますと、もう35%まで減になっているわけです。そういう意味では、確かに後期高齢者の方が移行したという部分もあるかとは思いますが、実際にこれで大丈夫なのかなという不安が、今、県立南会津病院も人間ドックが始まってホームページ等にも宣伝していますし、これからは需要が見込まれると思うので、その辺で、ちょっと数値のマジックがいまいち理解できない部分があるので、ご説明いただければと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長　お答えをいたします。

基金については議員と同様の心配をしておりますが、底をついた場合という話ですが、底をつかないように何とかしていくというのが私たちに与えられた重要な課題だと思います。仮に、底をついたということになれば、今の制度の中では税に転嫁をせざるを得ないということになるわけです。

でも、これは、先ほどからも話があるように、今の南会津のいわゆる経済実態、あるいは雇用の状況、所得の実態を見てみますと、それを吸収するような状況にはないんです。このところを、ですから、私は国に、地方と都市の差というのはこういうところにも実は出てきているので、今回ぜひ緩和措置といいますか、特別な取り扱いについて、暫定的なものでもいいからお願いをしていきたい、これは強く今後も継続していきたいということであります。

人間ドックについては、担当の者からお答えをさせていただきたいと思います。

○渡部康吉議長　住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長　お答えいたします。

人間ドックの実施状況につきましてですが、19年度につきましては、40歳から69歳の町民ということで実施をしております。国保と国保外とありますが、受診者は195名でございます。19年度につきましては、保健衛生協会のほかに竹田病院、中央病院、会津西病院の4つで実施をしております。今年度につきましては、40歳から74歳までの町民ということで、現在までに実施をしたのが、国保だけになります74名でございます。実施医療機関につきましては、保健衛生協会と南会津病院の2カ所でございます。これにつきましても、南会津病院については、産婦人科の関係で男性のみの受け入れというふうにはなっております。今年度の実施状況を踏まえて、さらに、来年度に向けて結果に応じたよい方向にまた検討させていただきたいというふうに考えております。

○渡部康吉議長　ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○渡部康吉議長　質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔発言する者あり〕

○渡部康吉議長　それでは、まず、反対者の発言を許します。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 私はこの議案に反対いたします。

この前、6月11日に、民報新聞に国民健康保険税と後期高齢者医療制度の保険料の比較が載りました。この中で、南会津町は国保との比較で、年金収入79万円の場合も500円上がったと、それから、年金が201万円の場合も1万2,900円上がったと、両方上がったということで、県内でただ一つそういう町として載っていました。これは、後期高齢者になってから上がったという意味ですから、国保としては今まで比較的安くなっていたと思うんです。そういう意味では、私は、この町の国保についての施策はいろいろ頑張っているということは、私は大いにわかっております。今回の資料の18ページを見た場合においても、課税限度額が下がったこともありますけれども、国保の医療分については、もちろん去年よりも下がっております。

しかし、問題は、やっぱりこの後期高齢者に対する支援分です。この分がほぼ全額といっているか、そのくらい上がっていると思うんです。ちょうど、ことし、たまたま4町村の税金を一遍にするという時期があったものですから、そういう点で、幾ら上がったというのがすばっとうち出せないという面もありますけれども、ちょっと見た感じでは、この後期高齢分がどんと上がっていると思うんです。そして、また、その賦課限度額においても、今までは医療分が56万円、それから介護分が9万円で65万円だったんですが、今度は医療分が47万円に下がったんですけれども、後期高齢の支援金分が12万円になったと、そして、介護分が9万円で、今度68万円、その限度分も今までの65万円から68万円に上がったわけです。そういう点で、やはりこの後期高齢分が重く負担にのしかかっていると思うんです。

そして、私がやっぱり心配するのは、今、収入がみんな下がっているわけです。そういう中で税負担がふえてくる、こうなれば、また滞納がふえるという悪循環になるわけです。先ほど、私の質問の中でも、滞納分を見越して税金を多く徴収しているんだということがわかりましたけれども、今後、それがますますひどくなって、滞納がふえるという悪循環に陥るだろうと、私は思っております。

そういう点で、町の担当のほうで頑張っていることは、それは十分承知しておりますし、評価もしておりますが、後期高齢分、これについて、私も今廃止運動をやっておりますが、ますますこの廃止運動に力を入れてやる必要があるなど、こう思っております。

そういう観点で、これについて反対とします。

○渡部康吉議長 次に、賛成者の発言を許します。

5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 税金が上がって喜ぶ人はだれもいません。しかし、本年は、合併で定

めた均一課税を行うこととした年度であり、初めて4地域が同額の課税となるわけであります。必要税額を平成19年度と同額とするために、先ほど話が出ておりましたけれども、国民健康保険基金から5,180万円を繰り入れて、納税者の負担をできるだけ少なくすることにも努力をされていることがわかります。

ただ、高齢者医療制度の改正により、保険税が上がったことについては、町民が厳しい生活をしていることを踏まえ、今後、あらゆる機会に税のPRをされ、納税者である町民の理解をいただけるように努められることを申し上げ、本改正に賛成するものであります。

○渡部康吉議長 次に、反対者の発言を許します。

ありませんか。

〔発言する者なし〕

○渡部康吉議長 ないようですので、討論を終わります。

これより採決を行います。

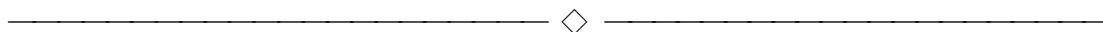
この採決は起立によって行います。

議案第48号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○渡部康吉議長 起立多数です。

よって、議案第48号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第49号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第8、議案第49号 南会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

---

◎議案第50号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第9、議案第50号 南会津町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

---

◎議案第51号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第10、議案第51号 南会津町前沢曲家資料館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

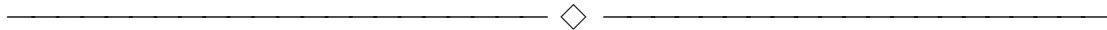
これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎報告第3号について

○渡部康吉議長 次に、日程第11、報告第3号 平成19年度南会津町繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

本件は、法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

以上で、報告第3号 平成19年度南会津町繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

---

◇

◎議案第52号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第12、議案第52号 平成20年度南会津町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 一般補正で、この中にちょっとないんですが、補正ということで関連して質問させていただきますが、この中に貸付金、ちょうどのないんですけれども、20年です。

今回、南会津町で金井建設に貸し付けしている土地があると聞いたんですが、産業廃棄物の処理場、大体年間50万円ぐらいとは聞いたんですけれども、金額はいいんですが。金井建設がああいう状態になりまして、あそこにかんりの施設が残っているということで、あの施設を金井建設さんのほうとか弁護士の方で壊していくのか、それとも、最終的には町があれを処理しなければならないのか、決まっていなければいいんですが、もし方向性が決まっていれば伺います。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

金井建設の関係でございますが、先々月だったかと思いますが、私どものほうで破産管財人のほうと協議をしまして、その中で、破産管財人の基本的な考え方をお聞きしてきましたが、破産管財人としては、今ある施設を使いながら事業が展開できる企業それから法人がないかということで、まずその辺で当たっているというような状況の報告がございました。

そういう状況でございますので、さらにそういった事業者があらわれなかった以降の問題につきましては、さらに破産管財人と協議を進めていきたいというのが現状の状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第53号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第13、議案第53号 平成20年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第54号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第14、議案第54号 平成20年度南会津町老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

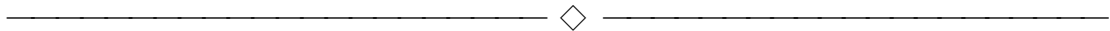
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、議案審議は終了いたしました。



◎平成20年請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、常任委員会に付託してあります請願・陳情について。本定例会の会期中に結論の出ました請願・陳情の審査経過と結果について、委員長の報告を求めます。

日程第15、平成20年請願第1号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める請願書についてを議題といたします。

産業建設委員会に付託しておりますので、産業建設委員長の報告を求めます。

13番、星和男君。

○13番 星和男議員 産業建設委員会に付託されました請願書についてご報告申し上げます。

本委員会に付託されました請願書を審査した結果、次のとおり決したので、会議規則第94条

第1項の規定により報告いたします。

記。受付番号、平成20年請願第1号。件名、国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める請願書。平成20年6月13日付託されました。付託されたのは、南会津町山口字村上867、森林労連全国林野関連労働組合 南会津分会執行委員長 本名隆幸。

審査の結果は採択するべきものと、皆さんの全員一致で決まっております。

よろしくお願いいたします。

○渡部康吉議長 これより委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

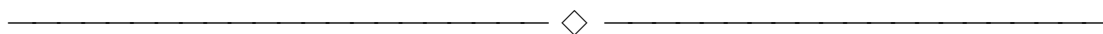
この請願に対する委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、平成20年請願第1号は委員長報告のとおり決しました。



◎平成20年請願第2号及び平成20年請願第5号の委員長報告、質疑、討論、  
採決

○渡部康吉議長 次に、日程第16、平成20年請願第2号 「非核日本宣言」を求める意見書の採択についての請願について、日程第17、平成20年請願第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する請願についてを一括して議題といたします。

総務委員会に付託しておりますので、総務委員長の報告を求めます。

16番、渡部東君。

○16番 渡部 東議員 ただいま議題となりました請願2件につきまして、その審査の経過と結果についてご報告いたします。

1件目は、平成20年請願第2号、「非核日本宣言」を求める意見書を国に提出する請願書ですが、平成20年6月5日、会津若松市城東町16-1、会津地方労連内、原水爆禁止会津若松市協議会代表、鈴木丑生氏より提出されたものであり、紹介議員は大竹幸一議員であります。

2件目は、請願第5号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出で、平成20年6月5日、福島市荒町1番21号、自治労福島県本部中央執行委員長、丹治則雄氏、及び南会津町田島字後原甲3531-1、自治労南会津町職員労働組合執行委員長、渡辺健二氏で、紹介議員は星光久議員であります。

以上、2件とも、平成20年第2回定例会において本委員会に付託されたものであります。

本委員会といたしましては、早速6月13日より本請願の審査に入り、16日、17日と3度、その中で、両紹介議員の説明、また、地方財政の充実・強化を求める意見書につきましては総務課長の説明を受け、慎重に審議をいたしました。

まず、1件目の「非核日本宣言」を求める意見書についてであります。請願の趣旨は、今なお世界には膨大な核兵器が維持・配備され、新世代の核兵器開発が行われ、北朝鮮の核実験に見られるように、拡散の危険も現実のものとなっているので、日本政府は核兵器廃絶の提唱・促進と、非核三原則の厳守を改めて国連や国会などで内外で宣言し、非核日本宣言として核兵器のない世界のための努力を呼びかけてほしいというものであります。

審議の結果、これは国政レベルの問題ではなかろうかと。非核三原則については、日本政府は国是として歴代内閣において堅持されてきただろうと。核兵器の保有と製造については、原子力法によって禁止されている。核拡散防止条約を批准した1976年に国会の両議院で非核三原則を決議した等があり、意見書の提出までは必要がないのではないかという意見もございましたが、今なお、世界には膨大な核兵器が維持・配備され、新しい兵器開発が行われている現状をかんがみ、日本政府が非核三原則の厳守、核兵器廃絶の提唱・促進を改めて国内外で宣言すべきではないか、そういう結論に達しまして、全会一致、採択すべきものと決しました。

次に、2点目ですが、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出であります。

請願の趣旨は、地方分権の推進、少子・高齢化の進行、産業・雇用対策、地球規模や地域レベルの環境保全需要、災害・事故に対する安全対策など、地域の行政需要が増大していて、地方自治体の果たす役割はますます重要になっており、2008年度に創設された地方法人事業税

の国税化と都市部の税収を活用した「地方再生対策費」は格差是正策としては不十分である。2009年度予算は、深刻化する地域間格差の是正と公共サービスの充実に向け、地方税の充実強化、国が果たす財源保障に必要な財源を確保することが重要であり、地方分権の理念に沿った自治体運営ができるよう、地方財政の充実・強化を図られるよう政府機関に対して意見書の提出をしてほしいというものであります。

審議の結果、請願の趣旨のとおり、現状の地方財政は国の景気対策、地方交付税の大幅な圧縮により、自治体の財政は硬直化を招いているとの観点から、全員一致採択すべきものと決定いたしますので、よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願いをいたします。

○渡部康吉議長 これより委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより平成20年請願第2号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

平成20年請願第2号に対する委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、平成20年請願第2号は委員長報告のとおり決しました。

次に、平成20年請願第5号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

平成20年請願第5号に対する委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、平成20年請願第5号は委員長報告のとおり決しました。



◎平成20年請願第3号及び平成20年請願第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第18、平成20年請願第3号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書採択に関する請願書について、日程第19、平成20年請願第4号 住基ネットの見直しを求める請願書を一括して議題といたします。

文教厚生委員会に付託しておりますので、文教厚生委員長の報告を求めます。

5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 ただいま議題となりました請願について、審査の経過と結果について報告いたします。

平成20年請願第3号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書採択に関する請願書は、平成20年6月5日、19番大竹幸一議員の紹介により、福島市御山字中屋敷96、福島県保険医協会理事長、酒井学氏から提出されたものです。

その趣旨は、歯や口腔を健康な状態に保つことは、全身の健康や介護・療養上の改善に大きな役割を果たし、さらには、医療費節減にも効果があることが「8020運動」で実証されている。多くの国民は、歯科医療について保険のきく範囲の拡大と自己負担の軽減を強く望んでいる。そして、次の事項について国に実現を求め、意見書を提出してほしいというものであります。

1、保険でより良い歯科医療が提供できるよう診療報酬の改善を図ること。

本委員会は、6月13日及び6月16日と2日間にわたり慎重に審査しました。その主な意見としては、現場の歯科医師に現況を聞いたところ、請願の趣旨と大きな違いはないという話もなされ、歯の健康を保つことは全身の健康にもつながるだろう等々であります。

本委員会としては、請願の趣旨が健康でよりよい歯科医療が提供できるよう診療報酬の改善を図ることを求めていることから、その必要性を認識し、採決の結果、全会一致で採択とすることに決定いたしました。

以上、ご理解いただき、ご決定くださいますようお願いいたします。

続いて、次の請願について、審査の経過と結果について報告いたします。

平成20年請願第4号 住基ネットの見直しを求める請願書、平成20年6月13日付、19番大竹幸一議員の紹介により、喜多方市東桜ヶ丘2189、住基ネット差止めを求める喜多方の会代表 山崎四朗氏から提出されたものであります。

その趣旨は、住基ネットが稼動して5年が経過し、国はますます住基ネット利用の事業を拡大しようとしている。しかし、住基ネット利用事務の拡大が、住民にとって本人の承諾なしに自分の個人情報すべてが把握され、管理され、利用されるという拡大につながる。また、住民にとって、自分の個人情報がどのように使われているのか知らされていないこと。自己情報コントロール権が保障されるシステムになっていないこと。そして、憲法13条に基づく自己情報コントロール権の保障を求め、次の事項について見直しをするように国に求め、意見書を提出してほしいというものであります。

- 1、住基ネットのすべての利用記録を本人に開示する制度をつくること。
- 2、年金や医療保険に住基コードを利用する社会保障カードの導入を中止すること。

本委員会は、6月13日及び6月16日と2日間にわたり慎重に審査しました。その主な意見としては、既に合憲とする司法の判断が示されている。住基ネットが扱う個人情報は氏名、生年月日、性別、住所、住民票コード、限られた情報量となっている。実害が生じていない。情報化社会になっているので見直しは逆行するのではないかと、等々であります。

本委員会としては、請願の趣旨が、住基ネットの見直しを国に求めていることから、現時点での見直しの必要性もないと判断し、採決の結果、全会一致で不採択とすることに決定いたしました。

以上、ご理解いただき、ご決定くださるようお願いいたします。

それから、先ほど、保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の日付ですが、訂正いたします。平成20年6月13日付付託でございます。

よろしくお願いいたします。

○渡部康吉議長 これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより平成20年請願第3号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔発言する者あり〕

○渡部康吉議長 討論があるようでございます。

それでは、まず、反対者の発言を許します。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 今の住基ネットの……

○渡部康吉議長 19番に申し上げます。請願第3号の討論でございますので。

それでは、討論なしと認めていいですか。

これより採決いたします。

平成20年請願第3号に対する委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、平成20年請願第3号は委員長報告のとおり決しました。

次に、平成20年請願第4号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔発言する者あり〕

○渡部康吉議長 それでは、まず、委員長報告に反対の発言を許します。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 今のこの住基ネットの問題については、この請願事項に対して必要性がないというようなそういう審議結果がありましたので、何ともこの質問のしようがないということで質問しなかったんですけども。

私は、この請願事項は必要があると思っています。これ、見解の違いになりますので質問しなかったんですが、実害がないというようなこともありましたけれども、しかし、そういう実害が発生する前に、この会では請願をしているわけでありますので、それが、ここの委員会で必要性がないという判断がされたことは、大変残念であります、私は必要があると思っています賛成であります。

○渡部康吉議長 次に、賛成者の発言を許します。

1番 湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 この住基ネットの見直しを求める請願書について、委員会で十分議論されました。先ほども委員長が述べましたように、現段階では、最高裁がこのような裁判の中

で、住基ネットが憲法13条に保障された自由を侵害するものではないという、合憲であるという判断が示されていることがまず1つと、あと、実際に住基ネットによる住民に対する被害というのが出ていないということで、私はそれを考え、不採択に賛成です。

○渡部康吉議長 次に、反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○渡部康吉議長 ないようですので、討論を終わります。

これより採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって、原案についてお諮りいたします。

平成20年請願第4号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○渡部康吉議長 起立少数です。

よって、平成20年請願第4号は不採択とすることに決しました。

暫時休憩いたします。昼食休憩とします。

休憩 午前11時40分

再開 午後 1時00分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

————— ◇ —————

#### ◎日程の追加

○渡部康吉議長 先ほど町長提出議案1件、委員会提出議案4件、議員派遣の件、各常任委員長及び特別委員長から閉会中の継続調査申し出書並びに議会運営委員長から所掌事務に係る継続調査の申し出書が提出されております。

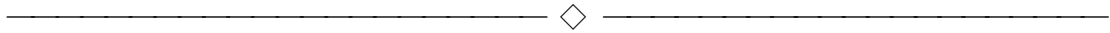
お諮りいたします。

この際、これらの案件については、お手元にご配付の追加議事日程のとおり日程に追加し、順次議題にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、提出されております案件につきましては、お手元の追加議事日程のとおり日程に追加し、順次議題とすることに決しました。



◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 追加日程第1、議案第55号 物品購入契約についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

〔局長議案朗読〕

○渡部康吉議長 提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○湯田芳博町長 追加して提案をいたします議案第55号 物品購入契約についてご説明を申し上げます。

本案は、田島地域の建設機械ロータリー除雪車の老朽化に伴う更新でありまして、万全な除雪体制を期するため、国庫補助事業により除雪能力のすぐれたロータリー除雪車を購入するものであります。このため、6社を指名し、去る6月9日、指名競争入札を実施した結果、コマツ福島株式会社社会津支店が落札をいたしましたので、同社と物品購入契約を締結するものであります。

契約物件の概要は、コマツ製WA270-6Y排出ガス対策型ロータリー除雪車1台で、車輪式13トン級、カプラ付き、ロータリー付き、マルチプラウ付きでありまして、契約金額は2,588万2,500円であります。

なお、納車期限は平成20年11月30日を予定するものであります。

よろしくご審議を賜りまして、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○渡部康吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 ちょっと何点かお伺いしたいと思います。

これ、多分更新だろうと思うんですが、今までのがどのくらい、何年くらい使って更新なの

かというのが1つと、それから、国庫補助と言いましたけれども、その割合、どのくらいなのか。それから、指名競争入札ということで、6社の1社はわかったけれども、あと5社、わかればお願いしたい。

○渡部康吉議長 建設課長。

○大竹政義建設課長 お答えをいたします。

今回更新する車両につきましては、平成7年に購入しました車両の更新でございます。したがって、13年の経過がございます。それから、国庫補助の割合でございますが、補助率3分の2でございます。それから、指名の業者につきましては、町に提出されております会津方部の建設機械業者の指名参加願いに基づいて指名をさせていただきました。業者について申し上げますが、東北TCM株式会社会津支店、コマツ福島株式会社会津支店、日立建機株式会社会津営業所、会津自動車工業株式会社、東北建設機械販売株式会社会津営業所、会津機械株式会社の6社でございます。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 私もこういう機械というのはよくわからないんですけども、平成7年に買った前の機械というと、法的な耐用年数というのは何年なんですか。

○渡部康吉議長 建設課長。

○大竹政義建設課長 お答えをいたします。

南会津町の建設機械については、平成元年購入された機械から、昨年平成19年分までございますが、国の補助採択基準といたしまして、購入後10年以上経過したものというふうに定められております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎委員会提出議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、追加日程第2、委員会提出議案第1号 国による森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

〔局長議案朗読〕

○渡部康吉議長 お諮りいたします。

ただいま議題となりました委員会提出議案第1号は、今期定例会の本会議における請願の採択による意見書の提出であります。この際、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、委員会提出議案第1号は、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、採決することに決しました。

採決いたします。

委員会提出議案第1号 国による森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。



◎委員会提出議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、追加日程第3、委員会提出議案第2号 「非核日本宣言」を求める意

見書の提出についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

〔局長議案朗読〕

○渡部康吉議長 お諮りいたします。

ただいま議題となりました委員会提出議案第２号は、今期定例会の本会議における請願の採択による意見書の提出であります。この際、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、委員会提出議案第２号は、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、採決することに決しました。

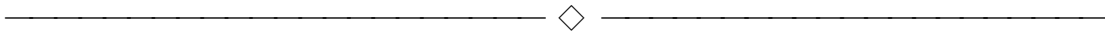
採決いたします。

委員会提出議案第２号 「非核日本宣言」を求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。



◎委員会提出議案第３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、追加日程第４、委員会提出議案第３号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

〔局長議案朗読〕

○渡部康吉議長 お諮りいたします。

ただいま議題となりました委員会提出議案第３号は、今期定例会の本会議における請願の採択による意見書の提出であります。この際、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、委員会提出議案第3号は、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、採決することに決しました。

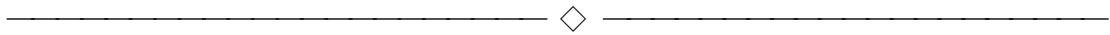
採決いたします。

委員会提出議案第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。



◎委員会提出議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、追加日程第5、委員会提出議案第4号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の提出についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

〔局長議案朗読〕

○渡部康吉議長 お諮りいたします。

ただいま議題となりました委員会提出議案第4号は、今期定例会の本会議における請願の採択による意見書の提出であります。この際、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、委員会提出議案第4号は、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、採決することに決しました。

採決いたします。

委員会提出議案第4号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。



◎議員派遣の件について

○渡部康吉議長 次に、追加日程第6、議員派遣の件についてを議題といたします。

会議規則第119条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の派遣活動があります。

お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、閉会中の派遣活動とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり、閉会中の派遣活動とすることに決しました。



◎閉会中の継続調査について

○渡部康吉議長 次に、追加日程第7、委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長、特別委員長及び議会運営委員長から、所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元にお配りいたしました申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。



◎閉会の宣告

○渡部康吉議長　これで本日の議事日程は終了いたしました。

以上で、今期定例会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

上衣の着衣を願います。

以上をもちまして、平成20年第2回南会津町議会定例会を閉会いたします。

長期間、慎重審議、まことにありがとうございました。

閉会　午後　１時２１分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員